

令和元年第2回定例会9月定例会議

中之条町議会会議録

令和元年9月 4日 再開

令和元年9月18日 散会

中之条町議会

令和元年第2回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和元年9月4日									
招集の場所	中之条町役場 議事堂									
再開 日時 散会	再開		令和元年9月4日 午前9時30分							
	散会		令和元年9月4日 午後3時08分							
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別		議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	
	1番	山田みどり	応招	出席		9番	安原 賢一	応招	出席	
	2番	佐藤 力也	〃	〃		10番	小栗 芳雄	〃	〃	
	3番	関 美香	〃	〃		11番	福田 弘明	〃	〃	
	4番	大場 壯次	〃	〃		12番	剣持 秀喜	〃	〃	
	5番	篠原 一美	〃	〃		13番	山本日出男	〃	〃	
	6番	富沢 重典	〃	〃		14番	齋藤 祐知	〃	〃	
	7番	関 常明	〃	〃		15番	山本 隆雄	〃	〃	
	8番	唐沢 清治	〃	〃						
会議録署名議員		7番 関 常明		8番 唐沢 清治			9番 安原 賢一			
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠		
		議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介		
		議事書記		鈴木 幸一						

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行	代表監査委員	山本 恒夫
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第2回中之条町議会定例会9月定例会議事日程（第1号）

（令和元年9月4日午前9時30分開議）

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 審議期間の決定
- 第3 議案第 1 号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第2号）
議案第 2 号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 3 号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 4 号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 5 号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 6 号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 7 号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第 8 号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
議案第 9 号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第10号 中之条町下水道条例の一部改正について
議案第11号 中之条町農業集落排水施設の維持管理等に関する条例の一部改正について
議案第12号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について
議案第13号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
議案第14号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第15号 中之条町社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第16号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第17号 教育委員会教育長の任命について
- 第6 議案第18号 教育委員会委員の任命について
議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7 議案第20号 平成30年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について
認定第 1 号 平成30年度中之条町歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成30年度中之条町事業会計決算認定について

- 第 8 報告第 1 号 平成 30 年度中之条町健全化判断比率の報告について
報告第 2 号 平成 30 年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について
報告第 3 号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について
報告第 4 号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について
報告第 5 号 専決処分の報告について
報告第 6 号 専決処分の報告について
- 第 9 請願第 1 号



◎ 再開前のあいさつ

○議長（山本隆雄）みなさんおはようございます。

第 2 回定例会再開にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和元年第 2 回中之条町議会定例会 9 月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

また、休会中は各種行事への参加をはじめ、積極的に議員活動いただきありがとうございました。

文教民生常任委員長より視察研修報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため、議場内の撮影を行います。インターネットでの配信を予定しています。

傍聴席につきましては、写り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等をお控えくださるようお願いいたします。

ここで諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣につきましては、お手元に配付した資料のとおり、決定させていただきました。

次に、監査委員から「例月出納検査報告書」が、町長からは「指名競争入札執行報告書」が提出されています。それぞれ事務局にありますので、ご覧いただきたいと思います。

また、平成 30 年度完成建設工事請負明細書をお手元に配付しました。

次に、8 月 22 日には吾妻広域町村圏振興整備組合議会第 2 回定例会が開催され、提出された議案を原案のとおり可決しました。

全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会が 7 月 18 日に開催され、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の法案が成立され、公布されたことをもって、議員連盟の活

動目的が達成されたことから解散されることとなりました。お手元に配付しましたので、ごらんください。

さて、今期定例会議は、補正予算や関連する条例、平成30年度決算認定のほか、財政健全化に関する法律にかかわる財政指標の報告など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いします。

この際、町長からごあいさつ願います。町長

○町長（伊能正夫）みなさんおはようございます。

本日は、令和元年9月議会定例会に議員のみなさんにおかれましては、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素から町政発展のためにご指導、ご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をおかりし、厚くお礼を申し上げるところでございます。

今年は、全国的に異常な猛暑となりました。熱中症により亡くなられた方、体調を崩された方々が多くいらっしゃいました。また、大雨による人的、物的被害も発生しており、当町においても土砂崩れ等が発生いたしました。防災の重要性を再確認するとともに、住民の方々の安心安全を守ることの決意を新たにしますものでございます。8月24日から7回目の開催となります中之条ビエンナーレが9月23日までの31日間で開催され、既に大勢のお客様が来町され、町民のみなさんにもお手伝いをいただきながら交流を楽しまれております。中之条町最大のイベントとなりますので、議員のみなさんにおかれましても大いに内外にアピールしていただきますようお願いをいたします。

さて、群馬県議会議員の妻の南波久美子さんが公職選挙法違反の事件に関する報道に私の名前も出ており、議員のみなさんや町民のみなさんにご心配をかけている件につきまして、改めておわびを申し上げます。

7月26日に開催されました議員懇談会の中で説明と謝罪をさせていただいたとおりでありますし、その内容について議会広報188号に掲載していただき、町民の方々に周知されたところでございます。議員のみなさんから説明責任を果たすべきところのご指摘もあり、私はこの間説明責任を果たすべく町民のみなさんが集まる会議や集会で直接おわびをしてまいりました。今回の一般質問でも7人の方がこの件について質問されており、重要な問題であると同時に町民の方々の関心も高いと認識を新たにしているところでございます。誠心誠意説明をさせていただきたいと思っております。

今後は、より一層襟を正し、町政に邁進していきたいというふうに思っております。議員のみなさんにご指導、ご協力をいただきますようお願いをいたします。

さて、本定例会では、既にご案内のとおり、一般会計の前年度決算の認定をお願いするとともに、一般会計をはじめ、各特別会計補正予算及び条例改正等、多くの議案をご

審議いただくことを予定しております。慎重審議の上、議決をいただきますようお願い
い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

関連がありますので、私からも発言したいので、副議長は議長席にお願いします。

ここで暫時休憩をさせていただきます。

（休憩 自午前9時38分 至午前9時39分）

○副議長（齋藤祐知）再開します。

地方自治法第106条の規定により議長の職を務めさせていただきます。

15番、山本さん、ご登壇お願いいたします。15番、山本さん

○15番（山本隆雄）私の発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

今回の前南波県議の奥さんの選挙違反の件につきまして、関係した私から説明とおわび
を申し上げます。

まず最初に、新聞報道等で私の気の緩みで町民皆様、また議員の皆様にご迷惑と
ご心配をおかけいたしまして、心からおわびを申し上げます。誠に申し訳ございません
でした。

私は、前回の県議選同様東吾妻の町村議長は現職の南波県議、そして西部の町村議長
は現職の萩原県議を応援しようということで話し合いで決め、私は吾妻郡議長会長とし
て選対委員長を仰せつかり、そして高山の議長が選対委員長代行、そして東吾妻町議長
が地元であり、選対副委員長ということで任命されました。長い間、吾妻、そして中
之条のまちづくりのために大変ご協力いただき、そしてこれからもいただくためにも支援
活動をさせていただきました。

さて、県議選終了後間もなく4月9日の日に妻が昼前に県議の奥さんが選挙のお礼に
来ましたということと言われ、そしてお菓子の上にお金が入った封筒を渡そうといたし
ましたが、受け取らずお断りしたわけでございますが、無理やり玄関の上の上がり端の
上に置いていかれたということと言われました。それは、いただくわけにはいかないと
思い、会社やポストに入れて帰ってくるわけにはいかないし、考えていたら、高山の議長
から連絡があり、4月14日の日に県議がいるということで連絡があり、一緒に行ったわ
けでございます。その日は、ちょうど私も選挙の2日前でございました。妻から封筒を
預かり、中身も確認せず、胸のポケットに入れて県議のお宅へ2人で行ったわけでござ
います。そしたら奥さんがおり、奥さんに町民のために行ったのだからということでお
返しをしたわけでございます。

それから、お菓子については見てもおらず、自分の選挙で頭の中から消えてしまい、
そのまま放置していたわけでございます。ようかと気が付いたのは、大型連休で休み

で埼玉の娘や孫たちが大勢来ている時妻が出して、そして気が付いたわけでございます。そして、また高価なものだとは全く気が付きませんでした。

それから、5月14日の日に町の公社の会議の後、昼で家に帰ったら、県警の刑事さんが来て、その時いろいろな関係を妻が出して、その中には菓子の袋がこれだよということで初めてそのお菓子の袋を見たわけでございます。

そして、県議選については既に県警も調査しており、確認事項だけでございました。そして、受け取った妻が吾妻署に行き事情聴取をされ、夜の9時頃までかかったようでもございました。私は、翌日15日の日に午前中吾妻署に行き、お金の返還方法や、そしてまた妻からの聴取の食い違いがないかなど聞き、そしてまた県議選に関係する役員名簿、名刺、遊説日程、それとまた携帯電話、それと関係する書類の提出を求められ、そして選対委員長としての行動等を聞かれました。これは4時間ぐらいかかったようでもございます。それと、携帯電話の予定表やGPS、通話記録、全てデータを収録され、そしてまた公務予定表がありましたので、公務やちょうど田植えの時期でございまして、支障のないよう協力してくださいということでありました。

そして、5月18日の日に渋川警察署で選挙期間中の活動について2時間程度聞かれ、そしてまた携帯電話、通話記録、それとGPSの行動記録等で2人が返還をしたことが確認されたということで、警察のほうから話がありました。

そして、5月21日の日に渋川警察で検事さんに調べをして、警察の調べに対して、これで間違いはないかというようなことでございました。

そして、25日の日に私の全ての経歴等を聞かれ、それ1時間程度で終わりました。

合計吾妻署で1回、渋川署で3回、1回は検事が来て取り調べということでございます。合計4回調べられました。

そして、6月20日、関係書類の受け取りに行き、6月22日の日に新聞で書類送検ということを知りました。

そしてまた、7月22日の日に新聞で不起訴処分と知り得たわけでございます。

今までの経過でございます。こんなつらい心境をしたことは全くなかったわけでもございます。今後このようなことは細心の注意を払って、町民の福祉の向上、町の発展のために尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いし、発言とさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○副議長（齋藤祐知）議長は、議長席にお着きください。

ここで、暫時休憩といたします。

（休憩 自午前9時47分 至午前9時48分）

○

◎ 開 議（午前 9 時 48 分）

○議長（山本隆雄）再開します。

引き続き、会議を進行します。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和元年第 2 回中之条町議会定例会 9 月定例会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条により、7 番、関常明さん、8 番、唐沢清治さん、9 番、安原賢一さんを指名いたします。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第 2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙の審議期間予定表のとおり本日から 9 月 18 日までの 15 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、9 月定例会議の審議期間は本日から 9 月 18 日までの 15 日間と決定いたしました。

○

◎ 議案第 1 号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第 2 号）

◎ 議案第 2 号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

◎ 議案第 3 号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎ 議案第 4 号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第 1 号）

◎ 議案第 5 号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

◎ 議案第 6 号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

◎ 議案第 7 号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第 1 号）

（提案説明）

○議長（山本隆雄）日程第 3、議案第 1 号から第 7 号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

令和元年度も半期が過ぎようとしているところでありますが、本年度の事業執行に当たりまして、上半期に予定していたそれぞれの事業に着手でき、順調に推移しているところであります。しかし、この間に町民の要望や補助事業としての採択、新規事業の発生等により、早期に実施しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものであります。

補正額は、歳入歳出ともに6,705万7,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ103億1,481万1,000円にいたしたいというものであります。

補正の財源といたしましては、分担金及び負担金2万5,000円、国庫支出金1,169万4,000円、県支出金883万3,000円、諸収入124万1,000円をそれぞれ充当し、不足する財源につきましては繰越金4,526万4,000円を充当させていただきました。

次に、歳出でございますが、職員手当等に不足が生じたところにつきましては、補正をさせていただいております。これにつきましては、補足の中で説明をさせていただきますと思います。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

1款議会費では、録音配信用ビデオ編集機器備品の購入費をお願いいたしました。

2款総務費では、主なものとして交通対策費で沢渡線ＩＣカード導入補助金を、企画費の情報化推進対策事業で上下水道料調定システム端末リース料など、諸費の各種団体負担金及び補助金では、名久田地区第5区集会所の新築補助金をお願いいたしました。

3款民生費では、主なものとして社会福祉総務費の行旅病死人取り扱いに係る費用を、老人福祉費では平成30年度分の清算に係る県後期高齢者医療広域連合負担金を、児童福祉総務費では保育料無償化システム改修費等の事務費を、保育所運営費では伊勢町保育所における食器洗浄機購入費などをお願いいたしました。

4款衛生費では、主なものとして母子衛生費では母子保健情報の利活用に係る情報システムの改修費用を、環境衛生費では住宅新築に伴う給水工事補助金の増額を、保健センター運営費では六合保健センターの光熱水費の増額などをお願いいたしました。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、主なものとして農業費関係では農業委員会で人・農地プランに係る地図作成システム改修委託料を、農業振興費では「はばたけぐんまの担い手」支援事業として、パイプハウス等導入補助の増額をお願いいたし

ました。国土調査事業では、東日本大震災後で座標にずれが生じたことによる地籍図等作成業務委託費を、花の駅運営費では山の上庭園の施設改良費などを、また中之条ガーデンズ運営管理では、植栽等の業務にかかる費用を工事請負費からの組み替えでお願いをいたしました。林業費関係では、林業振興費でぐんま緑の県民基金事業関連の森林整備に係る委託料及び補助金の増額をお願いいたしました。

続きまして、7款商工費でございますが、主なものとして商工振興費では小口資金融資事業で損失補償金をお願いし、観光費では来年のD Cにも向け、観光施設の修繕費をお願いいたしました。

次に、8款土木費でございますが、主なものとして環境施設管理費で来年のD Cに向けて一休さんのトイレ改修費を、道路橋梁維持費では群馬県が執行の奥四万湖堰堤舗装修繕工事に係る負担金を、また奥四万湖周遊道路ガードレールの高圧洗浄に要する費用をお願いいたしました。

10款教育費では、主なものとして小学校のクラス増に伴う夢の教室開催費の増額を、中学校では中之条中学校とグラウンドにかかる橋、ハンド・シェイクブリッジの点検業務委託費を新たにお願いをいたしました。社会教育費の文化財保護費では、東谷風穴調査の臨時職員賃金の増額を、また文化財にかかる地域おこし協力隊活動事業は、応募が見込めないため減額させていただきました。保健体育費では、スポーツ事業奨励費、へき地学校巡回検診業務委託料をお願いいたしました。

12款諸支出金では、簡易水道建設改良事業に伴う基準線出をお願いいたしました。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容であります。いずれも今年度執行していかねばならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきお願いを申し上げ、議案第1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第2号）の提案理由とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ2,169万3,000円を追加し、総額を20億885万1,000円としたいものであります。

歳入では、補正財源として3款国庫支出金、7款繰入金、8款繰越金の増額をお願いするものであります。

歳出では、1款総務費の介護保険一般事務で、機器設定作業の手数料、介護報酬改訂等によるシステム改修委託料及び国保連合会との通信端末機器入れ替えのための備品購入費の増額をお願いし、5款諸支出金の国庫支出金等返還事業では、平成30年度の概算交付額が実績を上回ったことによる返還金の増額をお願いするものでございます。

議案第3号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,160万6,000円としたいものでございます。

補正の内容は、歳入では補正財源として5款繰越金を増額させていただき、歳出では1款総務費へき地診療所運営事業事務費で電気料の増額をお願いし、また2款医業費では医師の白衣等の洗濯料をお願いするものでございます。

続きまして、議案第4号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ185万2,000円を追加し、総額を6億2,785万2,000円としたいとするものであります。

歳入では、補正財源として5款繰越金の増額及び6款諸収入で公有自動車事故共済金の増額をお願いするものであります。

歳出では、1款総務費において庁用車の修繕費、複写機の使用料及び排水管修理等の施設修繕費の増額、2款サービス事業費では備品購入費、ベッド用離床センサー購入、酸素ボンベ及び附属品購入のための増額をお願いするものであります。

次に、議案第5号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1,235万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億6,935万5,000円としたいものであります。

歳入では、雑入として工事費の増加に伴う原因者からの工事負担金と繰越金の増額を見込ませていただきました。

歳出では、太陽光発電事業費において、沢渡温泉第一太陽光発電所スラグ対策工事における排水方法の変更に伴う工事費及び消費税等の増額をお願いするものであります。

次に、議案第6号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回お願いします補正予算は、資本的収入では岩本簡易水道、農作業道整備工事に伴う布設替えの設計委託費、岩本浄水場、原水流量計の更新工事費及び四万浄水場、ろ過器逆洗ポンプ更新工事に伴う町からの補助金146万2,000円の増額をお願いし、資本的支出では建設改良費885万円の増額をお願いするものでございます。

収入額が支出額に対し不足する額6,343万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

続きまして、議案第7号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1

号) について提案理由を申し上げます。

本補正予算は、収益収入の予定額を517万円増額して、事業の総額を1億1,481万7,000円とするものであります。

これは、教習料金を税込みで平均10%値上げすることにより、教習収益の増額をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明を求めます。

議案第1号、総務課長

(議案第1号について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第2号、住民福祉課長

(議案第2号について、補足説明なし)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第3号、保健環境課長

(議案第3号について、補足説明なし)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第4号、住民福祉課長

(議案第4号について、補足説明なし)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第5号、企画政策課長

(議案第5号について、企画政策課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第6号、上下水道課長

(議案第6号について、上下水道課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、議案第7号、自動車教習所長

(議案第7号について、自動車教習所長補足説明)

○議長(山本隆雄) 以上で補足説明を終わります。

日程第3として、ただいま審議中の議案第1号から第7号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- | | |
|-----------|--|
| ◎ 議案第 8 号 | 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について |
| ◎ 議案第 9 号 | 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| ◎ 議案第10号 | 中之条町下水道条例の一部改正について |
| ◎ 議案第11号 | 中之条町農業集落排水施設の維持管理等に関する条例の一部改正について |
| ◎ 議案第12号 | 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について |
| ◎ 議案第13号 | 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について |

- ◎ 議案第 14 号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 15 号 中之条町社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 16 号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案説明)

○議長（山本隆雄）日程第 4、議案第 8 号から第16号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第 8 号から第16号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第 8 号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

本案は、租税特別措置法改正に伴う項ずれ及び号ずれが生じたことによる整備並びに改元に伴う改正でございます。

次に、議案第 9 号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

六合診療所の設置及び管理に関する条例第 9 条の利用料金について、消費税法改正により「100分の 8」を「消費税率等」に改めるものでございます。

続きまして、議案第10号 中之条町下水道条例の一部改正について申し上げます。

今回お願いします条例の一部改正は、第16条第 1 項について消費税法等の一部改正に伴い、消費税率の変更を行うものでございます。

続きまして、議案第11号 中之条町農業集落排水施設の維持管理等に関する条例の一部改正について申し上げます。

内容につきましては、先ほどの議案第10号で提案した内容と同様で、第 6 条について変更を行うものであります。

続きまして、議案第12号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

内容につきましては、先ほどの議案第10号で提案した内容と同様で、第 6 条の 2 及び第23条について変更を行うものであります。

続きまして、議案第13号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

内容につきましては、先ほどの議案第10号で提案した内容と同様で、第 6 条の 2 及び

第23条について変更を行うものであります。

続きまして、議案第14号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在、体育施設として管理をしている沢田第2グラウンド、旧沢田小学校のグラウンドを農林課で計画中の木の駅プロジェクトで施設を再活用するため、今回体育施設の設置及び管理に関する条例より削除するものでございます。

続きまして、議案第15号 中之条町社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

中之条町社会福祉センターは、平成30年度における耐震及び改修工事により「いこいの部屋」を「小会議室1、2、3」に改修し、新たに「ギャラリー1、2」を設けました。また、大会議室のみ独立した吸収式熱源により空調管理を行っていましたが、パッケージエアコンに改修したため、別途徴収していた費用を削除するものでございます。

続きまして、議案第16号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回お願いいたします条例改正は、消費税法の改正による値上げ及び本体価格の値上げをお願いするものであります。教習料金を税込みで平均10%値上げすることにより、収益的収入の事業収入の増額を図り、経常収支の改善を図るために改正をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明を求めます。

議案第8号、税務課長

（議案第8号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第9号、保健環境課長

（議案第9号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第10号から第13号、上下水道課長

（議案第10号から議案第13号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第14号及び第15号、生涯学習課長

（議案第14号について、補足説明なし。議案第15号について、生涯学習課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第16号、自動車教習所長

（議案第16号について、自動車教習所長補足説明）

○議長（山本隆雄）以上で説明を終わります。

日程第4として、ただいま審議中の議案第8号から第16号につきましても、審議の都

合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第17号 教育委員会教育長の任命について

(提案説明、質疑、採決)

○議長（山本隆雄）日程第5、議案第17号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長、退席を求めます。

(宮崎一教育長退席)

○議長（山本隆雄）町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第17号 教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

宮崎一教育長の任期につきましては、本年9月30日で任期満了となりますが、引き続き同氏を教育長に任命することについてご提案申し上げ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただきたくお願いを申し上げます。

ここで、宮崎現教育長の経歴について簡単に紹介させていただきます。

同氏は、満64歳でございます。昭和53年3月、群馬大学を卒業、同年4月から群馬県教育委員会に教員として就任されました。

前橋市の芳賀中学校を皮切りに、特に吾妻郡内の小中学校に赴任され、平成16年4月には第二小学校長に就任し、その後平成19年には群馬県教育委員会学校人事課、平成22年には原町小学校長、平成25年4月からは中之条中学校長に就任され、平成28年3月31日をもって定年退職の後、同年10月に教育長に就任され、現在に至っております。

私が町政運営の公約として掲げている項目の一つであります教育の充実を実現していくため、また教育行政のかなめとして宮崎氏は不可欠であり、その大役にはぜひとも宮崎現教育長を再任いただきたいと考えておりますので、同意賜りますようによりしくお願いをいたします。

なお、任期につきましては、令和元年10月1日からとさせていただきたいと思っております。

以上、教育長の選任につきまして、ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する者なし)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、採決に入ります。

本日の採決にあたり、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第17号 教育委員会教育長の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

教育長の入室を求めます。

(宮崎一教育長入室)

○

◎ 議案第18号 教育委員会委員の任命について

◎ 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(提案説明、質疑、採決)

○議長(山本隆雄) 日程第6、議案第18号及び19号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第18号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたくお願いをするものであります。

本年9月30日、保護者からの選出委員であります小菅加代子氏が任期満了をもって退任することに伴い、同じく保護者からの選出委員として山口貴美子氏を任命したくお願いするものであります。

山口氏は、中之条町大字西中之条在住で、高校生をお持ちの保護者の方であります。前向きな思考とともに見識も深く、家庭教育のあり方の重要性を認識され、中学校PT

A役員としても活躍されておりました。保護者の声を教育行政につなぐ教育委員としてふさわしい人物であると考えております。

今期保護者からの選出委員としてご尽力をいただきました小菅委員の後任といたしまして、山口貴美子氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、山口氏の任期は、法第5条第1項の規定によりまして、4年となります。

以上を申し上げ、議案第18号の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようによろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、唐澤光一氏が令和元年9月27日をもって任期満了となります。また、本人からは、今期をもって退任の意向がございました。

つきましては、令和元年9月28日から後任として富沢稔氏を固定資産評価審査委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたくお願いをするものであります。

なお、富沢稔氏は、平成27年3月に中之条町役場を定年退職され、在職中は税務事務にも長く従事され、税務課長も務められており、固定資産評価にも精通しておりますので、今回お願いをするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第18号 教育委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ではございますが、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は午前10時55分といたします。

(休憩 自午前10時41分 至午前10時55分)

○

◎ 議案第20号 平成30年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

◎ 認定第1号 平成30年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎ 認定第2号 平成30年度中之条町事業会計決算認定について

(提案説明)

○議長（山本隆雄）再開します。

日程第7、議案第20号、認定第1号、第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、議案第20号 平成30年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について申し上げます。

中之条町上水道事業では、利益剰余金1億6,950万7,642円のうち2,800万円を減債積立金に、同じく2,800万円を建設改良積立金に、また中之条町簡易水道事業では、利益剰余金5,638万6,524円のうち500万円を減債積立金に、同じく500万円を建設改良積立金として処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、ご議決をお願いするものでございます。

続きまして、認定第1号 平成30年度中之条町歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、四万へき地診療所事業特別会計、介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計及び発電事業特別会計、以上10会計の決算書が会計管理者より調整され送付を受けました。

去る8月1日、2日及び21日、23日の4日間にわたり、監査委員による決算審査が行われましたので、その意見を付して認定をお願いするものであります。

一般会計の決算ですが、歳入が112億2,640万6,886円、歳出が103億5,091万1,741円、そして差し引き残額は8億7,549万5,145円となりました。

なお、特別会計それぞれの決算額につきましては、補足説明の中で申し上げます。

内閣府によりますと、平成30年度の日本経済は、自然災害や米中貿易摩擦等の影響で初期期待されていたほどの経済の成長は見られなかったものの、景気は緩やかに回復を続けているということあります。この現状が中之条町のような地方の自治体まで実感として受け取りにくいものも現状ではないかと思えます。このような中、持続可能なまちづくりを目指し、財経の健全化を図るために最小の経費で最大の成果を上げるよう、経常経費の削減に努めるとともに、人口減少に歯どめをかけるべく子育て世代への経済的支援や移住定住による人口の増加を視野に、総合計画・まちづくりビジョン、総合戦略・人口ビジョンを実現するため、さまざまな施策に取り組んでまいりました。その結果、平成30年度一般会計歳入歳出決算額は、いずれも前年度を若干上回るものとなりました。各会計とも差し引き残額は翌年度への繰越金となりますが、一般会計では差し引き残額のうち、1億4,941万3,000円を繰越明許費として繰り越させていただきました。

それでは、歳入からその概要について説明を申し上げます。まず町税ですが、収入金額は前年度を下回りましたが、これは固定資産税において課税標準が下がるなど、30年度で受け入れるべき金額が下がったことによるもので、徴収率は高水準を維持しており、現年度分と滞納繰越分を合わせた全体でも97.33%と、4年連続で前年度を上回りました。

地方交付税を含む一般財源につきましては、ほぼ予算で見込ませていただいたとおりの収入となりました。使用料及び手数料につきましては、チャッポミゴケ公園使用料で、昨年の猛暑や国指定天然記念物の指定から少し時間が経過したことなどが影響して、4割強の減収となりました。

ふるさと思いやり寄附金では、返礼割合が減少したことも影響し、大幅に減額となりましたが、県内では草津町に続き2番目という大きな寄附金をいただいております。

町債では、過疎債など後年度地方交付税措置のある有利なもののみとし、後年度の財政負担の軽減を図りました。

次に、歳出についてですが、総合計画・まちづくりビジョンの6本の柱、総合戦略・人口ビジョンの基本目標の視点から、重点施策について申し上げたいと思います。

まず、「教育環境の充実」ですが、英語力の向上を目指し、新たにイングリッシュサマーキャンプをALTを中心に実施いたしました。また、中学生に対し、3級以上の英検受験料を補助し、英語を学ぶ意欲を高める事業を実施いたしました。

また、旧名久田小学校に新たに設置しました適応指導教室「虹」では、1名の指導員

が不登校に悩む児童生徒6名に対し、学校復帰を目指して、保護者も含め支援をいたしました。

生涯学習では、生涯を通して一人一人が生きがいを持って健康で幸福な生活が送れるよう、学習機会の充実に努め、学習センターであるツインプラザの設備改修や図書館資料の充実、また中之条球場等の改修を行いました。

また、児童生徒を含む青少年の健全な育成のために、アウトメディアの推進に取り組みました。

次に、「産業の振興」ですが、農業関係では農業振興対策として国や県の補助事業を活用した上、さらに町単独で新規就農者定住支援事業を展開し、生産効率の向上、農業の担い手の確保、農業経営の安定発展に努めました。

林業関係では、群馬県の緑の県民基金市町村提案型事業の活用や町単独事業で森林の皆伐や間伐を行い、環境整備に取り組みました。

有害鳥獣対策では、鳥獣被害対策実施隊を中心に有害鳥獣の駆除や被害防止対策を実施いたしました。

商工関係では、商工会への助成や商店街への補助などを行うとともに、新たに店舗のリニューアル補助制度を開始し、チャレンジショップ出店支援事業を継続して行うなど、空き店舗対策と商店街の活性化を図りました。

また、住宅リフォーム補助金では、町民の生活環境の向上と定住促進に資するとともに、町内産業の活性化及び雇用の促進を図るため、住宅の改築等に係る費用の一部を補助いたしました。

次に、「交流人口の増加」ですが、自然と文化を生かし、観光による郷土づくりを実現するため、議会と連携して都市交流や大網白里市との姉妹市町締結40周年記念事業を通して、2市町間の交流の活性化を狙い、さらにスパトレイル四万t o草津、まちなか5時間レリーマラソン、伊参スタジオ映画祭、真田忍者ウォークを継続して行い、中之条町の魅力を広く発信してまいりました。

そして、新たに準町民制度を開始し、町を応援してくださる多くの方の中から、希望された方に準町民証を発行し、町とのつながりを深めていただき、長く応援していただけるような仕掛けづくりを行いました。

また、中之条ガーデンズでは、全体整備計画の3年目として、パレットガーデン、ふるさとの野山、ピクニックエリア、遊具広場の整備に着手し、繰り越し事業となりました第2期工事のローズガーデンが完成し、集客力の増強を図りました。

4月には中之条ガーデンズを会場に、全国花のまちづくり中之条大会を市町村として初めて開催し、花の町中之条を広く全国にアピールいたしました。

そのほか都市部の意欲ある若者を受け入れ、まちづくり全般の業務を行う地域おこし協力隊の隊員をビエンナーレ、養蚕・天蚕、花のまちづくりの各部門にあわせて5名迎え入れました。

次に、「健康の増進」では、出産、育児から健康寿命の延伸まで、町民が生涯を通じて健やかに過ごせることを目的として予防接種法に定める定期予防接種の実施やインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種などの費用の一部負担を行い、疾病の蔓延と罹患の防止に努めました。また、がん検診の無料化を継続し、がん検診受診率向上対策委員会と連携し、がん予防への動機づけと受診勧奨を行いました。

次に、「福祉の充実」では、少子化対策・子育て支援、高齢者・障害者支援など、福祉サービスの充実に取り組みました。少子化対策・子育て支援では、出産奨励手当等支給事業で第2子の出生に対する祝い金を15万円から20万円に増額し、幼稚園、保育所、小学校、中学校を卒業する家庭に贈っている入学準備応援費を5,000円から1万円に増額いたしました。高齢者・障害者支援では、高齢者の特殊詐欺被害対策として特殊詐欺対策装置を購入し、高齢者世帯に貸し出すことで、特殊詐欺被害から高齢者を守ることに努めました。

また、移動困難者対策として買い物支援バス、福祉タクシー事業に加え、新たに医療機関等外出タクシー、通称なかのん号を10月に運行開始し、高齢者や障害者の利便性を高めました。

さらに総合戦略・人口ビジョンに掲げる「雇用の創出」として、おいしいお米づくり支援事業、新規就農者支援、農産物ブランド化事業としての花卉栽培支援、「地方への流れ」として空き家活用事業、移住コーディネーターによる移住定住相談、「子育て環境づくり」としてふるさと移住定住促進事業における定住促進対策住宅取得費補助金の子育て世帯への優遇措置、仕事を持つ保護者の子育て支援をするための放課後児童対策事業、「地域づくり」では空き家対策事業、デマンドバス、代替バスの運行などを実施し、それぞれの目標の実現に向け、重点施策を展開いたしました。

また、重点施策以外にも防災行政無線デジタル化移行整備、消防ポンプ自動車の更新、文化会館耐震補強工事などを実施いたしました。

以上、一般会計歳入歳出決算について、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、特別会計につきましては、後ほど会計管理者が行う補足説明をもって、提案理由の説明とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。ご審議の上、認定賜りますようによりしくお願いを申し上げます。

認定第2号 平成30年度中之条町事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、平成30年度中之条町自動車教習所事業決算につきまして申し上げます。平成30年度は、入所者数が前年より19名増加しましたが、事業収入8,618万5,911円に対し、事業費用1億601万5,493円となり、1,982万9,582円の経常損失が生じました。

また、資本的収入及び支出では、収入、支出ともにありませんでした。

欠損金の処理につきましては、不足する額は翌年度へ繰り越したいと考えております。

以上が決算の概要でございますが、同業者間の競争がさらに激しさを増し、経営環境は厳しい状況であります。地域住民の要望に応えるため、企業努力を重ねて、公営企業としての責任を果たしてまいりたいと思います。

なお、本決算につきましては、去る8月9日行われました自動車教習所運営委員会のご審議をいただき、ご承認を賜っていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、平成30年度中之条町上水道事業決算につきまして申し上げます。水道は、日常生活に欠くことのできない重要なライフラインであります。このため安全で安心な水を安定的に供給できるよう、施設の整備や改善を実施しながら運営管理を行ってまいりました。加入件数は、前年度より36件増加して6,504件となりました。年間の給水量は、前年度に比べて1万8,325立方メートル減少し、133万3,325立方メートルとなりました。

次に、建設関係であります。中之条町地内水管橋布設替え工事ほか4工事を実施いたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が2億4,961万9,509円、費用が1億9,383万2,884円となり、本年度の純利益は5,578万6,625円となりました。

次に、施設の投資事業であります資本的収支につきましては、工事に係る負担金等の収入はありませんでしたので、支出額の9,826万1,901円が不足額となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一般借入金の概要といたしまして、平成20年度以降は企業債、一時借入金とも新規の借り入れはなく、5,664万9,501円償還できましたので、期末未償還残高は3億9,278万3,504円となりました。

続きまして、平成30年度中之条町簡易水道事業決算につきまして申し上げます。

加入件数は、前年より3件増加し、1,684件となりました。年間の給水量は、前年度に比べて2万5,045立方メートル減少し、59万9,392立方メートルとなりました。

次に、建設関係であります。沢渡簡水老朽管布設がえ工事ほか4工事を実施いたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が1億2,070万8,561円、費用が1億1,036万9,935円となり、本年度の純利益は1,033万8,626円となりました。

次に、施設の投資事業であります資本的収支につきましては、収入額が3,569万5,068円、支出額が8,564万3,337円となり、差し引き収入不足額が4,994万8,269円となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、過疎対策事業債270万円の新規借り入れを行い、4,115万8,137円を償還できましたので、期末未償還残高は2億8,563万2,269円となりました。

以上で説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明を求めます。議案第20号、上下水道課長

（議案第20号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）続いて、認定第1号、決算内容について補足の説明を求めます。会計管理者

（認定第1号について、会計管理者補足説明）

○議長（山本隆雄）途中ですが、すみません。ここで、暫時休憩とさせていただきます。再開は午後1時とします。

（休憩 自午後零時02分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

引き続き、補足の説明をお願いします。会計管理者

（認定第1号について、会計管理者補足説明）

○議長（山本隆雄）補足の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩をさせていただきます。再開は午後2時といたします。

（休憩 自午後1時45分 至午後2時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

本日は、山本恒夫代表監査委員に出席していただいております。

山本代表監査員から一般会計並びに特別会計の決算監査を終えての講評等発言をお願いします。山本代表監査委員、ご登壇の上お願いいたします。

○代表監査委員（山本恒夫）代表監査委員の山本恒夫です。

議長からご指名をいただきましたので、平成30年度中之条町一般会計及び特別会計の歳入歳出に対する決算審査の監査委員講評を申し上げます。

それでは、提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、関係法令の規定に従って、正確な会計記録に基づいて作成されているか、予算の執行が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って

適正に運用されているか、決算の計数が正確であるか等について、決算書並びに関係諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明と必要な書類の提出を求め、定期監査、例月出納検査及び財政援助団体監査等の結果を踏まえ、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について、常に公正不偏の態度をもって監査の基準に準拠して実施いたしました。

その結果、全般的に計数的な非違は認められず、予定された事業も31年度へ繰越された事業を除いては円滑に遂行されており、各会計の決算は正確かつ適正に処理されていることを確認いたしました。

国では、骨太の方針のもと本格的な歳出改革により、経済再生と財政健全化の双方の実現に向けた取り組みが進められ、町を取り巻く環境は、厳しい財政状況や人口減少社会に代表される急速な社会情勢の変化の中、社会保障関係費の増大など、複雑かつ多様化する住民ニーズを的確に把握し、住民福祉の向上に向け行政に反映することが求められています。このようなことから、事務事業の見直しをはじめとする行財政改革の推進とともに、社会の変化に即応できる組織の構築と人材育成が求められているものと思います。

よりよい中之条町の実現に向け、子育てや介護等の福祉の増進や教育の環境整備などとあわせて、人口減少社会を主な要因とする社会環境の変化にも対応できる計画的な事業の実施が最重要課題となるものと感じています。また、現在極めて低い長短金利の水準における自治体が保有する基金等の資産管理や公有財産等の老朽化対策も重要性が増してくるものと感じております。

本町では、こうした行財政課題に備えて、地方債残額の積極的な圧縮と後年度以降に交付税措置される有利な地方債の活用に努めるほか、財政調整基金や減債基金等の積み立てにも大変積極的に取り組んでおられ、行財政の効率化に努めていることがうかがわれます。

また、ふるさと納税や再生可能エネルギー施策の取り組み、医療機関外出タクシーなど、移動困難者対策への新たな取り組み、さらにがん検診の無料化をはじめとする健康づくり事業展開による医療費の圧縮等にも努めるとともに、花の駅美野原整備事業や移住定住対策事業、新規就農者支援事業など、町のイメージアップと交流人口の増加による地域の活性化に努め、極めて大きな成果を上げていることが確認できました。また、スパトレイル四万t o草津、中之条ビエンナーレに代表される各種イベントなどの導入は交流人口の増加に資するだけでなく、全国に中之条町の名を知らしめるものとなっております。

豊富な資源を活用して、さらに地域活性化が図れることを期待するものであり、今後

も県内町村をリードする自治体として努められるよう希望するところであります。

一般会計の決算であります。歳入総額は112億2,640万6,886円で、前年度比では100.50%、5,588万8,774円の増加でありました。歳出総額は103億5,091万1,741円で、前年度比100.56%、5,782万5,810円の増加でありました。

総じて歳入では、前年度と比較するとふるさと思いやり寄附金が大きく減少したものの、各事業に対する財源を的確に確保しています。

また歳出においては、総務費における防災無線デジタル化移行工事など、住民生活に直結する社会インフラの整備や町のイメージアップと交流人口の増加に伴う地域経済の活性化につながる施策やイベント等の事業が展開され、効果を上げたものと思います。

文化会館、中之条小学校、中之条中学校など、照明設備高効率化等省エネルギー工事等により、温室効果ガス排出量と経常的な行政経費の抑制に努めるとともに、教育環境等の整備と地球温暖化対策に資する事業に積極的に取り組み、また子育て支援など福祉の増進と健康増進のための施策及び交流人口増加対策など、幅広い分野で積極的な施策を展開しております。

一方で各種基金の確保、起債の抑制にも努め、財政健全化の推進に関しても成果を上げられたものと感じております。

結果、30年度においては翌年度繰越事業費3億9,771万円を除くと、執行率は96.37%となっております。

各特別会計ではそれぞれの事業目的の達成に向けて事業を実施しており、各会計とも実質収支等の実績からも健全な運営がなされていると判断いたします。今後も引き続き健全な特別会計の事業運営を期待するものであります。

以上、総体的な意見を述べましたが、町長、議会をはじめ関係職員の皆様のご努力に感謝と敬意を表し、さらなる町の発展をご期待を申し上げまして講評といたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

続いて、認定第2号の補足の説明を求めます。

初めに、自動車教習所長

（認定第2号について、自動車教習所長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、上下水道課長

（認定第2号について、上下水道課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足の説明が終わりました。

ここで、山本代表監査委員から事業会計の決算監査を終えての講評等の発言をご登壇の上、お願いいたします。

○代表監査委員（山本恒夫） それでは、平成30年度中之条町公営企業会計決算審査の監査委員講評を申し上げます。

提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、一般会計決算審査と同様、関係法令の規定に従って、計数の正確性、予算の執行及び事務処理の適正性、効率性等について、関係諸帳簿等と照合するとともに書類の提出を求め、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について関係職員から説明を受けました。監査に際しては常に公正不偏の態度で、監査の基準に準拠して定期監査や例月出納検査の実施に加えて決算監査を実施いたしました。

その結果、自動車教習所事業及び上水道事業、簡易水道事業ともに決算書及び決算付属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数的な非違は認められず正確であり、当該年度の経営成績及び財務状況を適正にあらわしているものと確認いたしました。3事業ともに近年における人口減少社会や高齢化、生活様式の変化等の影響を受けつつも財務諸表においては透明度の高い内容で、意欲的に健全な経営に取り組む姿勢がうかがえました。

まず、自動車教習所事業では少子化や人口減少などの影響により新規免許取得者が減少し、厳しい経営環境が続く現状にあります。その中で入所者の増加を促す営業活動、入所者の送迎及びデマンドバス運行などを取り入れて経営努力を重ねています。結果、入所者は308人と、昨年比で19人増加、これは準中型免許、普通自動二輪免許取得のための入所者が増加したことが大きな要因ではありますが、収益面では厳しい状況が続いています。

それでは決算の概要ではありますが、営業収益は6,137万円で、前年度比308万円増加がありました。営業費用は9,079万円で、前年度比61万円減少しましたが、損益部分である営業損益は2,942万円の赤字となり、純損益では1,983万円の赤字となりました。

総じて、周辺の同業者との競合も激しく、結果として赤字決算となりましたが、これまでの経営実績による財務内容に支えられており、時代に即して創意工夫に努めた経営姿勢もうかがうことができました。郡内東部に唯一で、町民に身近な自動車教習所として地域に対する貢献度は高く、高齢者講習の受け皿としての機能は重要性が増している状況で、経営努力による存続が望まれている事業と思われます。引き続いて町や吾妻郡の安全な車社会の実現に貢献することを期待するものであります。

上水道事業は、企業としての経済性を十分に発揮して安心安全な生活水の供給を実現しているものと感じております。加入件数は前年比で36件増加し、6,504件となりました。給水件数も9件増加し、5,507件となりました。半面給水量は、133万3,325立方メートル

で、前年度に比べ1.36%、1万8,325立方メートル減少しております。

決算の概要であります。営業収益が2億1,865万円で、前年度比147万円の減少でありました。営業費用が1億8,135万円となり、前年度比304万円減少し、結果、営業利益は3,730万円で、前年度比157万円の増加となりました。当年度純利益は5,579万円を確保しました。

剰余金については、減債積立金、建設改良積立金として処理されるなど、健全経営に努めていることが確認できました。

近年は、休止件数の増加や節水意識の浸透などから、給水量が減少する傾向にあります。事業にあたっては管路の老朽化に伴う更新需要の増大や人口減少による給水量の減少、これに伴う使用料の減収なども踏まえ、処理施設の計画的な更新、有収率の向上、経費の節減など、事務改善とあわせて一層の効率的な経営に取り組み、公共の福祉の増進に寄与するとともに、良質で安全な水の供給に努められることが望まれます。

簡易水道事業では、地域密着の簡易水道として8カ所の地域で給水事業を行っており、加入件数は微増しましたが、休止件数は増加し、給水件数、給水量とも減少しております。

決算であります。営業収益が1億135万円で、前年度比378万円の減少でありました。営業費用は1億20万円で、前年度比113万円増加し、結果、営業利益は115万円となり、前年度比484万円減少しましたが、当年度純利益は1,034万円確保されました。

剰余金については、減債積立金、建設改良積立金として処理されるなど、健全経営に努めていることが確認できました。簡易水道事業においても上水道事業と同様に施設等の更新も念頭に一層効率的な経営に取り組まれることが望まれるところであります。

町民の衛生面における安心安全な環境を確保して、健康で文化的な生活を守るために欠くことのできない良質な水の供給に努めることが望まれます。

以上、事業会計に関する講評といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

山本代表監査委員にはご多用の中出席いただき、30年度決算審査の結果について簡潔かつ明瞭に発言いただきありがとうございました。

日程第7として、ただいま審議中の議案第20号、認定第1号、認定第2号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

代表監査委員にはここで退席となりますので、ご了承願います。山本委員さん、ありがとうございました。

○

- ◎ 報告第 2 号 平成30年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について
 - ◎ 報告第 3 号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について
 - ◎ 報告第 4 号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について
 - ◎ 報告第 5 号 専決処分の報告について
 - ◎ 報告第 6 号 専決処分の報告について
- (報告、質疑)

○議長（山本隆雄）日程第8、報告第1号から第6号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、報告第1号から6号について説明を申し上げます。

まず、報告第1号 平成30年度中之条町健全化判断比率の報告について申し上げます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告しかつ公表しなければならないとされております。

このたび各会計の数値を精査の上、8月21日に監査委員さんにより審査いただきましたので、意見書を付けて報告させていただくものでございます。

それぞれの比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも赤字はないため該当はありません。また、実質公債比率につきましては、7.8%となり、前年度を若干上回る結果となりました。将来負担比率につきましては該当ありません。

この数字は、今後県及び国に報告後公表となります。

続きまして、報告第2号 平成30年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について申し上げます。

これにつきましては、報告第1号と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行に伴い、公営企業会計の資金不足比率の数値を精査し、監査委員さんによる審査を受け、議会に報告するものであります。

各企業会計とも資金不足はございませんので、報告させていただきます。

次に、報告第3号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、町が資本金の2分の1以上を出資している法人である一般財団法人中之条電力の経営状況等につきまして、議会に報告議案としてお願いするものでございます。

報告させていただく書類は、一般財団法人中之条電力、平成30年度第6期事業報告及び決算報告書と令和元年度事業計画及び収支予算書でございます。

次に、報告第4号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について申し上げます。

こちらの報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告事案としてお願いするものでございます。

なお、報告させていただく書類は、株式会社中之条パワーの第4期となります平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業報告書でございます。

第4期におきましては、需要の拡大と経営基盤の強化に努め、損益計算書におきましても約1,496万円の当期純利益が計上されており、順調な業績を上げることができたところでございます。

以上を申し上げ、報告第4号の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、報告第5号 専決処分の報告について申し上げます。

専決処分の内容でございますが、群馬県市町村総合事務組合の規約変更協議につきまして、町長において専決処分することができる事項に規定されているため、8月20日に専決処分をさせていただきましたので、ご報告いたします。

専決処分の内容は、令和2年4月1日から組織団体である群馬県東部水道企業団が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること、及び藤岡市消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務の共同処理を開始することに伴う規約の変更でございます。

次に、報告第6号 専決処分の報告について、説明を申し上げます。

これにつきましては、物損事故の和解について専決処分をさせていただきました。事故の内容は、令和元年7月11日午後零時25分ごろ、中之条町大字伊勢町地内（光駕駐車場）において、バックで駐車しようとしたところ、後方確認を怠り隣の駐車スペースに駐車していた車両に接触し、相手車両の左バンパーを破損させたもので、町側の過失で和解が成立し、賠償金として14万4,634円を相手方に支払うというものでございます。

地方自治法第180条の規定により、去る8月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明がありましたらお願いします。

報告第1号、第2号、総務課長

（報告第1号及び報告第2号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、報告第3号、第4号、企画政策課長

(報告第3号及び報告第4号について、企画政策課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、報告第5号、第6号、総務課長

(報告第5号及び報告第6号について、補足説明なし)

○議長(山本隆雄) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する者なし)

○議長(山本隆雄) 別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎ 請願第1号

(委員会付託)

○議長(山本隆雄) 日程第9、請願第1号 「地方財政の充実・強化を求める請願」についてを議題とします。

請願文書表を朗読させます。局長

(議会事務局長 朗読)

○議長(山本隆雄) ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いします。7番、関常明さん

○7番(関 常明) 議長の命により、地方財政の充実・強化を求める請願について補足の説明をいたします。通称連合ですが、労働組合のナショナルセンターとして全国を網羅しており、日本最大の組織です。群馬県内では8地区の地協で活動しており、北部地協は吾妻エリア、利根沼田エリアを担当していて、参加組合は自治労、県教組、JP労組、民間各組合等で組織をされています。当町の職員組合等もここに組織をされています。連合群馬は1989年に結成され、「すべての県民が安心して暮らせる地域の実現」をスローガン、目標にして活動しております。

請願の取り扱いは前年度、沼田市、渋川市で提出され採択をされたというふうに聞いております。今年度は中之条町、みなかみ町で審議をされます。

地方の居住者にとって財政問題は生活を直撃する問題であり、将来にも保障すべき問題、課題だというふうに考えます。配付をされています要旨10項目、大変広範囲にわたりますが、提起の中身を精査をしていただき、採択をしていただけるようによろしく願いをいたします。説明を終わります。以上です。

○議長(山本隆雄) 会議規則第92条によりただいま朗読したとおり、請願第1号を総務企画常任委員会に付託します。

○

◎ 散 会

○議長（山本隆雄）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

2日目の明日は、午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて会議を閉じます。

長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

（散会 午後3時08分）

令和元年第2回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	令和元年9月5日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和元年9月5日 午前9時30分						
	散会	令和元年9月5日 午後1時41分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		7番 関 常明	8番 唐沢 清治			9番 安原 賢一		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長	木暮 浩志		書記		山本 誠	
		議事書記	田村 深雪		書記		関 侑介	
		議事書記	鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和元年 9 月 5 日午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 一般質問

○

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットで配信予定をしています。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内での会話等をお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑、質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2 回目のベルが残り 5 分、3 回目が残りの 1 分です。

なお、最初の質問については登壇して行い、再質問、あるいは第 2 項目め以降の質問は質問席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第 6 条第 2 項において議員の質問に対し、議長の許可を得て論点、また争点を明確にするため、反問することができることとされていますので、議員と執行部の活発な質問により、よりよいまちづくりを目指した議論をお願いします。

一般質問の通告があった10名の議員は、本日 5 名、明日 5 名の日程で行います。

では、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に関常明さんの質問を許可します。関常明さん、ご登壇願います。7 番、関さん

○7 番（関 常明）おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、9 月定例会に当たり通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、4 月の県議会選挙で当選し、その後辞職をした南波和憲氏陣営をめぐる選挙違反に関して、町長についても報告がなされております。7 月26日の議員懇談会で

説明がありましたが、南波久美子さんの裁判も結審をし、判決を待つ段階ということでございますので、本会議においてこれまでの一連の流れも含めて説明責任を果たしていただきたいというふうに思います。また、今後町長の対応についてお考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。このように大勢のみなさんに傍聴においでをいただきまして、誠にありがとうございます。関議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

南波久美子さんの公職選挙法違反の事件につきましては、私の配慮が足らず、議員のみなさんや町民のみなさんにご心配をかけて大変申し訳ございませんでした。これまでの経緯につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

私は、公職にある身として説明責任を果たしたいということで7月26日の議員懇談会で議員のみなさんにお話をさせていただきました。その内容につきましては8月発行の議会だより188号にも掲載され、町内毎戸に配付されたところでございます。また、各種行事や会議等で町民のみなさんが集まった際には挨拶の中で機会をとらえてこの件につきまして説明をし、おわびを申し上げてきたところでございます。また、昨日の挨拶にも説明をさせていただき、おわびをさせていただき、本日新聞等で掲載をされたものでございます。

それでは、経緯についてお話をさせていただきたいと思います。4月7日に群馬県議会議員選挙が行われました。その際選挙事務長をさせていただきました。選挙の後、南波久美子さんが私の自宅に現金と菓子置いていったと家人から連絡があり、その夜確認をいたしました。現金はもらうわけにはいけないので、後日お返しをいたしました。菓子につきましては、軽い気持ちでいただいてしまいましたが、今になってみればそっくりお返ししておくべきだったと猛省をしているところでございます。

その後、警察や検察に呼ばれ、事情聴取を受けました。その最中6月議会で安原議員と剣持議員から一般質問があり、公職選挙法に触れるようなことはなかったかと質問がありました。その答弁として「みなさんが心配しているようなことはありません」とお答えをさせていただきました。その根拠は、現金はお返ししておりますし、弁護士とも相談してありますので、公職選挙法に触れることはないと判断してそのように答弁をさせていただきました。

その後6月21日に県警が検察庁に書類を送付したときに第1報が新聞に掲載されました。

7月22日に検察から裁判所に起訴状が提出されましたが、南波久美子さんは起訴、そ

の他は不起訴ということでありました。不起訴になった名簿の中に私の名前があったことから報道がされたわけでございます。

不起訴になり罪にはならなかったわけですが、私の配慮が足らず議員や町民のみなさんに不信感と不快な思いをさせてしまったことにつきましては、重ねて深くおわびを申し上げるところでございます。

今後は一層襟を正し、町政に邁進していきたいというふうに思っております。皆様のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）不起訴だとか起訴だとかということも非常に大切なのですが、対象になったということが町民のみなさん非常に心配をしていることの一つだなというふうに思います。昨日の議会の冒頭でも聞かせていただいたし、今日もそういうことでお話を聞きました。ということで、町民のみなさんに不信感を抱かせない、不快な思いをさせてしまって申し訳ないということでございますが、いずれにしてもそのへんも踏まえて任期まだ長いわけですから、これからそのへんも踏まえてやっていただきたいというふうに思います。

いきなりごみの話をちょっとさせていただきたいというふうに思うのですが、我々普段あまり気にしていないのですが、人間ごみ出す生き物ですよ、非常に。ごみの問題というのは非常に古くて新しい問題かなというふうに思っているのですが、まず焼却炉の施設について現状の説明をしていただきたいと。また、これが将来どういうふうになっていくのかということも含めて、ちょっと設備の説明をちょっといただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）ごみの問題でございますけれども、現在焼却炉が吾妻郡の中では吾妻東部衛生施設組合の焼却場、そして長野原にあります西の焼却場、そして草津にある 3 か所でございますけれども、中之条町は吾妻東部 3 か町村の吾妻東部衛生センターに属しております。このセンターは、年間 9,900 トンの処理を行っております。この施設の焼却炉につきましては、改修工事を重ねながら現在 29 年が経過しているという状況でございます。将来的には東部衛生センターをはじめ、先ほど申し上げた郡内の 3 か所の焼却施設を、老朽化していること、また人口減少によってごみの量が減少している状況、あるいは群馬県の一般廃棄物処理広域化マスタープランによる広域化推進を受けまして、現在郡内 6 町村での広域処理の検討が行われている最中でございます。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）お話にあったような中身に進むのだろうと、人口減少ですから、施

設も当然小さくなっていくということ、至極当たり前の話だというふうに思いますが、我々の生活の基本になる、基本の一つになるものだというふうに思いますので、そのへんは私たちも含めて一生懸命考えていかなければいけない中身だというふうに思っております。

同じような話になるのですが、施設の将来性、それからごみの量の推移、それからお話がもうされているのですが、現状での問題点等があればお聞かせをいただきたいというふうに思っています。それから、働いている人たち非常に大変だというふうに思うのですが、にょいの問題、これなかなか特効薬がないというふうに認識はしていますが、にょいの問題も含めてそのへんの取り組みがトータルでできるかというふうに思っておりますので、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）可燃ごみの処理量でございますけれども、吾妻東部衛生センターでは平成25年度が1万363トンでございます。平成29年度が9,930トンと5年間で430トン減少しているという状況でございます。西吾妻環境センター、草津のクリーンセンターを合わせますと、吾妻郡全体では5年間で約750トン減少している現状でございます。また、郡内の3施設の焼却炉の経過年数、先ほども申し上げましたけれども、東部衛生センターでは29年、西部と草津が28年経過しておりますし、既に耐用年数を超えて稼働しているという状況でございます。施設の老朽化、あるいはにょい等による環境の問題も現状の対応では難しいと考えますけれども、将来的な焼却施設が整備の中で対応していくべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）私も東部衛生組合の議会の議員になっておりますので、中身とすれば理解をしているつもりなのですが、いずれにしても耐用年数が過ぎてしまっているということになると、見たところ早々壊れるという感じはないのでしょうか、いずれにしても耐火の問題、火に対する経過の問題というのは外からではわかりませんので、そのへんはもっと具体的に話を進めていかないと大変かなと思いますので、そのへんも合わせて緊々の課題として検討していただければというふうに思います。

収集場所の問題をちょっとお話をさせていただきたいというふうに思うのですが、町内でいろいろばらばらに集めているということもありますし、あまり最近は見かけないのですが、カラスだとか、あるいは小動物だとかということで被害に遭っていると、彼らからすれば当たり前の話で、餌があったという話にはなるのでしょうかけれども、そのへんの問題がどうなるのかということ、それからやっぱり見たところきれいではないです。それなので、一定の設備なり、あるいは一定の方向なり統一して町である程度統一

した方法がとれないかなというふうに考えるのですが、町としてはそのへんはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員ご質問のごみの収集場所の整備についてですが、基本的には地元で管理をしていただいております。町はごみ箱等を設置する場合に設置費への補助を行っております。カラスネットや物も補助させていただいているのですが、猫やカラス対策に一定の効果もあり、カラスネット自体は費用はそんなに高くないのですが、その購入についてもほぼ全額というような形で補助を行っております。また、ごみ箱タイプのごみの収集場所については、大変費用がかかるということで、2分の1の上限2万円まで補助をさせていただいておりますが、設置場所の確保が必要なこともあり、また地元で管理をお願いしているということを考えますと、現状では全てのステーションに統一した形で整備をすることというのは困難だと思われるので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）統一したというのをちょっと言葉変えてもいいというふうに思うのですが、できればもう一步踏み込んだということを意識してやっていかないと、年中行事だと毎日出されているからということでついつい見過ごしてしまう中身にはなってしまうのかなという気がしますので、あえてこういうこと申し上げて、一步踏み込んだ形はとれないかというふうに思います。住民サービスがどこまで住民エゴがどこまでの話、これも永遠の課題なのですが、そのへんはやっぱり町として踏み込めるものは踏み込んでいくと、まさにこれ公共性も絡めていくと、町が相当補助なり支援をしても当然の中身かなというふうに思いますので、事案的に、そういうことも含めて検討をしていただければというふうに思うのですが、そういうことでこれも検討していただきたいということです。今人口減少でございますから、生ごみが、生ごみというか、ごみの相対の量が減っているということは報道等されています。それで、一部で戸別訪問の回収をとというようなことがあって、戸別訪問をしている市町村、現実出てきていて、東京の都内なんかもそういう取り扱いされているやに聞いております。ただ、そのことが中之条にマッチをしてくるかどうかというのはちょっとこれは難しい問題で、地域的な問題もあるし、1軒1軒が家が離れているという問題もありますから、すぐどうのこうのということはないのですが、戸別回収の方向で可能性として探れないかと。お年寄

りの世帯は特に生ごみなんかはちょっと重たいものも出てきてしまうので、そのへんは一步踏み込んでもいいのかなという感じがしています。それから、子育て支援の一環として、お母さん方に対しても有効かなというふうに、ごみ捨てをお母さんがやるというふうに決まっているわけではないのですが、そのへんも含めてそういう可能性も探れないかなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ごみ出しの問題でございますけれども、今中之条町は東部のほうは東部衛生施設組合で回収をしております。西部の、旧六合村のほうは西部の衛生センターで回収するということでございまして、旧中之条だけを見ても一般収集をしているのが879カ所あります。週2回回収をして、これを3業者に委託をしている現状でございます。毎戸回収につきましては、高齢化、あるいは高齢者世帯の増加、認知症等により自力でごみ出しができない高齢者のための支援としてごみ出し支援制度について環境省としても喫緊の課題として対応を検討しているということでございます。また、議員おっしゃるとおり職員が全世帯を回って回収を行っていたり、ボランティアによって委託をする方法等取り組んでいる自治体もあるというふうにお伺いをしているところでございます。町といたしましても、マンパワーやあるいは時間的制限、こういった多くの課題がありますけれども、今後環境面だけではなくて高齢者等の生活支援の面からも関係課と協議をしていかなければならない課題だというふうに思っているところでございます。現在介護のほうで地域で高齢者を支える生活支援、地域支え合いの体制づくり、こういったものでも高齢者のごみ出しの支援、問題も協議しているということでございますので、こういった地域の力を借りるということも一つの案かなというふうに思っているところでございます。また、高齢者がごみを出しやすいように普通の40リッターのごみ袋でなくて、その半分の物も今衛生センターのほうでは用意しているという状況でございます。また、生ごみ処理機につきましては、堆肥化が可能なコンポスト、あるいは生ごみ処理機等の購入に対し補助金の制度もございます。あわせて生ごみの減量のための啓発も行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）戸別訪問はちょっと困難というか、なかなかお金も人手もかかるというお話もございました。一つだけ統計的に出ていることは戸別訪問すると分別が非常に進むのだそうです。自分ちのごみちゃんと分けるというのは当たり前だという意識が根づきますので、一定の分別が進むということ、それから当たり前ですけれども、取りに来ていただくというようなことで申し訳ないというようなこともあるのでしょうか、減量化が、これも進むそうです。すぐにはできないにしても、特に高齢者の世帯、どの辺か

ら高齢者というのかってちょっとわかりませんが、高齢者の世帯については、より一歩進んだ取り組みで優しいまちづくりを目指していただくということは必要なことだというふうに思いますので、そのへんをあわせてお願いをしていきたいというふうに思います。今後検討していただければというふうに思うのですが、よろしく願いをいたします。

テレビ等で最近、テレビだけではないのですが、プラスチックの問題、これそのうち魚が食ってしまって、それを我々が食ってというような具体的な話から海は汚れてしまうよというようなこと、マイクロプラスチックというのが今非常に問題になっているのですが、プラスチックのストローの問題、ストローなんかも金属にしていって、金属でいいのですね、していってというような動きもあります。そういう中で、町として取り組みができる中身としてビニールの袋、そのへんの取り扱いが非常に何とかなれば第一歩だと、風で飛び歩いていますよね、冬。そういうのを何とかなればというふうに思います。そのへんの問題も含めてマイバッグ、買い物するときについコンビニに行く時に何も持たずに行ってしまうのですが、マイバッグの普及というか、マイバッグの推進ができればというふうに考えています。マイバッグの問題については、一歩背中を押されるとできる問題で、男の人達なんかはそのへん自分で買い物に行くのに袋下げていくというのなかなか抵抗があるような感じもあるのですが、町全体で取り組みができれば、またそのへんは一歩進むのではないかとというふうに思うので、そのへんについてマイバッグの推進ということでいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在プラスチックごみによる環境汚染の問題につきましては、国では海洋プラスチックごみ対策アクションプランが策定され、取り組みが始まっており、民間企業においてもごみ袋の有料化やプラスチック製品の改良や他素材への転換の取り組みも始まっております。

マイバッグについては、スーパーでの使用者を目にする機会も多く、買い物かごタイプ、あるいは布バッグ、またリュックなど個人のスタイルに合ったものが使われております。議員提案のマイバッグの無料配布につきましては、検討させていただきたいと思いますが、マイバッグは身近な取り組みで、プラスチックごみの排出量の削減にもつながることから、今後も啓発の推進をするとともに、環境中にプラスチックごみが排出されないように従来のごみ美化活動の啓発にもさらに力を入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）特に無料ということにこだわっているわけではないので、有料でもいいかなと、町で売り出すということも可能性としてあるのかなというふうに思っています。それから、スポンサーを探して、スポンサーにお金をちょっと出していただいて、ネーミングライツというのが、建物ですがあるということなので、ちょっと宣伝も入れながらやる方法もあるのかなというふうに思いますので、マイバッグの町中之条を目指してはいかがかなというふうに思うので、そのへんは検討するという事なので、今後とも早急によりしくお願いをしたいというふうに思っています。

中之条霊園の問題について、ちょっと話をさせていただきたいというふうに思っています。これは需要が100とか200あるとかということではないというふうに思っているし、今お墓をお持ちの方、大半のみなさんだというふうに思っていますし、新しい世帯がそんなにいきなり増えるということもないというふうに思いますので、早々数がある話ではないかなというふうに思っています。ただ、ちょっと俺んちのお墓山の中にあつて、行くだけでも大変になってしまったのだけれども、お盆のたびにちょっと山の中歩いていかななくてはならない、熊の出るほう行かなくてはならないというような話をちょっと相談を受けたこともあります。それなので、中之条霊園の現状、どうなっているか現状の説明と、それから整備してくれという要求はそう多くないにしてもあるというふうに思いますので、増設の要求なりあるというふうに思うので、そのへんのことについてお答えをいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄） 保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在中之条町の共同霊園につきましては、666区画整備をされており、そのうち空いている区画はございません。全てご利用いただいている状況です。また、666区画のうちに墓石等がまだ未設置の区画というのが120区画ございます。

また、増設の要求についてですが、譲渡の希望の申し込みをされる際に増設等の予定について質問をされることも何件かありました。譲渡希望者につきましては、現在は空きが出るのをお待ちいただいているような状況で、昨年度は7名の方に申し出があり、現在トータルで12名の方にお待ちいただいているような状況になっております。

以上です。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）120区画が墓石がまだ建っていないというお話があったのですが、なかなかこれから建てるというのはちょっと霊園ができた歴史の長さから考えて、なかなかそうはいくのかなという感じもしますので、そのへんの精査は合わせてしていただくのは必要かなというふうに思うのですが、あわせて残念ながら亡くなってしまつて、墓地

を子どもさんのところに移したいというような方もいらっしゃるかなというふうに思うのですが、墓じまいの申し出というのは、ちょっと確認なのですが、聞いておきたいというふうに思うのですが、

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）昨年度お墓の返還についてご相談をいただいた方が4件ございました。実際に返還の手続を始めているというのが今1名で、現在も手続き中というような状況になっております。また、今年8月に現在霊園を使用している666名の方の対象に当分の霊園のあり方についてアンケートの調査をさせていただいております。今現在約半数の方からご回答をいただいておりますところなのですが、そのアンケートの中にも霊園について将来返還を考えているかどうかという設問を設けさせていただいております。その回答の中で返還を考えているというのが約7%、350人ぐらいからの回答の中の7%というような形で今集計をさせていただいておりますので、またこのアンケートの集計等も踏まえて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）数字を上げていただいたのですが、相当空くことが想定をされますよね。質問するタイミングが悪かったかなと、アンケートをやられているということちょっと知らなかったものですから、アンケートの後に質問ができればもう少し中身に踏み込んだ話ができたのかなというふうに思います。それはまた後日話をしていただいて、町内に必ず希望者の方いらっしゃいますので、できるだけオープンにさせていただいて、利用していただくということも必要かなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に移りたいというふうに思うのですが、樹木葬、ペット霊園ということでセットで前任の議員が再三、再三と言うと怒られてしまうかな、何度か議論をしてきたという経緯があるのですが、樹木葬はともかく、ちょっとなかなか大変な部分もあるのかなと、想像するのにあるのかなというふうに思うのですが、今ペットは意外と飼われている方もいらっしゃるし、ペットの遺骨というのかな、そのへんの処理についてもなかなか大変な部分も出てきているというふうに思いますので、以前からお話をさせていただいているペット霊園について若干触れていただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）3月の議会でも答弁をさせていただきましたが、今年度今予定としましては、10月、11月にかけてになりますけれども、自治体が行う公営の霊園について、県内外の自治体に調査に行かせていただきたいというふうに考えております。そういった所の状況等も踏まえて、今後検討していきたいというふうに考えております

ので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明） どのぐらいの年からなのでしょう。我々は何かもう完全に海に撒いてもらってもいいよという、そういう意識なのですが、そうもいかない年代、これは年代の問題なのでしょうけれども、いろいろものの考え方があって、多様化をしているというのは事実だというふうに思っています。いずれにしてもこれ一人一人が 1 回通らなければならない道なので、町がどこまで考え方の問題も含めて話ができるのかなというのは別な問題とはペット霊園なり、あるいは先ほどから話をさせていただいている墓地の問題というのは一定の年齢にならないとなかなかそういう思考回路って生まれないのかなという感じもしますが、できることはやっていただくと、できるだけ協力をしていただくと、町民のみなさんに、町民のみなさんの立場に立って考えていただければありがたいなというふうに思っています。

以上でお墓なり、そのへんの話は終わりにして、次に進みたいというふうに思うのですが、1 年に一遍ぐらいずつ博物館の問題をちょっとやらせていただいている、去年も調べたら、去年の 12 月、9 月議会でちょうど 1 年前だったのですが、話をさせていただきました。博物館を一言で言うと強化をして、条件は揃っているのだから、もう少し拡大をしてくださいという話なのですが、そのへんについて、予算がかかる問題なので、一朝一夕にはいかないというふうには思っています。博物館、あるいはそれに類するものというのはよく箱物だ、箱物だというような議論が前からされて、箱もいないぞという話もされているのも事実です。ただ、中身のある物というのは箱物ではありませんので、箱ではありませんので、そういう立場で話をさせていただきたいなというふうに思っています。中之条の歴代の館長さんが非常にいい取り組みをしていただいて、私特別展全部見せていただいているのですけれども、やっぱりなかなか大したものだなというふうに思っています。その中で特別展等で毎回紹介をされているのですが、まだ紹介をされていない物がたくさんあるということは認識をしております。個別の問題として整備をしていくというか、一つの何かがあるということではなくて、物語ができるような、例えば四万温泉物語とかということで歴史も含めて非常にいい話がいっぱいあります。これ全国の人が聞いても感動するような中身も当然あるわけなのですが、今まで博物館で取り組んだ中身というのは高野長英展、それから湯本家の話ですよね、それから真田忍者の話というようなものもあるのですが、これお墓が 2 つあるから、よくわからないようなお墓が 2 つあるよという話だけの話ではなくて、歴史的にきちんとした史実、資料も残っています。この前もちょっと言ったのですが、大学の研究者が来て、これ大したものだと、関西に忍者学科という大学があるのだそうですが、そこの先生来て大し

たものだというようなことも言っています。全国にそういう資料ないよというような話もありますので、それも含めていろいろ検討していただければいいというふうに思っています。それから、当町の出身でございます鈴木ひでさんの描いたものがたくさん寄贈されてあります。このへんも、これぜひ展示をできるような体制があれば、これ非常に見ごたえがある物が並べられるかなというふうに思っておりますので。それから六合の修験者という、これ宗教絡みの話、それから同じく冬住みの里としての六合の問題等々、これ常設展示にしても見るに耐える物がいっぱいあるということに、そういう理解をしておりますので、いずれにしても展示に向けて取り組みができるかどうかというのをちょっとお聞きをしたいというふうに思います。教育長がちょっと答弁をする前に町長にちょっと一つだけ、いずれにしても予算がつかないと一步も進まない中身ですので、このへんは積極的に予算をつけるかどうかというのをちょっと最初に聞いておきたいというふうに思うのですが、町長、一言。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今議員がおっしゃるとおりミュゼにつきましては、この小さい町村であれだけの資料が揃って、また見やすく整理されているという所は非常に少ないということでご覧をいただいた町外のみなさんからも高評価をいただいているということでございます。今のスペースを拡げてもう少し資料を展示しないかということでございますけれども、建物自体も文化財であります。そういった中で例えば内容を入れ替えて展示するとか、特別展の展示の会場もありますので、そこらへんうまく活用できないなというふうに思っております。いずれにしてももう少し耐震の関係とかいろいろ工事も必要になってくるというふうに思っておりますので、これも含めて検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）そういうことで今話をさせていただいたのですが、教育長のほうからそのへん調査のことも含めてお答えをいただければというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの展示並びに調査の必要性ということでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、昨年の9月議会のご質問にもございました。その折の高橋家の文書のように当町には貴重な資料がたくさんございます。また、博物館におきまして平成30年度企画展で「吾妻の蘭学者たち―高野長英をめぐる人々―」、「真田忍者と吾妻修験」、「ふるさとの文化人 鈴木ひで」などを開催いたしましたけれども、まだまだ紹介しきれない資料がたくさんございます。例えば先ほど話題に出ま

した鈴木ひでさんの作品でございますが、約7,000点に及ぶ絵手紙が現在博物館で保管してございます。これを系統的にそれぞれの時代別等に分類できれば、他に類のない展示ができるというふうに思っております。それには議員ご指摘のとおり調査を進め、展示する機会を設けていく必要があるというふうに考えております。特に鈴木ひでさんの絵手紙につきましては、一括展示できる場所を探しているところなのですけれども、現状はなかなか難しい状況でございます。議員ご指摘のとおり、今後企画展等で展示できるよう順次調査を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明） 去年からやっている話なものですから、ちょっとごちゃごちゃして大変申し訳ないのですが、町長の話は予算を付けるというふうに聞きましたので、中身はともかくとして、そういうふうに聞いておきます。

教育長に大体答えていただいているのですが、全国区になり得る展示物があるというのはこれはそのへんの認識というのとは一致をしているというふうに思っています。これ予算も絡むのでいろいろあるのですが、施設の拡張は今の施設はいずれにしても限界があります。拡張の可能性をちょっと考えているのかどうかということもちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一） 議員お尋ねの施設の拡張についてでございますが、先ほど町長のほうからもお話がありましたように博物館本館につきましては、県指定の文化財でありまして、改築等の拡張は難しいかなというふうに思っております。また、博物館新館につきましては、拡張するためのスペースに問題がございまして、やはり難しいのかなというふうに思っております。ただ、議員おっしゃるとおり全国区になり得る展示物を有する博物館としまして、まずは施設の部分では夏の暑さ対策、冬場の寒さ対策を優先課題といたしまして、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明） 施設ですから、早々、盗難の問題もあるでしょうし、耐震の問題もあるでしょうから、早々拡張をしてということになるかどうかというのは、それで予算の話は最初にちょっと町長にさせていただいたのですけれども、いずれにしても、ちょっと教育長からもお話があったのですが、民間施設の利用というようなことが次には考えられるというふうに思うのですが、つむじなり博物館からの徒歩圏内で当然考えるという話にはなっていくのだらうというふうに思うのですが、そのへんの民間の協力者、施設の協力者、あるいは人の協力者ということも含めて可能性があるのかどうかということをちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの民間地利用ということについてでございますが、現在博物館周辺には利用できます民間の空き家等はないというふうに認識してございます。今後関係機関等と連絡を密にいたしまして、情報収集に努める中で民間地利用などの方策について探ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）まず、町のみなさんに見ていただいて、そういう機会をつくっていただいて、素晴らしいですね。たぶん何で中之条にこういうものがあるのかというものがいっぱいあります。俺、興味ないぞと言えばそれはそれまでなのですが、それは私達の町の歴史だし、文化に直結する問題かなというふうに思っています。そういうことなので、なるべく啓蒙活動も含めて進めていただくということはこれはイロハのイだというふうに思っています。ガーデنزも大体片がつくということもありますので、そのへんは優秀な教育長がいますから、お任せをしてちゃんと道を引いていただくということを最後に申し上げまして、私の質問以上にしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関常明さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。1番、山田さん

○1番（山田みどり）通告に従いまして、9月議会の一般質問をしたいと思います。先月8月24日からピエンナーレが開催されまして、9月23日まで行われております。たくさん観光客の方が訪れています。秋の行楽シーズンで町の施設などを見て回られる観光客の方がたくさん来られると思います。そこで六合のチャツボミゴケ公園周辺の活用状況について質問させていただきます。

チャツボミゴケ公園の一部、今共立メンテナンスに貸し付けをしておりますけれども、新たにバイテックエネスタが参入しまして、貸付額は1,000万円から1,350万円に増えたわけですが、この契約内容についてどうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、山田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

チャツボミゴケ公園の周辺の町有地ということでございますけれども、大変広大な面積で42町歩あるわけでございます。この一部を平成25年の6月から株式会社共立メンテナンスと賃貸契約を締結をしているところでございます。当初の契約内容でございますけれども、契約期間は20年間、貸付金額は年間1,000万円、貸付面積は42万2,650平方メ

ートルとなっております。契約期間は、平成25年6月から平成45年の5月31日までの20年間ということでございます。この条件といたしましては、エコなまちづくりのイメージを損なうことのない事業に供するとされておりまして、貸付地内において太陽光発電の設備が設置をされているということでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）そもそも共立メンテナンスに貸付の契約、これが変更になってバイテックエネスタが参入したということで、契約内容が変更になったということです。これについては議会での承認を受けなければならないのではないのでしょうか。6月の議会で変更の紙が1枚報告ということで上がってきたわけですがけれども、こういったことは報告のみでよろしいのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今山田議員がおっしゃるとおりでございますけれども、株式会社共立メンテナンスに貸し付けた後、同社が活用していない区画について前に豚を飼っていた方でございますけれども、それについては株式会社バイテックソーラーエナジー、現在は株式会社バイテックエネスタから太陽光発電事業の用地として利用希望がありました。そして、株式会社共立メンテナンスと協議の結果、令和元年6月に契約更新を行ったわけでございます。更新後の契約内容につきましては、現在の契約状況としては、株式会社共立メンテナンスについては、貸付面積が少なくなったため貸付金額が年間700万円に変更されております。貸付面積は36万8,335平方メートルとなります。なお、貸付内にあっても条例によるチャツボミゴケ公園として規定する部分、それと進入道路や駐車場、これは除かれているところでございます。

バイテックエネスタにつきましては、貸付金額は年間650万円、契約内容の満了は太陽光発電の売電開始から20年というふうになっております。貸付面積につきましては5万4,315平方メートルとなっております。

議会に、6月でしたっけ、図面はお渡しをし、了解をいただいているわけでございますけれども、これについては報告をさせていただいて、これは議会の議決事項ではございませんので、町の考えをお示しをさせていただいたということでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）議会の承認を得なくても報告だけで承認を得たというふうにおっしゃっていらっしゃいますけれども、もともと共立メンテナンスと契約を結んでいたのが、新たにまた違う契約でバイテックエネスタが参入したわけですから、これはやはりもう少し詳しい説明内容が議会の中であってもいいのではないかと。20年間の契約ということですがけれども、その20年間契約されて、そのソーラーパネルの処理についてはどのよ

うな契約になっているのかお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、総務課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）ソーラーパネルの処理ですけれども、共立メンテナンスにつきましては原状復帰し返還、または協議によりまして、現状、そのままで返還という契約内容になってございますので、一般的な考え方は原状回復していただくということになっております。

バイテックにつきましては、契約終了日に施設を撤去し、更地にして返却するという契約内容になってございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）20年後の原状復帰をしてということですが、このソーラーパネルの処理については、使用済みパネルは産業廃棄物に該当します。パネルに含まれる有害物質を適切に処理しなければ健康被害をもたらす恐れもあります。町としては、この処理についてしっかりと20年後、大分先の長い話ですが、きちんと原状復帰をして、適正な形で処理されるようにきちんと契約の内容をしっかりと今一度確認して、それぞれの共立メンテナンス、バイテックエネスタに対してきちんと契約内容を確認する必要があると思うのですけれども、お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それにつきましては、本当に20年間という長い期間でございます。これはフィット（FIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度））で東電との契約が20年ということでございまして、それ以降発電が可能かどうかというのはまだ未知数でございまして、その後のことについてはちょっとわかりませんが、いずれにしても契約事項でございます。契約事項でございますので、20年たとうと、30年たとうと、それは契約は守っていただくということになるかというふうに思います。いずれにしてもまたこれから造る所もありますので、そこらへんの契約はしっかり確認をしていきたいというふうには思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）チャツボミゴケ公園は、町の資産であり、国の天然記念物にも指定されています。そうした施設を町が有効利用するという目的、先ほどエコな町ということでおっしゃっておられましたけれども、私は逆に町の資産価値をおとしめているようにも感じます。公園受付の奥にある、私も行きましたけれども、あのソーラーパネルは観光客のみなさんにも目に触れる所にあります。そういった自然公園の中に見えるあの

ソーラーパネルというのは観光客の目にも異様な光景に写るのではないのでしょうか。公益な財産を長く守るためにも周辺の自然環境のためにもこれ以上のソーラーパネルの設置に関しては見直しをする、設置に関して条例をつくる、ソーラーパネルに関しての条例というのが今あまり整備されていないので、こういったことを検討していく必要があると思いますけれども、町長お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）確かにチャツボミゴケ公園の近くにメガソーラーということでございまして、最初は相当批判もあったわけですが、現在あまりそういった批判も聞こえないという状況ですが、それはチャツボミゴケ公園に行くまでも大きなメガソーラーが幾つもできているというような状況でございまして、あの地域、ほかにまだ土地の活用方法がないということもあって、メガソーラーが今増えているということでございます。今回造る所についても道から見えないような、そういった環境とお客さんが不快にならないような、そういう配慮をするという条件で貸付をしているところでございます。いずれにしてもないに越したことはないかもしれませんが、中之条町は再生可能エネルギーの町宣言をしているということでございまして、企業のほうもそれに沿って太陽光パネルを設置をして、中之条町の固定資産、あるいは貸付の向上にもなっているということでございます。ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）チャツボミゴケ公園周辺のソーラーパネルがたくさん乱立されているという状況で考えてみれば、そういった自然が豊かな所に活用する方法がないからソーラーパネルを手っ取り早くお金が稼げるという、そういうソーラーパネルを設置するというのは私はいかがなものかなと思います。六合は最も美しい村連合に加盟をしていて、本当にその自然環境の豊かさ、美しさ、そういったものを守っていく必要がある所だと思います。これ以上のこういうソーラーパネルの設置というのは私は自然環境を壊していくことだと思います。安易にソーラーパネルを設置するのではなくて、どういうふうに活用していくかということを町としては真剣に考えていかなければいけないのではないかと思います。

次の質問に移ります。町の耕作放棄地の状況、またその対策について答弁を求めます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）耕作放棄地の状況というご質問だと思いますけれども、全国的に農家の方の高齢化、あるいは担い手不足ということで耕作放棄地は年々増えているというのが状況でございます。当町におきましても同じ状況でございます。町内の農地面積は

2,050ヘクタールでございますけれども、そのうちの570ヘクタールが耕作放棄地となっております。実に27.8%が耕作放棄地となっているのが現状でございます。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） この耕作放棄地に対しての町としての対策はどのような対策をとられているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 農林課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 農林課長

○農林課長（安原 明） 耕作放棄地の対策についてお答えをいたします。

耕作放棄地を少しでも減らし、当町の農業を守るために中山間地直接支払交付金や多面的機能支払交付金による耕作条件の悪い場所での農家支援や、自ら耕作できない場合は地域の農業の担い手や新規就農者に農地を託していただく方法で対策を行っております。まず、農業の担い手と言われる認定農業者へ農地を集約する事業では、耕作できなくなった農地を農地中間管理機構を通して貸し付け、それを耕作しやすく一団のものに集約することで、効率のよい農業を目指しています。国の方針では農地の80%を担い手集約することを目指していますが、当町では現在22.4%と目標に大きく届いていない状況でございます。

次に、新規就農者の確保事業につきましては、新たに農業を始めたい若者を受け入れ、その取り組みを支援するために町と農協が協力して、中之条町農業担い手受け入れ協議会を設立いたしました。町内の就業者の確保に加え、都市部で行われる新規就農希望者の相談会に積極的に参加して、移住による就農者の確保にも努めております。また、町独自の補助制度として、農業経営が確立するまでの一定期間の補助や就農時に必要な費用の補助などを用意して手厚く支援を行っております。また、既に耕作放棄地となってしまった場所を再び農地として使用できる状態に戻す取り組みも支援しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） 先ほど課長がおっしゃられましたように、新規就農者に対しては六合の地域での花農家さんですとか、中之条での果樹農家さんなどの新規就農者が生まれているという実績があります。こうした支援というのは非常に大切ですし、若い方がこの町に入ってきて、農業やりたい、そういったことをしっかりと支援していく、こういったことはしっかりとやっていただきたいと思うのですけれども、その一方でやはり国はこういう長い間減反政策などいろんなことで農業の衰退の要因をつくってきました。中山間地の農業を守るためにもこういう若い方の担い手の育成も大切です。認定農業者

の方に国、県の補助で3割、町では1割の補助と聞いていますけれども、認定農家だけではなく兼業農家に対しても支援するということはできないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）今認定農業者という方が担い手と説明した、置きかえて考えていただいてよろしいのですが、担い手に農地を託す、これが大きな流れになっております。それぞれの農地の所有者が自分の責任で経営をしていくというのがなかなか難しくなっていますので、所有者が経営をするのではなく、できる人というのが今の大きな流れでございます。兼業農業者の方が支援が全くないわけではございません。今町では少しでも小規模の農業を守るために農作業の受委託、こちらのほうも支援しております。大手の農家さん、機械をしっかり持って、面積も広くできる方、そういう方に作業のほうを一部受けていただいて、その費用を町でも少し上乗せで援助して機械の購入とかの一助となっているのではないかなと思います。そういう支援も行っております。ただ、小さい、本当に趣味的なものであったり、自家用野菜をつくる、小さな、本当に規模の農家さんの農機具だとか、そういうのを補助するのはなかなか難しいところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）米の農家さんなどから聞かれるのは、作れば赤字になるような、作ってやっとなんとん、自分たちが食べていけるような状況ということで、なかなかこの後子どもに引き継がせて、親から引き継いで米を作ろうという、そういうなかなか意欲もそがれてしまう、そんな状況だと聞いています。町ではハンデの補助金というのが廃止されましたけれども、わずかな補助までもなくして、こうした生産性重視、国の方針を守っていくのではなくて、中之条独自の施策が必要なのではないのでしょうか。そのハンデのことについてちょっと町長お聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）山田議員ご質問のとおり、以前はハンデ補助金というのがございました。その後中山間地、あるいは環境保全とか、いろいろ1つの田んぼでいろんな補助金が交錯していると、いろんな補助金がもらえるというような状況でございまして、そこにさらにハンデの補助金といいますと、三重の補助金になるということもありまして、環境保全が入った段階でこれを廃止をさせていただいたということでございます。こういった環境保全等にもこのハンデとかの奨励については地域で話し合っただけであれば、そこから補助金が出るという内容でございますので、みなさんにご協議をしていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）この農家さんというのは農地を守ってこられていて、美しい田園風景を守ってこられました。先ほども六合の時にも言いましたけれども、伊参も最も美しい村連合にも加盟しているわけです。伊参、六合こういった美しい風景、この町の町民がつくって守ってきたわけです。今大規模集約をされて、認定農家さん、大きな所にはこういった補助などが大きくあるわけですがけれども、家族農家、小規模農家に対しても支援をすることで耕作放棄地減らす対策になるのではないかと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。元県議の妻、南波県議の妻の公職選挙法違反について裁判の結審が出ましたけれども、町長が先ほど同僚議員からの質問で説明をしていただきました。ただ、説明を、この間いろんな所で私達も聞いておりますけれども、町長という立場で公職選挙法違反に関わったということは極めて重大なことだと私は認識しておりますけれども、おわびをたくさんされて、説明をされて、それだけでこの事態が収拾されるのでしょうか。今の率直な気持ちを、町長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この問題につきましては、本当に私のうっかりというところでみなさんにご迷惑、ご心配を掛けていることに対しましては、何回でもおわびを申し上げたいというふうに思っているところでございます。確かにこういった選挙法違反に関わったということにつきましては、責任があるかなというふうに思っているところでございます。この説明責任、議員懇談会の中でも説明責任を果たすべきだという声も議員さんからいただきました。私も全くそのとおりだというふうに思っておりまして、過去20回の会議、あるいは集会で大勢のみなさんに私のほうから直接おわびをさせていただいたということで、これで全ていいのかということにはならないかというふうに思いますので、いろいろな機会を通じておわびをし、謝罪をさせていただきたいというふうに思っております。今回も7人の議員のみなさんにこの問題について議論をいただくということでございます。これについても説明責任を果たしていくためにいろいろ話をさせていただいているところでございます。これで終結するかということでもありますけれども、私はおわびを申し上げて、そしてこれから良い中之条町をつくるために一生懸命力を尽くしていきたいと、そういった約束を町民の方とさせていただく、これが今の私の心境でございます。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）おわびは大変たくさん聞きましたけれども、実は「明るい中之条町をつくる町民の会」という会がありまして、その会の方々が町長、そして議長に対して、

今回のことについて申し入れをしたわけです。お二人の方からの回答を受け取ったわけですが、その中身としては「現金をお返しいたしました、菓子については軽い気持ちでいただいしまい、猛省しています。また、私自身の選挙につきましては同様なことはございません。不起訴になり法的には無罪になったわけですが、私の配慮が足らず、議員や町民の皆様には不信感と不快な思いをさせてしまったことについて深くおわびいたします。今後は一層襟を正し、町政に邁進していきますので、皆様にはご指導、ご協力をいただきますようお願いいたします。」という回答をいただいております。これが議長も同じ文言で書かれております。この中で私が一番気になったことは、法的には無罪になったということなのです。ただ、やはり一度菓子を受け取り、現金を受け取った、お金は返しましたということですから、無罪ということではないと思うのです。起訴には至らなかったということで、罪にはなっているわけです。そういったところの認識の甘さというのが私はあると思うのですが、町長はいかがでしょう。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）確かに不起訴ということでございまして、無罪という言葉は法的には使っていないかもしれませんが、不起訴という言葉が新聞紙上で出ておりますけれども、なかなかわかりづらいということでございまして、私なりに解釈をしてその話をさせていただいたわけでございます。警察は選挙違反ということで捜査をして、それを検察に上げて、検察が裁判所のほうに起訴するか、不起訴にするかという判断をして書類を送るわけでございますけれども、その検察の段階で不起訴ということになったわけでございます。ここは、選挙違反だろうというふうな言い方をされる方もいますけれども、検察のほうの判断はそこまで至っていないということで、こういった不起訴ということになったわけでございます。これを大っぴらに言うということは私しておりませんけれども、いずれにしてもどういう方法でもみなさんにご迷惑を掛けた、心配を掛けたということは間違いのない事実でございますので、その部分をおわびをするということでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）町民からは非常に残念だという声、どうなっているのだと、こういったことが今までにもあったのではないかと、そういった不信感を持たれている方はたくさんおられると思います。私は、議会に入って町長とご一緒させていただいてまだ半年足らずですが、町長のお姿を一町民としてずっと見てまいりました。役場の職員から町長になられて、そのスキルを生かして町のためにご尽力されている、そういったことは大変町民からも応援していただく町民の方もおられると思います。そういった町民の気持ちを踏みにじり、議会だけでなく、町全体の信頼、信用を損なった、そういっ

たことをおわびだけで私は済む話ではないと思います。町民からは「辞職に値する大変重大なことだ」、「議会はこのままでいいのか」というお叱りの声をいただいております。町長としては今後のご自身の身の振り方、それに対しても真剣に考えていただき、そしてこの問題については議長にはそういった質問はできませんので、議会基本条例検証特別委員会でしっかりとこの問題については検証していただきたいと思います。ぜひこのままで終わらせるのではなくて、しっかりと町民が納得する形でこの町の疑惑、払拭するためにもここでしっかりと責任を果たしていただくことを強く望みまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時とします。

（休憩 自午前10時45分 至午前11時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

一般質問を続けます。

次に、小栗芳雄さんの質問を許可します。小栗芳雄さん、ご登壇願います。10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い町の建設工事発注についてと4月に行われた県議会議員選挙後に町長が謝礼を受け取ったことについての2点について質問をさせていただきます。

初めに、町の建設工事発注についての質問をさせていただきます。町では毎年数多くの工事や設計、調査、計画業務などが発注されています。その発注業者を決めるためには幾つかの方法があります。入札情報を公告して参加申し込みを募り、希望者同士で競争に付し、契約者を決める一般競争入札、特定の条件により発注者側が指名した者同士で競争に付して契約を決める指名競争入札、入札価格だけでなく総合的に最も社会的要請を満足できる業者を選定する総合評価落札方式、競争入札によらず任意で決定した相手と契約を締結する随意契約、公募、または指名により複数の受託希望者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画提案能力あるものを選ぶプロポーザル方式などです。中之条町では指名競争入札と随意契約、そしてプロポーザル方式などが採用されているようです。中之条町では指名競争入札を行うにあたり、平成18年4月1日、建設工事等予定価格の事前公表に関する実施要綱を定め、指名競争入札に付する建設工事及び建設工事に伴う測量、設計、調査の委託業務で予定価格が130万円を超えるものについては、予定価格を事前公表としてきました。前年1年間を試行期間としたため、実質平成17年から平成29年3月31日までの12年間予定価格を事前公表としてきました。平成29年4月1日、中之条町建設工事等予定価格事後公表等実施要綱が施行され、

中之条町建設工事等予定価格の事前公表に関する実施要綱が廃止されました。12年間続けてきた予定価格の事前公表を事後公表としてから1年と5カ月が経過しました。どのような理由があって事後公表としたのでしょうか、また事後公表としてからどのような成果が見られているのかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、小栗議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今小栗議員が申されたとおりでございますけれども、平成18年4月1日より予定価格の事前公表を行っておりました。これは平成18年4月1日施行の中之条町建設工事等予定価格の事前公表に関する実施要綱によるものでございました。これは、入札参加者が町担当者から予定価格を探り出す不正行為を防止するためにとられた措置だと認識をしております。しかし、入札前に公表してしまうと、予定価格が目安となって競争が制限されたり、落札価格が高止まりになるなど適正な競争の確保と適正価格での契約という入札契約制度の本来の目的からすれば弊害があったと考えられます。平成27年改正の公共工事の品質確保の推進に関する法律の運用方針では予定価格を原則として事後公表することを受けまして、町でも検討の結果、平成29年4月1日より予定価格を事後公表することにいたしました。これによりまして、入札における競争性が確保されたものと考えております。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）事前公表がされていた入札においては、予定価格を超える金額の入札は失格するとあり、入札に参加した業者は予定価格以下の金額で札を入れてきたと思いますが、事後公表となってからは予定価格を知らされていないので、入札の金額の上限がないわけです。事後公表制度に変更してから入札比率に変化があったのでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）落札比率でよろしいのでしょうか。

（「はい。すみません。」の声）

○町長（伊能正夫）これには、総務課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）これまでの落札率でございますけれども、平成28年度が96.89%、平成29年度では97.28%、平成30年度では96.71%という状況でございます。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）予定価格が事後公表になってからも入札比率はあまり変わらないということです。予定価格を事前公表にするのは先ほど町長が申されたとおり職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能だということで事前公表になってきた

ものだと思います。現在工事費を算出するための積算基準や材料単価、歩掛かりなどの公表が大変進んできました。また、積算ソフトの利用により、工事の予定価格とほとんど誤差のない緻密な工事費の積算が業者に行われるようになってきました。関係職員に外部からプレッシャーが掛かってくることはほとんどないとは思いますが、積算があまりうまくいかない場合だとか、しっかりできていない会社などにあっては職員にプレッシャーが掛かる場合があるかと思います。こういったことに対して事後公表に移行するときに何か対策は取ったのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）切り替えの段階におきましては、その目的を記載いたしまして、各事業者に来年度からその旨になるというご連絡を申し上げたところでございます。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）そうすれば、特段職員にプレッシャーが掛かるような事案に対する方策は取ってこなかったということですか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）町の職員ということでよろしいのでしょうか。

（「はい」の声）

○総務課長（黒岩文夫）大変申し訳ございませんでした。勘違いしまして。事前公表から事後公表に変わる段階におきましては、設計を行う、今まで、工事の設計や管理の設計委託につきましては、建設課で積算する場合と専門性が高い工事につきましては、設計業者に依頼して今作成しておる状況です。ですので、事前公表、事後公表になってもそのへんの役場の事務手続については何ら変わることなく淡々と進めているという状況でございます。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）事前公表から事後公表に移行して、町の職員に予定価格がどのくらいだか聞き出そうとするような不正行為がないとは限らないのです。発生するかもしれないという事案に対しては事前に予防策を講ずる必要があると思いますので、ぜひそのへんは検討をしていただきたいと思います。

それと、事前公表に関する実施要綱では、第2条で対象工事を指名競争入札に付する建設工事及び建設工事に伴う測量設計調査の委託業務で予定価格は130万円を超える物と規定していました。事後公表の実施要綱では公表の対象を競争入札に付する建設工事とするとだけになっており、建設工事に伴う測量や設計調査の委託業務、それから予定価格130万円を超える物は除外してありますが、そのへんの理由はこういったことでこういうことになったのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）今まで130万円を超える物としたのに対しまして、29年から競争入札に付する建設工事というふうに変ったのですけれども、その経緯につきましては申し訳ございません。現在承知してございませんので、後ほど調べて回答させていただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん 01:28:07

○10番（小栗芳雄）予定価格の公表を事後公表に変更してから1年5カ月経ちました。公平、公正で透明性のある入札が行われ、適切な価格で発注し、品質の高い製品が納品されるようお願いして、次の質問に移らさせていただきます。

次も建設工事発注についてなのですが、町で発注する工事を担当する係と工事の種別は大変多岐にわたっています。今までの発注実績と発注見通しなどから推し測ると、担当する係、主幹課には建設課、上下水道課、農林課、観光商工課、こども未来課、生涯学習課、保健環境課、住民福祉課、六合振興課、企画政策課、総務課などの町の行政部門のほとんどが関わっています。また、工事の種別としては土木工事、建築工事、管工事、塗装工事、舗装工事、機械器具工事、鋼構造物工事、交通工事、造園工事、解体工事、電気工事など本当に多岐にわたっており、各種別の中でもさまざまな分野があるようです。町で発注する工事は、このように多くの部門、多くの工種にわたっており、それらの工事の設計や現場管理の多くはコンサルタントに委託していますが、その専門的な知識を必要とする設計書などのチェック体制は現在どのように行われているのかお聞きいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）工事の設計や管理業務の委託、設計書につきましては、建設課で積算する場合もございますし、専門性が高い工種につきましては設計業者に依頼して作成しておる状況でございます。内容のチェックにつきましては、各担当課において行い、担当及び係でのチェックを行っている状況でございます。また、必要に応じて建設課にも確認をお願いしておるという状況でございます。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）町の職員には異動がつきものです。専門的な知識の習得や経験を蓄積するには大変厳しい状況にあるのではないかと思います。そこで、私なりにチェック体制について考えてみました。現在でも建設課の職員に設計業務にかかわってきた人材を登用しているのですけれども、その他にも期間を限定して専従する部署を設けて複数の職員でチェックするとか、有能なOBの職員を活用するとか、他にも基本となるチェ

ックシートを作成して、チェックするとか、または大変金額は掛かるかもしれませんが、外部にチェックを委託するとかの方法が考えられると思います。何か新たな考えや取り組みの予定があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）役場の職員でも技術畑の方が非常に少なくなってきております。そして、技術畑特定で職員採用してもそれが応募がほとんどないという状況でございまして、今本当に技術の職員が少ないという状況でございます。そういった面からすると、こういったチェック体制がおろそかになっている可能性は非常に高いということでございます。今建設課のほうに1人そういった建設課のOBのほうに在籍していただいて、建設課のみならず教育委員会とか大きな物については目を配っていただいているという状況でございます。こういった専門家の方が多くいれば、チェック体制は整うということでもありますけれども、経費的なものとかそういったものでなかなかそれがはかどらないということと、人材不足ということでございます。これについても重要な町税を使うわけでありますので、しっかりしたチェック体制ができるような、そんな仕組みも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）工事の設計するにあたって、コンサルタントも十分な知識と経験を持った職員に担当させていると思いますが、不注意や知識不足、また思い込みや過信、単純な入力ミスなどさまざまな要因で誤って設計書に記載してしまう場合があります。でき上がった設計書のチェックには単価、材料、数量、施工パッケージの内容だとか、数量計算書、図面、設計根拠資料、積算内容など確認する作業には膨大な時間と専門的な知識を必要とすることになります。町の体制には限りがあり、万全なスタイル体制で臨むのは現状無理かもしれません。しかし、貴重な税金を使つての工事ですから、しっかりチェックをしていただきたいと思います。特に注意して欲しいと思うのは、あまり経験したことのない工事で公表された単価や歩掛かりもなく、対象工事に限り適用されるという特別調査及び見積もりにより決定した材料単価、歩掛かりについてです。一般の工事ではほとんど公表された単価、歩掛かりが使用されていますけれども、ガーデンズのような特殊な工事においては、こういった事例があるようです。たぶん設計者自体も悩みながら単価、歩掛かりを探っているのだと思いますけれども、対象工事に限り適用されるという特別調査及び見積もりにより決定した材料単価、歩掛かりについては特にチェックを十分にしていきたいと思います。間違いが発見されないで工事がそのまま終了してしまえば受注側、発注側どちらかが不利益をこうむってしまいます。しっかりしたチェック体制をつくっていただくことをお願いして、この質問は終わりにさ

せていただきます。

次に、最後の質問になりますけれども、同僚議員からも質問があり、答弁もありました。重ねて質問させていただきますが、丁寧に答弁をお願いしたいと思います。今年4月に行われた県議会議員選挙で当選しながらも辞職した県会議員の選挙活動のお礼として菓子を受け取り、前橋地検に書類送検されました。不起訴とはなりましたが、町民は大きな衝撃を受けるとともに、不信感を募らせているのが現状だと思います。7月26日に開催された議員懇談会で経緯の説明があり、その内容が8月の議会だよりに掲載されました。また、昨日の本会議冒頭の挨拶でも議員懇談会で説明したとおりであり、各種の会議や集会の場所でもおわびをしてきたとも話され、今朝の新聞にも掲載されました。県議選で謝礼を受け取り、書類送検され、不起訴になったことをどう受けとめておられるのか、また不信を募らせている町民が大変多くいる中、説明責任をどう取ろうと考えているのかお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この件につきましては、何度おわびしても申し訳ないというふうな気持ちでございます。物を受け取った、その道義的責任ということでございます。法的には不起訴ということでございますけれども、道義的にみなさんに心配をかけたということについては間違いなく町民の皆様、あるいは議員のみなさんにご心配をかけたということは事実でございます。これについて一生懸命説明責任をし、そして謝罪をさせていただいているということでございます。昨日も冒頭の挨拶の中で申し上げさせていただきまし、今日も同僚議員のご質問にお答えをさせていただいたということでございます。多くのみなさんが、町民の方が不信に思っているということでございますけれども、これについても説明責任を果たし、謝罪をし、そしてこれから良い中之条町を一生懸命つくることに汗をかく、そういったことを約束をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。みなさんにご心配をかけたことに対しまして、本当に申し訳なく思って、心の中から思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）先ほどの同僚議員からも質問がありましたけれども、議員懇談会の説明では不起訴になったから法的には無罪になったと説明をいただきました。議会だよりも無罪だと記載されております。昨日の本会議の前の挨拶でも議員懇談会で説明したとおりだとお話がありました。現在でも不起訴になったから無罪だと考えておられるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、先ほど山田議員にお答えしたとおりでございますけれども、

法的には不起訴ということで、不起訴という言葉がわかりづかったものですから、私なりに無罪という表現をしてしまったわけでございますけれども、罪は罪として法的にはそれが罪が認められなかったということでもあります。本当に心配をかけたということでございます、それについて弁明をするつもりはございません。みなさんにおわびをし、そして襟を正していくというのがこれから私の努める道かなというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）こういった法律については私も素人であり、無知な私ですけれども、私なりにいろいろ調べてみました。確かに「推定無罪の原則」というのがあり、「何人も有罪と宣告するまでは無罪と推定される」、また「検察官が被告人の有罪を証明しない限り被告人に無罪判決が下される」とありますから、不起訴となって無罪という考え方もできるかもしれません。ただ、不起訴には幾つかの理由があります。検察に書類送検され、不起訴となったわけですが、不起訴処分の告知書、その請求を行ったのでしょうか。また、その不起訴となった理由が確認できたのでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）当事者にはそういった一切の通知はございません。私は、新聞で確認をし、そして起訴されれば裁判所とか、そちらのほうの呼び出しがあるのかなというふうに思いますけれども、それもないということでございますので、そこで不起訴というのを私なりに解釈したということでございます。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）不起訴になったということを検察から通知はないことは私も承知しておりますけれども、不起訴処分の告知書を提出すると不起訴になりましたという通知が来るようになっているようです。また、その通知書の中にどういった理由で不起訴になったという記載がある場合もあるようです。不起訴には理由も大変多くなって、その主なものとしては嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予の3つがほとんどのようです。今回不起訴処分の理由は確認できないということですが、一連の新聞報道や今までの説明を私なりに整理してみました。事後買収、買収申し込みで公選法違反の罪に問われた元県議の妻は起訴内容を認めており、町長も菓子をもらったことは認めています。事件の犯人であると十分疑われるけれども、今回は勘弁してやろうと検察官が判断したときや罪を犯しており、説明もできるが軽い犯罪であるとか、社会的制裁を既に受けている、また深く反省しているなどの理由で今回は起訴しないなどの場合が起訴猶予になるそうです。私が推測するのは大変失礼なことだと思いますが、不起訴処分の理由は起訴猶予であると思われてなりません。新聞報道でもようかんの価格などを考慮して起訴猶予に

したと見られるとの記事もありました。贈った人ともらった人双方が認めているわけですから、不起訴の理由は起訴猶予と考えられるのではないのでしょうか。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）不起訴の内容については知らされておられません。

○議長（山本隆雄）10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）先ほども質問したのですけれども、不起訴になったから無罪という解釈もあると思うのですけれども、不起訴処分を受けた人は裁判を受けていませんから、無罪の判決を受けたわけでも有罪の判決を受けたわけでもありません。ですから、無罪判決を受けた場合に該当する一事不再理は適用されないの、さらに何かあった場合には捜査を受けることがあり、厳密には不起訴が無実ではないとの記載も見させていただきました。もし完全に無実であるならば、しっかりと説明責任を果たす分でもおわびをする必要はそんなにはないのではないかと思います。大変多くの町民が不信を抱く今回の事件、今後も同僚議員から関連した質問があると思いますが、町民の不信を払拭するためにも丁寧に説明し、説明責任をしっかりと果たしていただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（山本隆雄）小栗芳雄さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、ご登壇願います。3番、関さん

○3番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、9月定例会議において一般質問をさせていただきます。質問の内容ですが、1、高齢者ドライバーへの対策について、2、来庁者への対応について、3、幼児教育について、4、買い物支援バスについてお伺いいたします。

まず初めに、高齢者ドライバーへの対策についてお伺いいたします。東京池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢者ドライバーによる事故が起こっている状況であります。近年交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢者ドライバーの死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立ちます。一方で、過疎地域において車は生活の足として欠かせない存在であり、今や高齢者ドライバーへの安全運転は待ったなしの状況であると思います。質問の内容により、（2）から先にお伺いしたいと思いますが、中之条町において高齢者ドライバーが先進安全装置の備わった車を購入する際、また所有する車に踏み間違い防止装置を取りつける費用に対し、補助を行う考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年高齢者運転の重大な事故が多発しております。マスコミ等でも重大な大きな事故が発生をしているということでございまして、深刻な社会問題となっていることは承知をしております、その対策を急ぐことにつきましては、関議員と同じ考え方でございます。運動機能のきちんとしたチェック、安全技術の進化、移動困難者を助けるタクシー助成や公共交通機関の整備等の総合的な対策を考える中で、高齢者の交通事故防止策として高齢者を対象とした先進安全自動車の購入等に対する助成制度の創設について検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。他の自治体もいろいろこういった先進安全自動車の購入の補助、あるいは後づけの補助等を検討しているようでございます。中之条のように山間地でありますと、一度高齢者で事故を起こすと、それ以降運転ができなくなる可能性が非常に高くなるわけございまして、その前に交通事故を起こさない、そういった対策も必要ではないかというふうに思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう移動困難者対策だけではなく、高齢者ドライバーへの安全運転支援との両輪を整えることが大切であると考えます。また、新車購入にはかなりの費用がかかり、高齢者への負担を考えた時に所有している車に踏み間違い防止装置を取りつける補助に対しても前向きにご検討をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、高齢者ドライバーの交通事故防止において運転免許証自主返納への取り組みも大切であると考えます。そこで運転免許証の返納状況、また返納手続の方法について伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（黒岩文夫）それでは、お答えさせていただきます。

中之条町高齢者運転免許証自主返納支援事業を申請された方につきましては、平成29年度が63人、平成30年度が73人、今年度はこれまでに39人の方が申請されております。

運転免許証自主返納手続につきましては、最初に警察署で返納手続をしていただきますと、免許証の取り消し通知書が交付されます。また、免許証に穴をあけて返されますので、その穴あき免許証と取り消し通知書を持って役場総務課窓口で自主返納支援事業の申請を行っていく手順となります。自主返納支援品として中之条町で利用できる金券1万円分を交付させていただいております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3番（関 美香）返納手続については、警察署と役場への申請が必要とのことなのですが、代理人による手続が可能であるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）警察署での手続につきましては、トラブルを避けるためご本人の意思を確認させていただくこととなりますので、ご家族でも代理での返納手続はできないようでございます。役場での申請手続につきましては、警察での証明書があればご家族の方でも代理で申請していただくことは可能でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）この点については、自主返納手続をされた方の中から警察署と役場、それぞれの場所へ行くのは負担であるとお声をお聞きしたことがあり、役場への申請は代理人でも可能であるとのこととで手続をする際高齢者の負担を軽減されていることを確認させていただきました。

次に、中之条町では買い物支援バス、医療機関への通院支援のなかのん号、またタクシー助成事業など移動困難者対策が充実していますが、返納手続の際これらの案内をされているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）先ほどの高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請においていただく方は、ほとんどの方が移動困難者対象事業であるタクシー料金の助成ですとか、買い物支援バスなかのん号など承知されております。その手続をされていく方も多くおられますけれども、念のために制度のご案内を窓口でさせていただいておる状況でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）返納手続をされる方、ほとんどの方が周知しているとのこととで移動困難者対策の広報がきちんとなされていることが伺えます。先ほども申し上げましたように、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者ドライバー対策の充実をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

来庁者への対応についてお伺いいたします。さまざまな町民の方々が利用される役場ですが、それぞれへの対応についてお伺いをいたします。まず、相談する内容によってはプライバシーへの配慮が必要であると考えますが、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）お答えさせていただきます。

現在庁舎内での相談窓口といたしまして、各課のカウンターの他、数カ所の相談スベ

ースを設けてございます。町長室前の相談スペースについては、扉が設けてあり、プライバシーに関わる相談については、こちらをご利用いただくか、2階の会議室などを用意するなどの対応を取っております。また、これまで中之条電力で使用していた会議室につきましても、鍵のかかる相談室としてみなさんにご利用いただいております。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）それでは、小さなお子さんを連れての来庁者へおむつ交換等のスペースが確保されているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）役場庁舎1階に多目的トイレを設置してございます。この中にはベビーベッドもございますので、小さなお子さんを連れて来庁された方のおむつ交換などにもご利用できる施設となっております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）それでは、障害をお持ちの方が車椅子で来庁される際の対応がなされているのか、またエレベーターの設置予定についてもお伺いしたいのですが、この点については足の不自由な方だけではなく、高齢者の福祉向上にもつながり、またエレベーターを設置することにより、議会の傍聴希望者が増えることも考えられます。設置予定についても合わせてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）障害をお持ちの方、障害は本当にそれぞれの部位の障害がございまして。特に車椅子でおいでの方は庭から1階のスペースまではスロープがございまして、1階のスペースはバリアフリーになっているところでございます。そして、2階、3階に用事のあるお客さんにつきましては、職員が1階まで降りて来て対応するという配慮を今しているところでございます。そして、エレベーターの関係でございましてけれども、ご承知のとおり残念ながら今はございませんけれども、来年度耐震化の予定もございまして。その中で計画をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）プライバシーへの配慮、小さなお子さんを連れての来庁者、そして車椅子で来庁される方への配慮がなされていることを確認させていただきました。エレベーターの設置については、町民の福祉向上のためどうぞよろしくお願いいたします。

役場は年中行くところではなく、来庁に対して緊張を覚えるとの声をお聞きすることがあります。来庁者に対して、どのような心がけをされているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）役場へ来庁される方が不安なく少しでも気持ちよくお過ごしただけのように現在行っておる対策といたしましては、ロビーに総合案内所を設置いたしまして、来庁の目的に応じた係や担当へのご案内を行っております。また、ロビーで不安そうな方にはお声かけもさせていただいております。窓口来庁者を意識したレイアウトによりまして、来庁される方の利便性の向上にも努めております。また、美しい庁舎であることも心がけ、庁舎外清掃も全庁を挙げて実施しておる状況でございます。職員については接遇研修などを行い、日々丁寧な対応を心がけるよう努めておりますけれども、改善すべき点やご意見等ございましたらお聞かせいただき、一層信頼いただける町役場づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）さまざまな町民のみなさんが利用される役場でありますので、これからも来庁される方に対し、気持ちよく安心して利用していただける役場づくりの推進をどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、幼児教育についてお伺いをいたします。平成31年3月定例会議の総括質疑の中で10月から始まる国の幼児教育無償化において対象外である保育所の給食費について無償化するお考えはありますかと質問をさせていただき、町長からは無償化対象外のゼロ歳から2歳の保育料、給食費部分も含め、ゼロ歳から5歳までの幼児教育無償化を進めていきたいとの答弁をいただきました。いよいよ10月から幼児教育無償化が開始されますが、国の無償化対象外のゼロ歳から2歳の保育料、保育所の給食費は無償化されるのか改めてお伺いをいたします。また、国においては幼稚園の預かり保育も補助額に上限を設け無償化されるとありますが、中之条町において幼稚園の預かり保育については国の無償化の対象になるのか合わせてお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今関議員からお尋ねの件でございますけれども、以前回答したとおりでございます。国の無償化が10月から始まるということでございまして、その対象にならないゼロから2歳の課税世帯、そして保育所の3歳から5歳の給食費、これについては無料にさせていただきたいというふうに検討をしているところでございます。そして、預かり保育につきましては教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員ご質問の中之条町の幼稚園の預かり保育につきまして、国の無償化の対象になるのかということでございますけれども、中之条町の幼稚園入園者は現段階では就労、疾病、介護、看護等いわゆる保育の必要性の認定を受けているお子さん

がないために預かり保育の無償化の対象からは除かれることになっております。しかしながら、今後申請によりまして、新たに保育の必要性があるというふうに認定を受けた場合につきましては、月最大で1万1,300円までの範囲で無償化の対象となります。したがって、幼稚園の預かり保育の無償化につきましては、今後町といたしまして預かり保育を利用しているご家庭に制度を周知するとともに対象者の確認を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町長からは国の無償化対象外のゼロ歳から2歳の保育料と保育所の給食費を無償化するとの答弁を、また教育長からは中之条町において保育の必要性があると認定を受けた場合においては預かり保育の無償化の対象になるとの答弁をいただきました。

関連で質問させていただきますが、沢田幼稚園は早朝預かりを実施していますが、その経緯、また中之条幼稚園の預かり保育との違いをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）まず、沢田幼稚園の早朝預かり保育につきましてお答えをいたします。

経緯であります。中之条保育所四万分所の廃所に伴いまして、受け入れ先の確保ということで近隣の沢田幼稚園におきまして、通常の時間に加え、早朝、夕方において預かり保育を行い、保育所と同じ時間の預かりとなります。幼保一体型保育を平成25年4月から実施しております。一方、中之条幼稚園につきましては、幼保一体型保育を行っていないために、午後のみの預かり保育となっております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）沢田幼稚園は、地域の実情に合わせ幼保一体型保育を平成25年4月より実施していることを確認をさせていただきました。先ほど教育長の答弁にもありましたが、幼稚園の預かり保育において無償化の対象となる方が制度をきちんと利用できるよう周知、そして確認作業の徹底をお願いいたします。

それでは、今回国の無償化対象外のゼロ歳から2歳の保育料と保育所の給食費無償化を決断した町長の思いをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）無償化につきましては、中之条町で子育てをされている世帯の経済的負担を軽減する、そして少子化対策、また町の重要施策の一つでもあります子育て環境の充実を図るために子育て支援の一環として無償化を実施したいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）この 4 月から幼小中の給食費の無償化、また出産奨励手当金が出産祝金として第 1 子からの支給となり、さらに今回の無償化の決断でより一層少子化対策、子育て支援策を充実していただいていることに対し、心より感謝申し上げます。

それでは、今回の無償化に対する経費はどれぐらいかかるのかをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの経費につきましてですが、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの 10 月からの保育料無償化に対する必要経費についてお答えいたします。

ゼロ歳児から 2 歳児の課税世帯の保育料は、6 カ月でおよそ 701 万円となります。3 歳児から 5 歳児の給食費につきましてはおよそ 253 万 1,000 円でございます。これらの合計およそ 954 万 1,000 円が無償化に対する必要経費と考えております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）それでは、今後財源をどのように確保していくのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）この財源につきましては、必要なものでありますので、一般財源から出すということでございますけれども、当面ふるさと納税の資金を充てさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）ふるさと納税は減少傾向であり、財源として懸念がありますので、職員のみなさんの知恵を結集していただき、財源の確保に努めていただきたいと思います。そして、中之条町の未来のために町の重要施策の一つである子育て環境の充実をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

買い物支援バスについてお伺いをいたします。町では、移動困難者対策の一つとして買い物支援バスを運行していただき、高齢者や障害のある方で車を運転できない方たちにとって大変ありがたい施策を講じていただいております。高齢者の方の中からは車を運転できる方でも体調や天候により運転が不安な時には買い物支援バスを利用したいとお声をお聞きするのですが、その点についての対応と、地域の方々の買い物を支えていた A コープ沢田店の閉店を見た時に、今後買い物弱者が増加すると考えられますが、その対応についても合わせてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）議員ご質問の買い物支援バスの利用についてお答えいたします。高齢の方や障害のある方などで自動車等の運転ができない方への買い物の支援策として運行を始めたわけですが、免許証を持っている方でもその日の体調や天候で運転できない時もあるかと思います。そういった場合でもご利用いただけますので、事前に住民福祉課福祉係へご連絡いただくか、窓口へ来ていただきまして、登録をお願いいたしたいと思います。現在のところ250名を超える利用登録者があり、全町で10コースの運行を行っております。今後につきましては、運行ルートにつきましても、利用の申し出があればバスの運行上可能な範囲で対応してまいりたいと思いますので、ご相談いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）今後の対応について確認をさせていただきました。体調や天候により運転が不安な時に買い物支援バスを利用できることは高齢者ドライバーの交通事故防止にもつながることと考えられますので、町民の方々へ周知することも必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）町民への買い物支援バスの周知についてでございますけれども、町広報によって行っているほか、各地区の民生委員さんやケアマネジャーさんなど直接交通弱者と接する方を通して周知を図っておるところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）周知への取り組み、大変にありがとうございます。私自身も買い物弱者の方を支援につなげられるよう周知を心がけていこうと思っております。

人口減少や高齢化が進むことにより、買い物弱者の増加を考える時、買い物支援について今後調査研究していくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）人口減少や少子化、高齢化が進む昨今、さまざまな事由によりまして、買い物難民や買い物弱者の増加が考えられます。町の現状や今後推測される現状につきまして、買い物支援における先進地の事例の取り組みなどを参考にしながら中之条町に合った施策を他の外出支援策と合わせて総合的な施策の検討を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）高齢者ドライバーへの対策の中でも申し上げたように、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、買い物支援の問題は避けられない課題であると思います。今後中之条町に合ったよりよい買い物支援策のご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

このように人口減少、高齢化の進む中之条町には取り組んでいかなければならない問題がたくさんあります。伊能町長におかれましては、残された任期において町政のかじ取りをしっかりと担っていただき、持続可能なまちづくりの推進をお願い申し上げ、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

一般質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（休憩 自午前11時45分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

一般質問を続けます。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、群馬デスティネーションキャンペーンについて質問いたします。県のホームページでは群馬デスティネーションキャンペーン、通称DCとはJRグループと地方自治体、観光関係者が一体となって地域の観光資源の掘り起こし、磨き上げや受け入れ体制整備を行うとともに、全国的な宣伝を展開することにより、観光客の誘致と定着化を目的とする国内最大規模の大型観光キャンペーンと紹介されております。現在群馬県内の各自治体がそれぞれの観光資源をアピールし、集客につなげようと必死に努力しているところでございます。

「花と湯の町なかのじょう」をスローガンに掲げ、交流人口の増加に力を入れている当町でも今年4月から6月に開催されたプレDCを経て、来年4月の本番に向け観光商工課を中心に準備万端となるよう努力されていることと思いますが、まだ町におけるDCへの関心は高くない気がいたします。JRグループ、そして群馬県が全面的にバックアップするこのキャンペーンで、中之条町の観光資源をしっかりとPRできれば、今後さらなる交流人口の獲得につながり、その影響は観光のみならず、JR吾妻線や中之条駅にアクセスする公共交通バスなど多くの町民が利用する生活の足の確保、存続にもつながるなど町民の今後の暮らしにも大きなプラスとなるに違いありません。そのためには

町、議会、そして町民が一体となってこの事業を成功させる必要があると考えます。

そこでまず、町長にお聞きします。2020年群馬DCを成功させるために町としてこのDCをどう考え、どのような取り組みをして対応しているのか説明をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、佐藤議員のデスティネーションキャンペーンについてお答えをさせていただきたいと思います。

町といたしましても、このデスティネーションキャンペーンを最大限に活用して、中之条町をPRし、中之条町のリピーターを増やしていきたいというふうに大いに期待をしているところでございます。前回のDCが2011年、東日本大震災の年であったと記憶しております。今年が東京オリンピック・パラリンピックの前の春ということでございます。中之条町といたしましては、2020年のDC本番に向けまして、役場の関係部署、吾妻行政県税事務所、中之条土木事務所、観光協会、四万温泉協会とともに今年5月より都合6回にわたりまして、会議を重ねるとともに現場の確認等を行っているところでございます。

そんな中で景観関係、トイレや駐車場の整備、二次交通等について検討し、観光協会、四万温泉協会においては観光PRについて検討を重ね、来年4月に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただいま町長の答弁でトイレの整備を検討しているとありました。公衆トイレのことかと思いますが、具体的にはどのような対応をされていますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）公衆トイレにつきましては、未整備である四万地内の4カ所、甕穴、せせらぎ公園、日向見、温泉口について和式から洋式への修繕工事をこの9月の補正予算でお願いをしてございます。なお、四万川ダム資料館のトイレについては、和式から洋式へ現在工事中でありまして、今月中に完成予定でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）和式から洋式へということですが、欲を言えば多機能トイレへの修繕、もしくは増設までできればなお旅行者には喜ばれたのではないかと思います。というのも先ほど町長のお話の中にもありましたが、来年2020年はDCが終わるとすぐに東京オリンピック・パラリンピックが開催され、特にパラリンピックを機にバリアフリー対応の話題が上がってくると思われるからです。今後多機能トイレについては検討をしてい

ただければと思います。よろしくお願いいたします。

さて、ＤＣ期間中にはたくさんの観光客がマイカーで訪れると予想されます。特に四万温泉におきましては、駐車場が不足しており、ゴールデンウィークやお盆などの繁忙期、また夏祭りやスパトレイル四万ｔｏ草津などのイベント開催時には温泉街周辺の駐車場はすぐに満車となり、順番待ちをする車が車道にあふれ、一般車両の通行の妨げになるケースが多々あります。現在も中之条ビエンナーレの開催に伴い、休日はもとより平日でさえも同様な状況が見られます。先ほど町長の答弁で駐車場の整備とありましたが、具体的にはどのような対策を進めているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）今の段階におきましては、ＤＣ対策としての駐車場については四万川ダム下の国有地２カ所、約３,０００平方メートルの土地を借用することで準備を進めております。

○議長（山本隆雄）２番、佐藤さん

○２番（佐藤力也）さて、駐車場の問題は、その中だけにとどまらず、混雑時の駐車場周辺にも及びます。すれ違いが困難な温泉街も含め、車両の誘導、交通整理についてはどう対策されますか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）混雑時の誘導対策につきましては、現在地元温泉協会と協議中でございます。

○議長（山本隆雄）２番、佐藤さん

○２番（佐藤力也）誘導対策については協議中とのことですが、地元の意見をしっかりと聞いていただきまして、検討していただきたいと思います。

次に、駐車場に関わる対策として、二次交通の話も出ていたと思いますが、どのような内容でしょうか。お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（篠原良春）二次交通についてお答えいたします。

駐車場といたしましては、山口駐車場、厚畑駐車場、ダム下駐車場等を活用し、これらの駐車場と温泉街や四万川ダムを結ぶ巡回バスの運行について臨時の路線をバス会社に申請していただき、来年の４月より運行を委託する方向で検討しております。運行経路や形態につきましては、現在四万温泉協会と協議中でありまして、できるだけ早期に決定し準備を進めていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）巡回バスについては、駐車場不足解消への取り組みとして大変期待するところでございます。お客様、そして地元住民にも喜んでいただける運用を期待したいところですが、今回のバスは無料で運行する予定ですか、それとも有料ですか。また、有料の場合はいくらでの運行を考えておるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（山本隆雄） 企画政策課長

○企画政策課長（篠原良春）巡回バスの利用における料金につきましては、一日乗り降り自由で大人500円で現在検討しております。子供料金の設定につきましては、協議をしているところであります。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございました。

次の質問に行きます。D C 期間に限らず今後も増え続ける外国人旅行者の受け入れ対応として、各観光施設、宿泊施設などが行っているパンフレットの作成や案内看板などの多言語表示対応への取り組みはされておるのでしょうか。

○議長（山本隆雄） 観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

観光施設、宿泊施設のパンフレットの作成や案内看板、またウェブサイトの多言語化については、観光庁の支援事業や群馬県の千客万来事業を活用し、整備を行っておりましてございます。今後においても国や県の補助事業を模索しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）続いての質問も外国人旅行者への対応についてですけれども、現在 J R 吾妻線では中之条駅から大宮駅の間を直通列車として四万温泉やまどり号という臨時列車を運行しております。その列車のお出迎え、お見送りに中之条観光ボランティアの会のみなさんが参加し、おもてなしをされております。そこでも増加する外国人旅行者への対応は課題の一つに挙げられており、自費で購入した翻訳アプリや英語表示への駅周辺の案内図などをつくり対応しているようです。D C の成功に向け、この会の協力は必要不可欠であると思われまいます。D C 後の活躍も大いに期待できることから今後会の活動の中で翻訳アプリの購入や案内地図の制作といった部分において、町からの助成を検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄） 観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

観光ガイドボランティアにつきましては、平成15年に発足し現在に至っております。

その間駅前ギャラリーの開催ですとか、ふるさと再発見講座の開催、その他中之条駅案内所に年中無休で待機をされ、必要に応じて案内をされるなど、町の観光振興に多大なご尽力をいただいております。検討させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いての質問です。今年は、4 月に入ってから町内各地で熊の目撃情報が安心メール等で流れておりました。特に四万温泉周辺での目撃情報が多数寄せられていた気がします。万が一、町民や観光客に被害が及んだ場合その風評被害たるや甚大なものになると思われますが、対策は取られておりますか。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 農林課長

○農林課長（安原 明）クマ、猿などの事故防止対策についてお答え申し上げます。

当町を訪れる多くの観光客が安全で楽しく観光できるように獣被害に遭わないための対策はとても大事なことでと考えております。現在中之条町では有害鳥獣対策実施隊に委嘱して、鳥獣被害の防止に努めております。その方法としてはくくりわなやおりによる捕獲が中心となっております。しかし、観光地にわなやおりを多く設置したり、電牧柵を張り巡らせることは大変イメージ的にもよくありません。そこで、試験的に野獣が嫌がる音を出す装置を昨年より四万温泉内に 2 か所設置したところ大変効果が出ております。ですので、この装置を今後 5 台購入して温泉街の周りに追加設置をする予定でございます。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）野獣よけの装置の設置、増設は大変ありがたく思います。実際私も音を聞いておりますが、効果が見込まれる範囲がまだはっきりとわかっておりませんので、できればわなやおりの設置との併用をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問です。D C では新しい観光資源として中之条ガーデンズを宣伝する絶好の機会かと思いますが、ハード面が今年度の事業でほぼ完成する中、D C 開催に合わせたのグランドオープン、有料化はできないものでしょうか。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）中之条ガーデンズの関係でございますけれども、前々から完全に改修が済んだ後に有料化するという事を申し上げてきているわけでございます。庭園の整備は来春には完了するという予定でございますけれども、体制を整える時間が必要なため、直ちに有料にするということは大変難しいかなというふうに思っております。まず、体制を整えるための職員も現在より 10 名以上増員をさせる必要がございます。施設の

も有料化に合わせて用意しなければならないものもございます。また、植栽についても植栽して間もない花や樹木、なかなか見事というレベルにはならないと思います。実際今年度整備するエリアに藤棚をつくりましますけれども、柵いっぱいには花が咲くようになるのは3年ぐらいかかる予定でございます。今後職員教育やソフト面の整備、十分な準備と植物の成長を待って入場料をいただくようにしたいと思っておりますが、ずっと向こうに引きずるわけにはいきませんので、なるべく整備をして、早急に有料化できるように検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今後中之条ガーデンズでは新規職員の採用、教育といった人に関わるソフト面での対応が重要課題になると思いますが、そのオープンに向けて園内を案内するガイドの早期育成も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）園内のガイドについてお答え申し上げます。

中之条ガーデンズは敷地面積が12ヘクタールと広く、その中にデザイン化された庭園があり、数多くの植物が植えられておりますので、来園者の中には案内を希望する方が相当数いると思われます。珍しい植物も多く、ガーデニングに関心のある人からは高レベルな質問も想定されます。それに対応できるガイドが園内を案内することで、来園者の満足度を高めることができると思います。ただし、植物の知識を持った人でガイドの仕事を受けられる人はそう簡単には見つからないと思われますので、新たに育成していく必要があると思います。そして、できればボランティアで行っていただけるような仕組み、そういうものがよいと考えておりますので、今後検討して準備をしたいと思えます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。専門的な知識を持つガイドの育成も大切かと思うのですが、現在既に営業中のレストラン、または売店などの売り上げを伸ばすためにもお薦めメニューや商品の案内を含め、サービス業の基本であるお出迎え、お見送り、いらっしゃいませ、ありがとうございましたといったお客様に対する挨拶を入場口でするスタッフの配置を検討していただきたいと思っております。

さて、近年アクティビティー、キャンプや屋外スポーツなどでございますが、大変人気となっているようです。四万湖や奥四万湖のカヌー体験やキャニオニング、川下りのことなのですが、などのツアーに参加する観光客も年々増えており、休日ともなると駐車場もいっぱいになります。今年4月に六合地区にオープンしたRVパーク赤岩の里も盛況のようです。旧太子駅とともに新しい観光素材としてどんどんPRしていただ

きたいと思います。ところで、四万温泉でカヌー体験ツアーなどを企画する事業主のお話によりますと、最近県のホームページを見て、ぐんま県境稜線トレイルの問い合わせが増えており、新しい企画商品として考えているとのことでした。トレイルランは全国的にも人気が高まっており、募集すれば多数の参加者が見込まれるとのことでした。集客のツールとしては有効かもしれませんが、私は現時点では稜線トレイルのPRには賛成できません。なぜなら稜線トレイルについて、特に三国エリア三坂峠から白砂山間は登山者に対して県の安全対策がまだ十分に整っておらず、滑落、遭難事故等が発生した際に捜索、救助など吾妻広域と警察の連携もまだまだ不十分だからです。また、稜線に行き着くまでのエリアで事故が発生した場合、消防団が出動する可能性も出てきてしまいます。その際の装備もまだ整っておりませんし、訓練も大きな課題となるでしょう。近年少子化に加えて、多様化する災害の対応や町が主催するイベントへの参加等団員の負担はとて大きく増えており、新入団員の確保が難しくなっている現在、これ以上の負担は団員にかけるべきではないと私は思っております。以上の理由から町としてDCに向けて稜線トレイルのPRは現在の状況では見送っていただきたいと思っておりますが、町としてはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）稜線トレイルの関係でございますけれども、県が力を入れて今開発をし、去年に三坂峠から白砂山、この10キロ間が開通したということでございますけれども、この間は上級者向けということで難コースであるということでございます。また、避難小屋、あるいは途中で下山する際のエスケープルートがございません。群馬県に確認をいたしましたところ、避難小屋につきましては、9月中にムジナ平に設置予定で準備を進めているということでございます。本来のロングトレイルというのは、ただ単に山の峰を歩くだけではなくて、自然や歴史、温泉等を楽しみながら歩く旅がテーマの観光資源であると認識をしているところでございます。議員ご指摘のとおり現在の稜線トレイルは安全対策と環境整備が不十分であります。利用者にも一定の技術と体力が求められているところでございます。これにつきましては、中之条、みなかみ、草津、嬬恋でつくる地元の協議会等がございまして、これについても県のほうに意見を申し上げるところで、しているところでございますけれども、まずエスケープルート、こういった物の設置をお願いしたいということで今話をしているところでございます。しかし、危険を冒してということも非常に危ないということでございますので、中之条とすると難易度が低く、またトレイルに近い所まで自動車で行けます野反湖、このエリア、こういった物を積極的にPRをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）稜線トレイルについては、町のホームページなどにはまだ掲載、記載はされていないようですけれども、今後載せていく予定はあるのでしょうか。

○議長（山本隆雄） 観光商工課長

○観光商工課長（永井経行） 答えいたします。

今の段階においては群馬県ホームページでの対応とさせていただく予定でございます。今後安全対策、緊急時の対策、そして環境整備が十分に整った時点で広く発信していきたいと考えております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。ただいまの町長と観光商工課長のお話を聞き、少しだけほっとしました。稜線トレイルと言えば、昨年 8 月 10 日に起きた県の防災ヘリはるなの墜落事故が思い出されます。いまだ事故のはっきりとした原因究明はされず、事故で亡くなった隊員、職員のご遺族の時間は止まったままです。あの日の事故を忘れることなく、登山者が安全に稜線トレイルを楽しめる日が来るまでしっかりと見守り続けることが事故で亡くなった 9 人への唯一の供養になると私は考えております。あの日ぐんま県境稜線トレイルが安全対策は万全でない中での全線開通を前に登山者の万が一の事故に備えて上空視察へと飛び立った 7 人の隊員、職員に改めて敬意を表すとともに、事故で亡くなった 9 人のご冥福を心よりお祈りし、D C に関する質問を閉じたいと思います。

続きまして、高齢者ドライバーによる運転事故抑制についての質問をさせていただきますと思います。昨今全国で高齢者による事故が相次ぐ中、最近では高齢者ドライバーの家族が免許返納の時期についてドライバー本人と話し合ったけれども、うまく説得できずに困っているとの、そのような話をよく耳にします。事故の被害者、また加害者にならないためにどうすればよいのか、そのために町は何ができるか考えていきたいと思っています。

まず、加害者にならないためにはどうすればよいのか。現在、高齢者が運転免許証を返納する基準は免許更新時の認知機能検査しかございません。その検査で認知症でないと判断された後に高齢者講習を受け、免許の更新となりますが、問題なのはその講習は試験ではないので、講習を受ければ運転がうまい、下手にかかわらず免許の更新に至ってしまうところにあります。警察庁によると、去年死亡事故を起こした 75 歳以上の高齢者ドライバー 414 人のうち、半数以上の 210 人は認知機能検査で正常と判定されています。認知機能が正常なのになぜ事故が起きてしまうのか、その一つの理由には加齢による身体機能の低下が考えられております。アクセルとブレーキの踏み違いによる事故はそ

の加齢による身体機能の低下から生まれると実験結果も出ております。しかし、高齢者ドライバーの身体機能について、検査などは現在実施されておらず、国で定めるはっきりとした基準がまだございません。現在は、ドライバーの判断に全て任されているのです。事故を起こさないためにはドライバー本人が冷静な判断ができるうちに家族ともよく話し合い、免許の返納を行えるかどうか重要なポイントとなってきます。認知機能検査と、高齢者講習を受講し、教官から指導を受け、頭と体のチェックを行うことが免許返納を考える一つの基準になり、事故防止につながるのではと考えます。大事なのは認知症の有無、そして身体機能の低下に高齢者ドライバー本人が早く気づくことだと思うのです。

そこで質問です。高齢者ドライバーが免許更新の案内が来る前のいつでも高齢者講習を受講することはできるのでしょうか。お答えください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、自動車教習所長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）自動車教習所長

○教習所長（柏瀬高広）ご質問の高齢者講習についてお答えいたします。

高齢者講習は、免許更新期限の6カ月前から講習を受けることができます。その時期以外で高齢者講習を受講することはできません。しかし、運転免許取得者認定教育制度に基づく法令運転者教育課程による講習は受講することができます。運転免許取得者認定教育制度とは、初心者からベテランドライバーまでさまざまなニーズに合わせた講習を行う安全運転のための教育制度でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。ただいま高齢者講習を免許の更新時以外で受けられるかどうかという質問をさせていただきましたところ、その高齢者講習そのものは、同じものは受けられないという答弁だったと思うのですけれども、高齢者講習と言いますと、私の知る限りでは認知機能検査の後に行われる高齢者講習ということで、ドライビングテクニックを教習の中で講習を受け、それをもとに教官のアドバイスを受けるところが高齢者講習だと存じ上げております。例えば認知機能検査のみですとか、また高齢者講習に代わる取得者教育、高齢者運転教育課程という講習のみを受けたりもすることは可能でしょうか。

○議長（山本隆雄）自動車教習所長

○教習所長（柏瀬高広）任意の認知機能検査、また取得者教育制度による高齢者講習同等教育については、いつでも受講することができます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。ちなみに、認知機能検査のみ、また高齢者講習に代わる取得者教育、高齢者運転教育課程の受講料、または検査料というのはそれぞれお幾らぐらいになるのでしょうか、もし差し支えなければお答えください。

○議長（山本隆雄）自動車教習所長

○教習所長（柏瀬高広）認知機能検査につきましては、1回750円でございます。高齢者教育課程による講習については2時間講習、3時間講習があります。2時間講習は6,270円、3時間講習が8,120円でほぼ高齢者講習と同等の内容の講習を受けることができます。

以上です。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。ぜひこの質問が免許返納の際に役立っていただければいいかなと思います。それがまた交通事故の削減につながればうれしく思います。

さて、先ほどから高齢者ドライバーの交通事故の件で質問させていただいておりますけれども、加害者にならないために免許返納という部分での質問を今させていただきましたが、被害者にならないためにということも大事になってくると思っております。高齢者ドライバーによる事故では登下校中の児童やお散歩中の園児が犠牲になるなどといった事故等も発生し、ニュース等で報道されておりますが、将来を期待される子ども達が事故の犠牲にならないためにはどうしたらよいか考えていきたいと思っております。子ども達、特に未就学児に関しては大人が守ってあげることが絶対条件で必要かと思っておりますが、小学生になりますと、集団登校等も始まり、自分で、子ども達だけで登校するということが起こってくると思います。そこで中之条管内の小中学校並びに保育所、幼稚園などの通学路等の安全確認はしっかりなされているのか、現在の状況についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの通学路等の安全確認につきましてお答えをいたします。

平成27年度に策定されました中之条町通学路交通安全プログラムの取り組み方針に基づきまして、各小中学校、町建設課、吾妻警察署、中之条土木事務所と連携を図りまして、安全対策を進めております。この中で小中学校から改善要望が出されている箇所、昨年度に引き続き各小中学校、町建設課、吾妻警察署、中之条土木事務所と合同点検を実施する予定でございます。特に今年度は幼稚園、保育所も加え実施する予定であり、要対策箇所につきましては、関係部局に要望し、随時改善してまいりたいというふうに思っております。また、幼稚園、保育所につきましては、散歩するコースの危険箇所調査を町教育委員会として本年7月に行いまして、安全を確認いたしました。なお、教育

委員会としまして、通学路を中心とした青色防犯パトロールを本年度は10回実施しております。今後とも各校園所と連携を密に図りまして、通学路等の安全を確保してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。

さて、大人がどんなに子ども達を守ろうと努力しても、守り切れるものではございません。子どもが自分で危険を察知し、それを感じ、自分で自分を守る力、それを持つこと、そして大人はそれを育てることが大事だと思います。子ども達には交通安全教室などの講習会などを行っているのでしょうか。また、事故から自分の命は自分で守るといった力を身につけていくための指導、教育は行われているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの子ども達への交通安全を含みます自分の命は自分で守るといった指導、教育につきましてお答えをいたします。町教育委員会で策定しております教育行政方針に「安心安全な学校教育の推進」として位置づけまして、各校園所と連携を図る中で指導の充実を目指しております。これに基づきまして、管内校長、園長、所長会議を6月に行いまして、これは定例会でございますが、いじめ防止、不登校対策、不審者対策等を含めました安心安全な学校の創造につきまして指示をしたところでございます。各校園所はそれぞれの安全教育全体計画に基づきまして、発達段階に応じた自分の身は自分で守ることに関する指導を進めておりますので、具体的な取り組みの概要につきまして、少しご紹介をさせていただきます。議員からも出ましたように小学校では警察にご協力をいただく交通安全教室の開催、それから通学班会議にて児童自ら通学路の危険箇所を確認するような指導を実施しております。中学校では、生徒会活動の一環としまして、生徒自身が交通安全の呼びかけや安全たすきの着用を呼びかけるなどの取り組みをしてございます。幼稚園、保育所につきましては、警察官によります交通安全講話の中で、紙芝居などで子どもの理解に応じた指導をしていただくとともに保護者の方に対する啓発活動にも力を入れております。また、各校園所とも火災避難訓練や地震避難訓練にて発達段階に応じました主体的な危険回避について学んでおります。特に不審者から身を守る方法といたしましては、全ての校園所で不審者対策避難訓練を実施するとともに、群馬県警本部が推奨しております合い言葉「いかのおすし」というのがありますが、これを活用した指導がなされております。子ども自身が発達段階に応じ、主体的に自分の命は自分で守る行動ができるようにしていくことが重要でありまして、そのための安全教育に関しましては、これで十分とすることなく引き続き充実した指導

がなされるよう各校園所と連携を図る中で徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございました。先ほど教育長からのお話の中で群馬県警察本部が推奨している合い言葉「いかのおすし」という言葉が出てきておりました。私の娘も今中之条保育所に通っておりますが、「いかのおすし、いかのおすし」と言っているのですけれども、「い」は出てきます、すぐ。「か」が出てこないのです。もし教育長、「か」がわかれば今教えていただけますか。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一）先ほど申し上げました「いかのおすし」ということで合い言葉になるのですが、「いか」はついていかないの「いか」なのです。そして、「の」が車に乗らない、「おすし」の「お」ですが、「大声を出す」、そして「す」がすぐ逃げる、最後の「おすし」の「し」ですが、すぐ知らせるということで「いかのおすし」というふうになっております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）どうもありがとうございました。「い」と「か」が別のものだと思っていたようで、大変ありがとうございました。

最後になりますが、交通事故に限らず時代によって変化するさまざまな自然災害、犯罪から自分を守る力は大人になるまで、また大人になっても大事な力だと思います。教育長を始め、先生方にはこの町の未来を支える子ども達が健やかに、そして力強く生きていけるよう今後とも心のこもったご指導をお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄） 佐藤力也さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

○

◎ 散 会

○議長（山本隆雄） 以上で本日予定しました日程は全て終了いたしました。

3 日目の 6 日は午前 9 時 30 分から再開しますので、定刻までご参集願います。

大変お疲れ様でした。

（散会 午後 1 時 4 1 分）

令和元年第2回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和元年9月6日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和元年9月6日 午前9時30分						
	散会	令和元年9月6日 午後1時38分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		7番 関 常明	8番 唐沢 清治		9番 安原 賢一			
職務のため出席した者の氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠
		議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和元年 9 月 6 日午前 9 時 3 0 分開議)

第 1 一般質問

○

◎ 開議前の挨拶

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットで発信を予定しています。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内での会話等はお控えくださいますようお願いします。

昨日行われました小栗議員の一般質問に関連して、発言の申し出がありましたので、総務課長の説明を求めます。総務課長

○総務課長（黒岩文夫）議長のお許しをいただきましたので、昨日小栗芳雄議員にお答えできなかった一般質問につきまして、お答えさせていただきます。

予定価格の事前公表と事後公表では、対象の公表工事に違いがあるのはなぜかとのご質問でございました。事前公表では、建設工事の他建設工事に伴う測量、設計調査の委託業務で予定価格130万円以上のものを公表するとなっておりましたが、事後公表では競争入札に付する建設工事とさせていただきます。中之条町では、建設工事等入札審査会を設けており、発注する工事についてはここで審査を行い、入札後に公表を行っておりますが、測量設計調査については審査の対象としておりません。公共工事の入札及び契約の適正化の推進を踏まえ、事後公表に切り替えるに当たり、事後公表の対象は審査会の対象である建設工事として要綱を見直しました。金額の130万円につきましては、町の随意契約できる金額が130万円と規定されていましてことから、これを廃止し、競争入札に関わる物は全て公表するとして見直しを行ったものでございます。

私の勉強不足から、答弁が翌日となってしまったことを深くおわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○

◎ 開 議（午前 9 時 33 分）

○議長（山本隆雄）説明が終わりました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、大場壯次さんの質問を許可します。大場壯次さん、ご登壇願います。4番、大場さん

○4番（大場壯次）みなさんおはようございます。議長のお許しを得たので、令和元年9月定例会議一般質問を通告に基づいて行います。

一般質問は、1項目として議会議員選挙について、2項目め、中之条町工事発注に伴う入札について、3項目め、法律相談について、4項目め、行政相談について行います。

初めに、1項目めの質問です。議会議員選挙について。昨年11月18日投票日の中之条町長選、令和元年4月7日投票日の県議会議員選挙、4月21日投票日の町議会議員選挙、7月21日投票日の県知事選挙並びに第25回参議院議員通常選挙がありました。各選挙においては、住民の方の税金を使用して行われ、ちなみに選挙費用は平成31年度中之条町一般会計予算では、2款総務費、4項選挙費において選挙管理委員会費101万8,000円、県議会議員選挙費735万8,000円、町議会議員選挙費1,620万3,000円、県知事選挙1,236万6,000円、参議院議員選挙費1,256万3,000円、合計しますと4,950万8,000円になり、大金が必要となります。大勢の幅広い方々に大切な一票を投票していただきたいと思います。

そこで（1）番の質問をして、投票率アップのための取り組みをどのようにされているのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、大場議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係ある事務の管理は、選挙管理委員会の仕事とされております。選挙管理委員会は、町長から独立した合議制の執行機関であります。町長といえども、こういった選挙管理委員会の事務あるいは開票、投票、そういったところには口が出せずに、独立の合議機関だということになっております。

ご質問は、選挙管理委員会の所管事項でございますが、町長として投票率に対する考え方を述べさせていただくなら、中之条町の投票率は県下でも非常に高い、いつもベスト4かベスト5ぐらいに入っているという状況でございます。1万人以上の町村の投票率ですと、いつもトップクラスにいるということでございます。そういったことを考えますと、選挙管理委員会はしっかり取り組みをさせていただいているという感想でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）中之条町は、投票率が高いということで私も安心しました。

次の質問に入ります。投票に関しては、投票前に町からのお知らせで表記されている投票制度には、投票所で行う投票、これは入場券に記載されている投票所で行うものです。期日前投票、不在者投票、郵便投票等がありますが、そこで病院等に入院されている方の投票方法はどのようにされているか、また特別老人ホーム等の施設に入所されている方の投票方法はどのようにされているかお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今2項目ご質問をいただいたわけですが、この両方とも選挙管理委員会の事務ということでございまして、事務的な質問でございますし、これは選挙管理委員会のほうにお問い合わせいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）投票所で行う箇所が26カ所ありまして、またそこには投票管理者、投票立会者、町の職員の方が監視、見守りをしているかと思えます。また、期日前投票には期日前投票管理者が置かれ、監視、見守りをされていると思いますが、現在行われている不在者投票管理体制では、私は公平性が保たれないと感じ、不在者投票の管理体制を見直されるよう選挙管理の方に提言していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、法律によってやっていることでございまして、中之条だけということはないというふうには思いますが、厳密に執行されているというふうに私は解釈しております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）それでは、厳密に行われているということで私も解釈します。

次の質問に入ります。4月県議選公職選挙法違反に関して、元年6月定例会議の18日の一般質問において、伊能町長は同僚議員の公職選挙法違反質問に対し、「みなさんが心配するようなことはございません」ときっぱり答弁されました。しかし、5月24日の新聞報道の見出しで「南波県議辞職の意向」、5月25日の新聞報道の見出しで「南波氏が県議辞職。関係者選挙違反疑い。地元戸惑い、不満広がる、ショック、説明を」から始まり、内容は記載されています。この5月の時点で伊能町長も事情を警察から聞かれていたのかかわらず、なぜ「みなさんが心配するようなことはございません」と答弁されたのか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについても昨日答弁をさせていただいたわけですが、

も、剣持議員、そして安原議員の一般質問に対しての答弁のことを言っているのかなというふうに思っております。その時には公職選挙法に触れるようなことはありませんねという質問でございました。ですから、私は現金についてはお返ししておりますし、弁護士とも相談し、これだけで選挙法違反になるということはないだろうという解釈のもとで、みなさんにご迷惑かけることはございませんということを申し添えたわけでございます。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次） 続きも今町長が言われましたが、同じく 6 月定例会議の 17 日の同僚議員の一般質問で町長は「今回の選挙法違反に絶対に関わっていませんね」と尋ね、答弁として「こういう一般質問でこういうのは町政ではないのかな、町政の内容の質問ではないような気がします、そういったことです」と言われました。今も同じような考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） その答弁については、安原議員の質問の答弁かなというふうに思っております。安原議員の質問の中では、うわさによるとどうですというような質問であったものですから、うわさで質問というのは一般質問でどうなのかなという答弁でございました。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次） 伊能町長は、公職の立場であり、行政のかじ取りで、政務を遂行する方が新聞報道にあるようなことがあって、まだ町政の内容の質問ではないではないかというような、今取れたのですが、そのようにってよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 先ほどの答弁では当たらないでしょうか。先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次） では、次の質問に入ります。

4 月県議選公職違反に関連して 8 月 20 日に結審しましたので、選挙事務長を務めた伊能正夫中之条町長は、事実関係を含めて説明責任をお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 私の情報によりますと、まだ結審はしていないというふうに思いますが、公判があったというような内容に承知をしております。

（「結審している」との声）

○町長（伊能正夫） 判決がまだだということでございまして、結審はしているということ

でございます。説明責任の問題でございますけれども、昨日も3人の議員さんにご質問をいただきました。同内容でございます。私は、説明をずっとしているわけでございますけれども、選挙法違反というような話でございますけれども、検察のほうの司法の判断で不起訴ということになったわけでございます。しかし、この間選挙違反をめぐるいろいろな一連の報道の中で、私とか議長の名前が出てきているということで、町民のみなさんに大変ご心配を掛けたということでございまして、その部分についてずっとおわびをしているわけでございますし、私今までの経緯については全て話をさせていただいているということでございまして、説明責任がこれで全てかということになりますと、まだまだ足りないかもしれませんけれども、自分のできる範囲では説明責任を果たしていきたいというふうに思っておりますし、現在もしているというふうに思っております。

昨日も話をいたしましたけれども、集会とか会議とかいろいろの会議があるわけでございますけれども、都合20回ぐらい町民の方、直接おわびをしているということでございます。なるべく多くの方々に生におわびをしたいということで、その機会のたびにそれをやっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）深くおわびをするということですが、今後出处進退をどのように考えておられますか。前議員MM氏は、平成29年11月22日、大網白里市に議会広報特別委員会で視察に行った際、宿泊先のホテルで禁煙なのに喫煙し、品位を欠いた行動が上毛新聞に記載され問題となり、議会基本条例検証委員会で協議されました。前議員MM氏は、結果的に議会広報特別委員会委員長の座を降りるとともに、産業建設常任委員会副委員長の座も降りることになりました。この件については、警察沙汰になったわけでもなかったのですが、このような対応で出处進退を明らかにしましたが、伊能町長はどのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについても何度か答弁をさせていただいているわけでございます。説明責任をしっかりと果たさせていただく、そして今後は襟を正して町勢発展のために一生懸命汗を流していきたいということの決意をみなさんに述べさせていただき、これが私が一生懸命これからやるという約束を果たしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）そうすると、前議員さんのような、こういう関係のことは、辞めるとか降りるとか、そういうことはないということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今説明のとおりでございます。

○議長（山本隆雄）４番、大場さん

○４番（大場壯次）次に入ります。５番としてあげた件なのですが、「選挙対策委員長を務めた山本隆雄中之条町議会議長も事実関係を含めて説明責任を」との一般質問を通告しましたが、行政実例により議長に一般質問はできないとのことでありますので、行いません。よろしくお願いいたします。

次に入ります。２項目め、中之条町工事発注に伴う入札についてお伺いします。令和元年度中之条町工事発注に伴うスケジュール等一覧表において、工事費250万以上の工事が記載されていますが、工事費250万以下の入札はどのように行われていますかということで私ちょっと打ち合わせさせていただいたところ、250万以下でも一般競争入札を行うということでありますので、（２）の入札方式の指名競争入札で入札業者名はどのように決めているのかお尋ねしますと合同でご質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）事務担当であります総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）中之条町建設工事請負業者選定要綱に基づき決定しておりますのでございます。この中に指名業者の選定基準が示されており、入札参加資格者名簿に登載されているものの中から、町内に本店を有する有資格者を優先して選定するとございます。また、選定にあたっては、不誠実行為の有無、当該工事施工に対しての実績、技術的適正、手持ち工事の状況、当該工事に対する地理的適性などに留意して行っております。

○議長（山本隆雄）４番、大場さん

○４番（大場壯次）適正に行っているということで安心しました。

次に、予定価格はどのようにして決めるのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）町の財務規則におきまして、契約担当者は一般競争入札に付そうとする事項に関する仕様書または設計書などに基づき、その契約の目的となる物件または役務についての取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短などを考慮して予定価格は定めなければならないとされており、これに基づき決定しておりますのでございます。

○議長（山本隆雄）４番、大場さん

○４番（大場壯次）次に、指名を受けた業者はどのようにして入札金額を決めるのかお尋

ねします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）町からの指名通知とともに金額抜きの設計書をお渡ししております。これを積算し、金額を決定していただいているものと考えております。

○議長（山本隆雄）４番、大場さん

○４番（大場壯次）入札が成り立たない事案や落札業者が決定後辞退した事案が過去にありましたかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）指名業者の全者辞退により入札が執行できなかった事例は承知してございません。また、落札業者が決定後辞退した事案についても町では承知しておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）４番、大場さん

○４番（大場壯次）わかりました。

次の３項目めの質問に入らせていただきます。法律相談について。町顧問弁護士により毎月行われているようですが、何人ぐらいの方が相談されていますか。相談内容の傾向と満足度をお尋ねします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）顧問弁護士によるこれまでの相談件数につきましては、平成29年度が63件、平成30年度が65件、今年度につきましては８月までで22件となっております。相談内容の傾向につきましては、相談の秘密はかたく守られておりますので、相談者や担当弁護士から役場に情報が提供されることはございません。また、相談に対する満足度につきましても聞き取りやアンケートは行っておりませんので、把握しておらない状況でございます。

○議長（山本隆雄）４番、大場さん

○４番（大場壯次）満足度なのですが、結構毎回相談されているということなものですから、結構満足度というのは高いのかなと思います。

次に、４項目め、行政相談について。行政相談員により行われているようですが、相談内容の傾向と、どのようにして行政に活かされていますか。お尋ねします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）行政相談員は、総務大臣から委嘱され、国の行政機関などの業務に関する国民からの苦情の相談を受けて必要な助言を行ったり、関係行政機関などに苦情を通知し、その解決の促進を図ったり、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることにより、行政の改善に貢献などの役割を担

っていただいております。総務大臣から委嘱されて活動いただいておりますので、町では具体的にお答えできる情報は持ち合わせてございません。

○議長（山本隆雄）４番、大場さん

○４番（大場壯次）そうすると、もしくはこれは中之条町の行政問題ではなく、県、国ということのようですが、もし町に対してこういう行政相談があった場合は、ほかの機関から町のほうへ伝わってくるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）国や県のみならず、行政機関に対する苦情は全て取り扱っておりますので、町に関する件も取り扱っていただいております状況でございます。

○議長（山本隆雄）４番、大場さん

○４番（大場壯次）これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本隆雄）大場壯次さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、唐沢清治さんの質問を許可します。唐沢清治さん、ご登壇願います。８番、唐沢さん

○８番（唐沢清治）議長のお許しを得ましたので、通告に従い、２項目について一般質問を行います。

まず、公選法違反の報道、その要因と対応について行います。報道によれば８月２０日に南波氏の妻に懲役１年の求刑がされたとありました。動機について、「軽はずみだったが親身になって応援してくれた方々への感謝の気持ちだった」と書いてありました。中之条町の有識者もいたようです。すぐに適切な対応を取ればと考えれば残念でなりません。南波氏の妻が全部罪を背負ったように私には思えてなりません。町長も親身になって応援した一人です。

そこでお伺いします。南波氏は隣町の人、中之条町の町長としてなぜ中之条町在住の候補者を応援しなかったのかをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）唐沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私は、自民党員でございます。ですから、自民党から立候補されたお一人の方を支持させていただいたということでございます。

○議長（山本隆雄）８番、唐沢さん

○８番（唐沢清治）ありがとうございました。

２番目に、１番目と同じような素朴な質問で申し訳ありませんが、町長は隣町の町長がいるのにもかかわらず、なぜ隣町の候補者の事務長を引き受けたのかをお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、選対内部の人事でございます。ここで申し上げることは控えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございました。

3番目に、中之条町の町長が選対幹部として活動したことがようかん問題の要因の一つになったとは思いませんか、お伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）南波久美子さんがどうしてこのような行為をしたのか私にはわかりませんけれども、ご指摘の点は当たらないというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございました。

4番目に、同僚議員からも指摘がありましたが、再度通告していたので申し上げます。6月議会で「みなさんが心配しているようなことはありません」と言われました。弁護士とも相談したようですが、町長はどのような気持ちでこの発言をしたのかをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては再三お答えをさせていただいておりますし、先ほどもお答えをさせていただいたわけでございますけれども、6月の一般質問の折には、「公職選挙法に触れることはありませんか」という質問でございまして、それについてはいろいろな相談をした結果、私なりにそういったことはないというふうに思って、「みなさんに心配するようなことはない」という答弁をさせていただいたわけでございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）どうもありがとうございました。

5番目に、町長は「不起訴になったから無罪だ」と言っていたましたが、昨日の同僚議員の質問に対して修正したように聞き取りました。いずれにしても公選法違反をしたことに変わりはなく、今までいろいろ答弁をいただきましたが、改めて町長として政治的、道義的責任をどのような形で果たしていくのかをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）公選法違反という話がございましたけれども、私は検察のほうから不起訴ということでございますので、公選法違反にはなっておりません。もしなっているとすれば、私は公民権の停止また町長の職を辞する、そういったことになるわけでございます。そういったことで選挙違反ということでみなさんには大変ご迷惑を掛けたとい

うことには変わりございません。その点について一生懸命謝ったり説明責任を果たす、そのための努力をしているということでございますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治） ありがとうございます。

町長は、いつ頃までそういった行為をなさるおつもりでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） この説明責任が100%果たせるかどうかというのは非常に難しい問題でございますけれども、今後も誠心誠意機会あるごとに、これは続けていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治） どうもありがとうございます。

次に、農地協の木の伐採が行われているが、その後の管理についてお伺いいたします。農地協の木がなくなれば日が当たり農家は助かると思います。しかし、傾斜地などでは人手不足の広がる中、何の生産性もない空白地を管理し続けるのは大変なことです。施策を進めるのは簡単ですが、先を見据えて行うことはもっと大事だと思いますが、町長はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） これについては、農林課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 農林課長

○農林課長（安原 明） 農地協の木の伐採とその後の管理についてお答えいたします。

議員のお尋ねの農地協の木の伐採というのは、美野原・成田地区のことだと思うのですが、美野原・成田地区は中之条町の中でも最優良の農地の一つであり、将来にわたって守っていくべき農地であると思います。4年前より群馬県の緑の県民税事業として美野原・成田地区の一団の農地周りの森林を帯状に伐採して、日陰対策と有害鳥獣被害防止のための緩衝帯づくりを進めてきました。そして、伐採後の管理につきましては、美野原土地改良区に協力をお願いしているところでございます。議員のおっしゃるとおり、広大な農地の周囲を管理することはとても大変なことであると承知しておりますが、中之条町の農地を守るため、どうかご理解をいただき、農家の皆様にはご協力をお願いしたいと思います。

今後は、農家の高齢化もますます進み、担い手も少なくなってくる状況でございますので、機械化や業者委託なども考えていかなければならないと考えております。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治） どうもありがとうございました。

以上で、私の質問を終わりにいたします。

○議長（山本隆雄） 唐沢清治さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、剣持秀喜さんの質問を許可します。剣持秀喜さん、ご登壇願います。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜） 令和元年 9 月定例会議に当たり、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

昨年11月、伊能町政の 2 期目がスタートし、今年 4 月には統一地方選が行われ、そして新しい令和の時代となり、議会にも新進気鋭の 2 名の新人議員を迎え、中之条町もこれからという時、今町が大きく揺れている状況にあります。私達政治に携わるものは、どのような状況下であっても町民目線で客観的にその役割、その使命を果たしていくことが求められていると思います。

さて、6 月定例会議では、中之条町の未来図、観光振興、町長の政治姿勢等、6 項目にわたり一般質問を行いましたが、今回の一般質問では、スポーツによる町経済の活性化について、ふるさと納税について、中之条ガーデンズについて、伊能町政のオリジナルの施策について、町長の政治姿勢について、以上の 5 項目にわたり伺ってまいりたいと思います。

それでは、最初の質問、スポーツによる町経済の活性化について伺ってまいります。スポーツにも数え切れないぐらいの種目がありますが、大きく分類するとすれば、競技スポーツと生涯スポーツになるかと思います。今回は、このスポーツを活用していかに町の経済を活性化させていくかを伺いたいと思います。当町でスポーツによる経済活性化施策と言ったら、真っ先に上げられるのはトレイルランだと思います。まず、スポーツによる町経済の活性化についてのこれまでの取り組み、実績を伺います。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） それでは、剣持議員のご質問にお答えをさせていただきます。

スパトレイルの関係でございます。スパトレイル四万 t o 草津につきましてお答えをさせていただきます。この事業は、トレイルランニングを通じて自然への理解を深め、地域と関係者が触れ合い、地域の魅力を広く発信することによって、交流人口の増加と地域経済の活性化を目的として平成26年第 1 回目を開催し、今年で 6 回目の開催となります。

第 1 回目大会でございますけれども、ランナーのエントリー数は772名でありました。第 2 回大会では、ショートコースを追加したこともありまして、1,034名のエントリーが

ありました。第3回目以降は、全国的にレースの知名度も上がり、1,300名を超えるエントリーがございます。温泉旅館への宿泊数につきましては、800名程度でございます。選手のみなさんからのアンケート結果によりますと、消費額が多いのは宿泊費、飲食費、お土産代の順となっております。アンケート結果から、経済効果について試算をいたしますと、2日間で約2,500万円程度となっております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）トレイルランは、全国各地で行われております。近隣町村でも開催されている状況にあります。参加者から選ばれる大会でなければならないと思います。幸い当町のトレイルランは、参加者から各ステーションでの温かいおもてなし等、大変好評で人気があると伺っています。今後も安全で、かつ経済への効果がより上がっていくような大会の運営をお願いしたいというふうに思います。また、新たなスポーツによる町経済の活性化につながるような取り組みを期待するわけでありますけれども、町として今後スポーツ交流の推進、トレイルランに続くスポーツイベント、スポーツを通じて交流人口を増加させ、地域経済の活性化に向けた対策があれば伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今の段階で予定しているものはございませんけれども、今年単発的でございますけれども、エロイカ・ジャパンという団体がビンテージ自転車を、要するにサイクリング形式で吾妻郡内を走り抜けたということでございまして、これも吾妻郡に定着はしたわけでございますけれども、吾妻郡の中の町村を回るということでございまして、継続的ということではございませんけれども、これは選手は250人ぐらい、関係者を入れても500人ぐらいだと思いますけれども、お金を持っている方が集まっている、世界中から集まっておりますので、消費額、そして宿泊数は2、3泊、多い人は5泊というようなことで、経済効果があったというふうに思いますけれども、これは単発でございます。いろいろ検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）いろんなあの手この手を使って、ぜひいろんな大会、イベント等を誘致していただきたいというふうに思います。

そこで私から一つ、スポーツツーリズムの提案をさせていただきたいと思います。スポーツツーリズムとは、スポーツの参加や観戦を目的とした旅行、その地域ならではのスポーツを楽しむ新しい旅行の形を言います。スポーツツーリズムは、地域の資源がスポーツの力で観光資源となる可能性を秘めています。当町では、トレイルランをはじめ、六合のキャニオニングや四万のカヌーなどは良い例だと思います。自然観光、飲食、宿泊などなど、経済効果、交流人口の拡大、各種大会をはじめ、スポーツイベントによる

地域情報の発信等々が期待できます。スポーツイベントによる地域情報によって、多くの方たちにこの中之条町の自然のすばらしさ等々を伝えることができると思います。また、特にインバウンド対策にこのキーワードとして今注目されているのがこのスポーツツーリズムであります。ぜひ当町でもこのスポーツツーリズムに取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）議員おっしゃるとおり、中之条町においては四万湖、奥四万湖、そして四万川、カヌー、サップ、キャニオニング、いろいろな自然、そしてこういった機会を与える物があるということでは思っているところでございます。こういった物を活用して、多くの外国人も含めて中之条町においでいただく、こういった仕組みは大切だというふうに思っております。一つの例でございますけれども、大きな物ではございませんけれども、明日、旅ルミネというツアーがビエンナーレを見学しながら四万温泉に泊まり、そしてサップあるいはヨガを体験して帰るというコースがございます。人数は少ないわけではございますけれども、こういった物を少しの団体でも取り入れて、大きく渦を巻いていくということも必要かなというふうに思っております。いろいろ考えられますと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）あわせてスポーツツーリズムの推進をしていく原動力として、地域スポーツコミッションの検討もしていただきたいというふうに思います。地域の魅力を発信したり、大会誘致などを配信し、利用者の窓口となり、ニーズに迅速な対応をし、スポーツと観光関連組織の連携や調整をワンストップで行う役割を担います。スポーツの他に文化や健康増進などの他のコンテンツと掛け合わせた複合的な組織もありますので、ヘルスツーリズム等と併せて観光商工課や観光協会でも調査研究をして取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）観光商工課長から、お答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）調査研究も含めた上で検討させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、課長、よろしくお願いいたします。しっかり見守っていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2項目めの質問に移りたいと思います。ふるさと納税について伺います。
ある意味中之条町は、ふるさと納税の先駆者、パイオニアであると思います。そこでま

ず、これまでの実績について伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（篠原良春）ふるさと納税のこれまでの実績につきまして、お答えをさせていただきます。

ふるさと納税は、平成20年の税制改正によりまして、個人住民税の寄附金税制が拡充され、制度が創設されました。中之条町では、平成25年10月よりふるさと納税による寄附に対する返礼品として感謝券、特産品をお贈りさせていただくことといたしました。寄附額の推移につきましては、平成24年度が寄附件数10件で、寄附額約170万円であったものが返礼品の贈呈を開始いたしました平成25年度は899件で、約7,250万円となり、平成28年度は1万件を超え、寄附額も8億8,500万円を超えるまでとなりました。平成29年4月に総務大臣からの通知によりまして、返礼割合を3割以下とするよう要請があり、中之条町では平成29年10月よりこれまでご寄附いただきました額の5割相当額の感謝券と1割相当の地元特産品を送っておりましたが、3割相当の感謝券のみとしたところがあります。この影響によりまして、寄附件数、寄附額ともに減少となり、平成30年度は2,000件を割り込み、寄附額も2億7,100万円台となっております。寄附金につきましては、中之条町ふるさとおもいやり基金にその全額を積み立て、翌年度に基金を取り崩し各種事業に充当し、活用させていただいているところであります。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ただいま答弁にありました実績について、その内訳を伺いたいと思います。返礼品をはじめ、インターネットサイトへの広告費、印刷費、そういった経費を除いた金額、いわゆる純粋にまちづくりに使用できた金額は幾らあったのか、それぞれの経費ごとの金額もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（篠原良春）ふるさと納税におきます実績額、経費等についてお答えいたします。

平成25年10月よりふるさと納税制度による寄附金をいただき、平成30年度までの6年間で寄附件数は3万61件、総額28億2,673万3,515円の寄附金を受領しております。この事業にかかる経費につきましては、6年間の合計で返礼品、特産品の割合が経費の中で87.1%を占め、15億3,237万円、広告料としてのポータルサイト掲載料が7.8%、1億3,691万円、感謝券等の印刷製本費で2%、3,491万円、カード決済手数料が1.4%、2,383万円となっており、これらが主な経費でございます。経費率が62.2%でありまして、17億5,899

万円となり、計算上ではその残として6年間で10億6,774万円が寄附金から経費を差し引いた金額となります。なお、5割の返礼品と1割の特産品を贈呈していた時の経費率は約66%であり、3割のみからは約38%となっております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）これまで多額のふるさと納税をいただき、これをさまざまな施策に活用してきております。今後は、今の答弁にありましたように寄附額が激減ですから、当然これまでどおりにこれまでの事業に活用するということはできなくなるといいます。何で補うのか、事業を見直すのか、いずれにしても前どおりにはいけないと思います。給食費の無料化もこの財源を予定していますが、これについてはどのような対応をお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ふるさと納税の実入りは減っているということでございますけれども、総務大臣が発表した3割ということでございました。今までは、大阪の泉佐野市とか、そういった所で多額の返礼品を出したおかげで、そちらのほうへ全部流れてしまったという関係でございますけれども、来年度からはちゃんと正常に戻るかなというふうに思っておりますので、多少寄附金が増えるというような感触もあるわけでございます。いずれにしても多くの寄附金がいただけるように、これからはいろいろPRをしたり工夫をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）給食費の財源については、これまでふるさと納税の財源をある程度あてにしていたというふうなことだと思いますけれども、これまでどおり程度の金額をふるさと納税から支出する予定でいるのか、一般財源から出るのか、どのようなお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ふるさと納税につきましては、いろいろな考え方があるかなというふうに思いますけれども、ふるさと納税制度をしなかったときには、この寄附金一つもなかったわけでございますけれども、工夫してふるさと納税を導入したおかげで、これだけの基金も収入もあったということでございます。言ってみれば今までいろいろな町村の方からご支援をいただいたというふうに思っているわけでございますけれども、給食費等、子育て支援につきましては、喫緊の大変重要な事業でございますので、当面はふるさと納税を活用できる範囲でやらせていただきたいと思いますけれども、当然不足部分については一般財源から流用させていただくということで考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）給食費の財源につきましては承知をいたしました。

寄附額は、ピーク時と比較すれば激減状態でありますけれども、ふるさと納税という仕組みは、地方の自治体にとって大変ありがたい、大変良い制度であります。ぜひ今後も職員一丸となって知恵を、アイデアを絞り出して取り組んでいっていただきたいというふうに思います。そして、これからのふるさと納税への取り組みについて、もし温めているような企画等がございましたら伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ふるさと納税のこれからの取り組みということでございますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、令和元年の6月から総務大臣からふるさと納税の対象となる地方団体が指定をされました。返礼品については、返礼割合が3割以下、地場産品とするとされたことから、一時の返礼品の競争が終了するというふうに思っております。令和2年からは、落ち着いた安定的な制度の運用が図られるものと思っております。中之条町の新たな対応といたしましては、ふるさと納税サイトを通じまして、200万円以上の高額な寄附者に対しまして、ポイント制として5年間有効とするサービスを現在検討しているというところでございます。今後もPR活動を続け、本制度を活用しながら交流人口の増加による地域経済の振興あるいは雇用の創出、地域づくり、福祉、子育て環境を整備し、中之条町の地方創生を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとへ、お世話になった地域へ、応援したい地域へ税制を通じて貢献できる仕組みです。これからは、それぞれの自治体のまちづくりへの本気度が納税者から評価される、そんなふうに私は思っています。そういう意味で私は、ふるさと納税のパイオニアである中之条町が先頭に立って、返礼品競争ではなく、共感されるまちづくり競争をしていっていただきたいというふうに思います。そして、そこで生き残っていける町であってほしいというふうに思っています。

町長はいかが思いますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ふるさと納税制度につきましては、中之条町では他の自治体に先駆けて導入をいたしました。その後、全国各自治体において取り組まれて、規模が急拡大をしておりました。そんな主な要因とされるのが返礼品であります。返礼品の受け取りを主たる目的としたふるさと納税寄附、これに関しては賛否両論があります。生まれ故郷はもちろんありますが、お世話になった地域、これから応援したい地域への力になれ

る制度でありますので、制度の存続を強く望むところでございます。中之条町は、感謝券を贈り、町内で消費していただき、地域経済にもたらす経済波及効果も特に大きく、加えて地域外の方が関係人口として継続的なつながりを持っていただけることから、今後もふるさと納税の健全な発展を目指して取り組んでいきたいと思っております。この他の一般のふるさと納税のほかにクラウドファンディング等もして、目的型の寄附もしていただいているということでもありますし、災害時には全国から寄附をいただけるような、そんな仕組みにも加盟をしているということでもあります。ふるさと納税を使って地域活性化、これに邁進していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）もう一点、私は群馬県が県内全市町村のふるさと納税を網羅したふるさと納税に特化したインターネットサイトを立ち上げたり、知事が公約のトップセールスをしてもらったりと、群馬県がもっと積極的に市町村と一体となって、このふるさと納税に取り組んでいただきたいというふうに思っております。その要請を町長から吾妻町村会あるいは地元県議、そして吾妻出身の知事のほうへ働きかけをしていただきたい、そんな要望をしておきます。

それでは、3項目めの中之条ガーデンズについての質問に移りたいと思います。6月の一般質問でもこの問題を取り上げましたが、依然としてこの中之条ガーデンズについて町民の声は期待よりも不安のほうが大きいの、そのように私には届いています。不安を吹き払ってくれるような整備状況に至ってはいない、経営計画もない、そのようなことから再度質問させていただきたいと思います。まず、町では町民からの具体的意見をどのように認識されているのか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）中之条ガーデンズの全面改修につきましては、みなさんからいろいろなご意見をいただいております。その中には、不安を持っている方もいらっしゃるということでございます。その一つとしては、工事費が多過ぎること、そして場所が悪いので、観光客があまり行かないのではないかなというような不安、そしていろいろな肯定的な意見もあるわけございまして、中之条町の観光の目玉になるのではないかと、すばらしい庭園ができて、町民として誇らしいというような意見もございまして、賛否両論あるということは承知をしているところでございます。そして、2期目になりますローズガーデン、これが大変好評でございまして、好評でいろいろなみなさんに評価をいただき、また多くの町外からのお客さんも中之条町に訪れていただけるということでございまして、こういった完成の姿を見て、すばらしいとお褒めをいただいた方もいらっしゃるということでございますけれども、いろいろな意見があるということ

は頭の中に入れて今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）6月の一般質問の答弁で、今年度を含めて整備費、運営費、合計で約9億円とありました。民間企業で9億円投資する事業で運営計画、年ごとの収支計画もないということは考えられない、あり得ないことだというふうに思います。せめて5年、10年程度の計画を立て、それを基にさまざまな対策、戦略を立てて事業を展開していくものと思います。来年のオープン以降の、運営計画、収支見込み等について改めて伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）運営計画につきまして、どのように計画しているかお答えさせていただきます。

中之条ガーデンズの運営計画につきましては、6月の議会でも「運営目標は定めてありますが、細かな運営計画はこれから作成させていただきます」と説明させていただきました。そして、現在運営計画につきましては作成の途中でございます。この運営計画は、幾つものフラワーパークの経営に携わりすばらしい実績を上げてこられた塚本こなみ先生の指導で年度内にでき上がる予定でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）年度内に作成というようなことで、心配がより心配を生むかなと、そんな気がします。ぜひ早く実情に合った将来性のあるものを机上論でなく作っていただきたいのと、それによって正確な目標を定めて対策をしていっていただきたいというふうに思うわけです。花の駅美野原、花楽の里、こういった名称まであっという間に変更してしまいました。この事業全般について思うことは、町が町民のほうでなく、先生方のほうを見ている、町が町の考え方や方針でなく、先生方の考え、方針で進んでいる、そんな感じがしてなりません。先生方は、その道のプロフェッショナルですから、きっとしっかりしたビジョンがあって、お客さんがたくさん来ていただけるような、そして町長が言っているような経済の核となる、そんな施設に必ずやしていただけるものと期待はしておりますが、しかし町民が一番心配しているのは今後の運営についてだろうと思います。赤字が幾らまで、いつまで続くのだろう、そういったことだろうと思います。いよいよオープンがすぐそこまできています。ぜひ先生方とも採算という面でも十分協議をしていただいて、ぜひ町民へ機会を使って、中之条ガーデンズのこれからの展望について報告、説明をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）運営について一番大切なことであります。今まで整備を中心にしてま

いりましたけれども、これからは運営ということが一番大きな問題になるわけでございます。この運営について、専門家であります塚本先生とかチームの方にいろいろご指導いただいて、今計画を立てているわけでございます。町民の人が誇れるような、そして多くの経費が掛からないような、そして大勢のお客さんに来ていただければ、それだけの収入があるわけでございますので、赤字にならないような施設として一生懸命やっていきたいというふうに思っております。議員のみなさんにもぜひご指導、ご協力をいただきますようお願いをしたいと思います。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、4項目めの質問、伊能町政のまちづくり施策について伺ってまいりたいと思います。

伊能町政が取り組んできたこれまでのオリジナルのまちづくり施策は、具体的にどのようなものがあつたか伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これまでの町政における施策についてお答えさせていただきたいと思ひます。

平成26年11月における中之条町町長選挙におきまして、町民のみなさんにご支持をいただき、町政を担わせていただくことになり、今もなおその責任の重さ等を痛感をしているところでございまして、身の引き締まる思いであります。今までも議員のみなさんと相談をさせていただき、予算編成をさせていただき、町政執行をしてきたわけでございますけれども、改めて今までの実績についてお話をさせていただきたいというふうに思っております。町政運営の継続を基本としながらも、中之条町の特性を生かした魅力的で活力あるまちの実現に向けて6つの重点目標であります「教育環境の充実」、「産業の振興」、「交流人口の増加」、「健康増進」、「福祉の充実」、「財政の健全化」へ取り組み、中之条町が持続的に発展し続けられ、多くのみなさんに中之条町に住んでみたい、中之条町に住み続けたいと思っていただけるような施策を職員とともに取り組んできているところでございます。

具体的な施策といたしましては、「教育環境の充実」では、吾妻郡内初の指導主事の配置、あるいは英語教育推進プロジェクト、適応指導教室「虹」の開設が挙げられます。

「産業の振興」では、新規就農者への支援を町の単独事業として拡充をしております。

「交流人口の増加」におきましては、準町民制度、なかのじょう周遊チケット、廃校利用としてイサマムラの建設、東京青山及び郡上市との都市交流プロジェクトの立ち上げ、移住コーディネーターにつきましてもいち早く設置をして支援を行っているところでございます。

「健康増進」では、がん検診における個人負担の免除、各種任意予防接種費用の助成、歩いてためる健康ポイント事業を行っております。

「福祉の充実」では、子育て環境において不妊治療費の助成、安心出産サポート、チャイルドシートやおむつ購入費の助成、子育てモバイルサービスを行い、移動困難者対策としてなかのん号を運行、除雪ボランティアでは地域住民のみなさんにご協力をいただき、対応をお願いしているところでございます。

「財政の健全化」につきましては、継続して国や県の補助を活用しながら、有利な過疎対策事業債により財源を確保しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩させていただきます。再開は10時55分とします。

（休憩 自午前10時42分 至午前10時55分）

○議長（山本隆雄）再開します。

引き続き一般質問を行います。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、大変さまざまな分野について、さまざまな分野にわたっての具体的な施策についての答弁をいただきました。特に福祉分野について先進的な取り組みを実施されてきているなというふうに思います。町長は、行政経験も長く、町行政を知り尽くしており、安定、安全、安心な町政運営を行ってきたと言えると思います。ただ、それがゆえに斬新さに欠ける、もっとわくわくするような町政を期待する声もあります。今後構想している、計画している新しい視点で新しい発想での具体的なまちづくり施策がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今後のまちづくりの施策ということでございます。具体的な施策は何かということでございますけれども、中之条独自の事業につきましては、予算編成時におきましてその時々状況を的確に判断して、全職員とともに一丸となって新たな事業を考えていきたいと思っているところでございます。人口減少が全国どこの自治体においても大きな問題となっている中において、いかに特色ある施策を展開していくか課題となっており、目を引く新たな施策も当然必要になるかと思っておりますけれども、現在の住民サービスを低下させることなく、町政を安定的に運営していくことも町長に課せられた使命であろうと思っております。剣持議員が申されるように、わくわくする、そういった施策も必要であろうと思っておりますけれども、こういった時に安定した住民福祉の向上、そういったものも主眼において進めていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても6つの重点目標を念頭に置きまして、職員と知恵を絞って、そして住民

ニーズに合った施策を展開していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）町民の中にはいろんなアイデア、知識、経験等々をお持ちの方がたくさんいると思います。いろいろな方の意見をまちづくりに反映していく、そのために町民会議的な中之条未来会議、そのようなものを立ち上げていくようなことを考えてみませんか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ご提案をいただきました中之条未来会議、これにつきましても検討させていただきたいと思いますが、今まで町政座談会等でいろんな意見をお伺いしたいということで実施をしてきたわけでございますけれども、なかなか人集めが大変でありまして、区長さんとか議員のみなさんとか、そういう方に出席していただくということでございまして、なかなか斬新的な意見もいただけなかったということもあります。こういった会議をすることによって、関心のある方が集まっていろいろな意見を出してくれる、そういう知恵もお借りするということも一つかなというふうに思っております、検討させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）それでは、5項目め、最後の質問になります。町長の政治姿勢について伺います。

私が議員になった20年前、右も左もわからない新人議員として、当時議会事務局長であった伊能町長に大変お世話になったことを今でも鮮明に記憶しております。公平公正に町民目線で業務に取り組む、良識と柔軟さを兼ね備えた行政マンとして私は評価しております。町長になってからも政治屋にならないでいて欲しいなとずっと思ってきました。この1期4年間、行政経験を基に町政運営をされてきたと思います。そして昨年2期目の選挙、中之条史上最激戦の町長選を勝ち抜き、2期目がスタートし間もない今、町が揺れている状況にあります。前回の一般質問で、私の「町民の不安を払拭していただきたい」との質問に対して、「みなさんが心配しているようなことはありません」と答弁がありました。その後に、新聞等の南波県議辞職に伴う公選挙法違反に関連して書類送検との報道によって、結果として大変町民が心配するような状況にあります。町長は、機会あるごとに謝罪を重ねていると言っておりますが、説明責任についていつをもって何をもって果たしたとするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）6月議会の一般質問の中で、剣持議員の質問の中でそういった話がございました。その時にはみなさんに心配することはございませんということでござい

したけれども、その前段として公職選挙法に触れるようなことはやっていないかというような質問でございまして、そのような答弁をさせてもらった記憶がございします。この疑惑につきまして、町民の方にいつまでこういった説明責任するのかということでございしますけれども、この議会あるいは議員懇談会でも自分の事については全て話をさせていただきます、昨日も同僚議員の一般質問についても、その内容に触れさせていただき、今日新聞にも掲載をされているようでありますけれども、私なりにはいろいろ説明責任は果たしつつあるかなというふうに思っておりますけれども、これが全てこれでいいというのは今の段階ではないと思っております。そして、前にもお話いたしましたように、町民の方に直接おわびをするという機会も大変いただいておりますので、そのたびにみなさんにお話をさせていただいているということでございまして、まだまだこれが100%これで十分だということには至っていないというふうに思っておりますので、今後も引き続き機会あるごとにおわびをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）議員への急な招集がかかり、7月26日に非公開の議員懇談会で町長と議長から説明がありました。その時に私は、臨時会議を開いて説明責任を果たしていただきたいと申し入れしました。大場議員、安原議員からも同様な意見が出されました。中之条町議会は、群馬県で唯一通年議会制をとっていますので、議長の招集でいつでも本会議を開ける状況にあります。しかし、説明責任を果たす様子がないため、8月5日、議会事務局へ出向き、臨時会議を開き、町長、議長から町民へきちんとこの件について説明するように、当事者である議長を除く半数の7名の議員連名で求めました。後に議会事務局長よりメールにて、文書で開催請求を請求してほしいとの旨連絡が入ってまいりましたので、私は議会事務局長へどうしても文書でなければ開催しないということなら、いつでもすぐにでも文書を提出するが、自分達のことなので、議長自身の判断で開催できるのだから、あえて口頭で申し入れをしたので、その旨議長へ伝えるよう話しました。しかし、何日待っても連絡はなく、お盆を過ぎ、20日の日に私のほうから議会事務局へ臨時会議開催についてはどうなっているのか問い合わせをしたところ、開催しない方向とのことでありました。あまりにも無責任だと、一日でも早く正常な町政へと、説明責任を果たす機会を設けようと申し入れしたにもかかわらず、加えて議会には議会基本条例が制定されているにもかかわらず、大変遺憾な思いでした。

このように速やかに公式の場での説明責任を果たす場の申し入れに議長が対応しなかったことについて、町長はどう思いますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）臨時会の関係でございますけれども、7月26日の議員懇談会でもそういった話は聞いております。しかし、その時の議員懇談会の様子が議会だより等で報告をされたということでございまして、ある程度町民の方には、それが周知できたのかなというふうに思っているところでございます。そして、その時にも申し上げたとおり、9月の議会の中で正式にお話をさせていただき、議論を進めるというような話も私のほうからしたというふうに思っているところでございます。臨時会を開かなかった議長のということでございますけれども、私としてはその必要、早くみなさんに説明することにも必要だというふうに思いますが、まず議員のみなさんにお話をしたということでありましたので、9月議会でもいいのかなというふうに思っていたところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）今、町のあちらこちらでようかん、ようかんときさやかれています。花と湯の町なかのじょう、今町民の中ではようかんの町なかのじょうとも言われています。隣町の県議のことなのに何で中之条の町長と議長なんだい、本当にいろんなことが町のあちこちで話題になっています。1万6,000中之条町民のトップである町長と議長が書類送検、各メディアに顔写真や名前、これは異常な状態です。町長が書類送検されていた、議会の議長が書類送検されていた、町民は中之条町民としてどんな思いでしょうか。議長にはルール上この場で一般質問という形では聞くことはできないので、町長はどのように町民の感情を認識されていますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）南波久美子さんの選挙違反の捜査の中で、私と議長の名前が出てきているということでございまして、それにつきましては町民のみなさんにご心配をかけたということに対しまして、本当に何回頭を下げても足りないというふうに思っているところでございます。混乱を来したことににつきまして、本当に申し訳なく思っているところでございます。おわびを申し上げます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）たぶんお二人が思っている以上に大変遺憾な思いである町民が本当に多いと思います。特に新聞報道で議長のコメントとして「1,000円程度のお菓子だと思った、そんなくらいなら普通にみんなやっている、自分はむしろ被害者だ」、これには大変怒りの声が多く聞こえてきます。町長は、1,000円程度のお菓子を配るのは普通だと思いますか。また、むしろ被害者だと思っていますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）幾らだからいいということではないと思いますので、公職選挙法に定

められたものを守ることが必要だというふうに思います。

（「被害者だと思っているのか」の声）

○町長（伊能正夫）被害者というふうには思っておりませんが、私のうっかりした判断ミスということを反省しております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）町の議会の代表である議長がこのような趣旨の発言は、あまりにも常識に欠けた発言だと言わざるを得ません。吾妻郡の議長会長でもあります。吾妻の議員全体の代表者です。吾妻郡内の議員全員の品位を疑われてしまうことです。私の所には渋川や前橋や高崎のほうまでの知人や友人から、「何があったのだい」、「何だあの発言は」、そんな多くの批判の声が届きます。また、今回の件で大変危惧していることがあります。それは、全国的に問題となっている政治への不信感、政治離れ、選挙離れ、投票率の低下、議員のなり手不足、このようなことが中之条町で、吾妻で、ますます加速してしまうことです。本来ならばこういった課題を何とかしていかなければならない、その先頭に立ってやっていかなければならない立場であります。町長、議長、吾妻郡の町村会長であったり、議長会長でもあったり、そういった意味でも今回の件は大変重い責任があります。いかがお思いでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）私は、町村会長ではございませんけれども、町村の一員としてこういったことが報道されたことに対しましては、本当に申し訳なく思っているところでございます。今後は襟を正してしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）一昨日の挨拶で町長が話されていたとおり、昨日、今日と、その答弁で誠心誠意誠実に説明責任を果たそうと、謝罪を繰り返していると思います。しかし、町のトップであり、それだけ責任も重いと思います。出处進退について私は、政治に関わるものは自らの判断すべきだと思っています。そういう意味では、南波前県議も折田前町長も決断は極めて早かったなと思っています。思っている以上に町民は敏感です。遺憾な思いが強いと私には聞こえてきています。より良いまちづくりを、花と湯の町なかのじょうを町民とともに歩いていくためにも、リセットして再スタートをしたほうがよいのではないかというふうに感じています。政治家は、選挙で判断を仰ぎます。町長選挙を行って再スタートをする、政治家として一番の説明責任を果たす最善の方法だと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）大変混乱を来しているということに対しましては、重ね重ねおわびを

申し上げたいというふうに思っております。また、リセットということでございますけれども、これから一生懸命襟を正して町の福祉の向上のために、まちづくりのために一生懸命汗を流す、これが今みなさんと約束できることであります。誠心誠意まちづくりのために邁進していきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）1点だけです。今まで町長のコメントの中でわからない点がありました。それは、町長が裁判が終わってからコメントするような旨の発言、新聞等での報道があったと思います。これまでの議論の中で、結審をした、そして本日南波久美子氏の判決が出されるというふうに聞いております。なぜ裁判が終わってからでないとコメントできないというふうに言っていたのか、本人の裁判であれば別ですけども、本人は不起訴ということでございますから、裁判はないわけでありまして、そのへんが私にはちょっと理解できなかったものですから、そのあたりについてご説明いただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、マスコミ向けのコメントでございました。町政懇談会でも申し上げたように、マスコミについてはこういうことを申し上げておりますけれども、公人として説明責任があるので、議員のみなさんあるいは町民のみなさんには真実を報告させていただくという前置きで説明をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）最後に、町民目線で町民のためのまちづくりを進めていくためには、町民感覚に敏感でなくてはなりません。町長、議長には、町民とともにまちづくりをしていくためにも、町民感情をしっかりと感じ取っていただき、そして中之条町がこれから3歩進むために、ここは2歩下がる、そんな勇気を持っていただきたい、そんなことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（山本隆雄）剣持秀喜さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、山本日出男さんの質問を許可します。山本日出男さん、ご登壇願います。13番、山本さん

○13番（山本日出男）議長の許可をいただきましたので、町長に質問します。

質問をされる全ての議員のみなさんの思いは、中之条町が今より少しでも発展して欲しい、町が自立して欲しい、どこよりも安心して住める町になって欲しいという切なる願いが込められていると思います。私もそういう思いが少しでもかなえられることを願って質問したいと思います。

それでは、まず最初に、公共施設木質バイオマスボイラー導入事業について質問します。木質ボイラー事業の導入経過について説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

木質ボイラーの導入の経過ということでございます。町内資源を活用した木質バイオマス事業に関する事業につきましては、森林整備等の林業政策の課題解決に向けて計画的に事業を実施しているところでございます。町内の間伐林など、地域の未利用資源をエネルギーとして利用することで、エネルギーの地産地消や森林整備の推進にもつながることが期待されております。また、化石燃料の代わりに環境面ですぐれている木質バイオマスを利用することは、温室効果ガスの排出の抑制にもつながります。公共施設の木質バイオマスの導入は、中之条町温暖化対策実行計画においても重要テーマとなっており、温室効果ガス排出の大きな削減にもつながり、環境政策においても重要な取り組みとなっているところでございます。平成29年度に中之条町町有施設における木質バイオマス熱利用事業化基本計画を策定し、課題の整理や施設の整備状況及び熱需要等を調査の結果、具体的な事業化計画を検討し、熱需要や環境面等から導入効果が高い町有施設を選定し、導入施設の決定を行ったところでございます。環境省の補助事業も活用し、平成30年度に設計業務を委託し、導入工事が開始されたところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）ありがとうございます。地球温暖化による異常気象が世界的に広がっております。大変すばらしい事業だと思っております。まきや炭の時代から化石燃料に変わったのもそんなに昔の話ではありません。また昔に戻る、非常に不思議な感じがいたします。

次に、実施場所及び実施期間について説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、担当課であります総務課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）実施場所につきましてお答え申し上げます。

実施場所につきましては、3カ所、5施設となります。1つ目といたしまして中之条町役場と中之条町保健センター、2つ目といたしまして四万清流の湯と四万へき地診療所、3つ目で中之条町六合支所でございます。

中之条町役場と保健センター、それから四万清流の湯とへき地診療所の2カ所につきましては、1つのボイラーで2つの施設に熱供給を行います。

実施期間につきましては、役場、保健センター、それから四万清流の湯とへき地診療所は、今年度に工事を実施しており、12月に完成、稼働予定でございます。六合支所につきましては、令和2年度に工事を予定しており、令和2年12月頃の完成、稼働を予定しておるところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）ありがとうございます。新築と同時に施行すれば事業費も大変安く済むと思うのですけれども、計画どおり早目の完成をお願いをしたいと思います。

次に、導入の設備と総事業費の内訳について説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）導入設備につきましては、役場と保健センターは300キロワットのボイラーを導入し、夏期の冷房と冬期の暖房で利用いたします。清流の湯、へき地診療所には130キロワットのボイラーを導入いたしまして、清流の湯では給湯供給、へき地診療所では冬期の床暖房で利用いたします。六合支所には300キロワットのボイラーを導入し、冬期の暖房で利用いたします。

総事業費につきましては、現時点での見込み額で約3億8,000万円となります。役場、保健センターが約1億9,000万円、清流の湯とへき地診療所で約8,000万円、六合支所が約1億1,000万円となります。

補助金につきましては、約1億7,000万円ほどが見込まれておるところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）ありがとうございます。事業費で3億8,000万、大変大金なのですが、補助率が確か3分の2だったのですか、全額にならないから1億7,000万だと思うのですけれども、日本というのはとにかく設備費が高いのです。ヨーロッパの例を見ると、恐らく10分の1で済むという話です。早目に安くなればいいなというような感じています。

今後の導入の予定についてはいかがでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）現時点では、3カ所以外には導入の予定はございませんが、本事業の成果を踏まえながら検討を行います。木質チップの供給体制、導入効果や施設構造により設置場所の問題などがある施設もございます。公共施設の長寿命化や維持更新のために必要となる費用なども考慮の上、公共施設マネジメントの観点も踏まえて、効率的な設備導入を実施できればと考えておるところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）できれば民間企業にも設置の働きかけをして欲しいと思います。ポ

イラーの耐用年数が来た旅館などが特に最適だと思います。あと、農業ハウス、これもいいと思います。

そこで、この施設によって温室効果ガス排出量の削減の効果はどのくらいなのかお聞きします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）温室効果ガス排出量の削減効果でございますが、年間228.5トンの温室効果ガス削減の見込みでございます。この数値は、2013年度の使用実績から算出しておりますけれども、石油燃料からカーボンニュートラルな特性を有する木質バイオマスの利用により、大きな効果が期待できます。中之条町では、中之条温暖化対策実行計画において、2030年度に2013年度と比較して40％の温室効果ガス排出量の削減を目標としております。本事業においては、約5.5％の温室効果ガス排出量削減につながる見込みでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）228トンと言われましてもちょっとぴんときないのですけれども、ちょっと調べたら1トンが25メートルプール1杯分というような話です。あと、杉の木でいうと約1年間で杉の木が71本が吸収するCO₂とかという話です。いずれにしても5.5％の温室効果ガス排出量削減というのは非常に大きな数字だと思います。

次に、地域の木材資源の活用の予定とランニングコストについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長。

○総務課長（黒岩文夫）地域の木材資源の活用でございますが、町内には民有林で約8,000ヘクタールの森林資源がございます。この中には既に伐期を迎えているが手をつけられていないものや間伐などの手入れがされていないものがとても多く存在しております。木質バイオマスボイラーの燃料としては、これらの民有林を間伐などで整備し、その中で切り捨てられる木材を中心に集めて活用していく予定でございます。その燃料となる木材を集める場所として旧沢田小学校を予定しております。ランニングコストにつきましては、木質チップの購入は1キロ当たり14円を予定してございます。A重油、灯油などの石油燃料1リットルに相当する木質チップの使用量は3キログラムとなります。石油燃料の金額が1リットル当たり80円と仮定しますと、木質チップに転換すると半額程度の42円で運転できることとなります。

今回導入する3カ所（5施設）の石油燃料の使用量は、2013年度の使用実績で約11万3,000リットルですので、年間で約400万円程度のランニングコストの削減を見込んでおるところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）大体半額程度で済むということですが、ある面ではすごいことです。ただ、これで元を取るというのはやっぱり大変なことだと思います。それを別にして、温暖化に少しでも歯止めがかかればいいなと思っております。

次に、ボイラーの運転、維持管理についてはどのように考えていますか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）ボイラーは、インターネット回線とつながる仕様となっておりまして、遠隔管理制御サービスにて何らかの不具合が生じると、町の施設管理担当者や保守業者に連絡があることとなっております。簡単な不具合であれば町職員で対応可能ですし、場合によっては保守業者に対応をお願いしたいと考えております。その他月1回程度職員による簡易点検の実施、定期メンテナンスにつきましては年1回保守業者に委託を考えておるところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）それでは、出る灰の量とか処分についてはどのように考えていますか、お願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）灰の量につきましては、今回導入する3カ所、5施設で、年間約10トン程度を見込んでおるところでございます。灰は、産業廃棄物となりますので、処理委託し、適切に処理したいと考えておるところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）ありがとうございます。いずれにしてもバイオマスの熱利用が拡大することによって、化石燃料を木材に代替する、そのことによって木材需要が増大して、地域経済への貢献、またCO₂削減、それによる環境負荷等のことを考えれば一石二鳥にも三鳥にもなると思っております。町では、まきストーブ、ペレットストーブなどの補助金も行っております。これも含めてバイオマスボイラーの普及を大いに図っていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、観光施設での地産地消についてお伺いします。町の観光客数とか宿泊数、日帰りの数などをちょっと確認させていただきたいのですけれども、お願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

観光客数でありますが98万人でございます。宿泊者数については年間28万人、日帰り客数については70万人となっております。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）それでは、観光客の方が消費する額、もしわかれれば教えてください。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）観光消費額でございますが、年間57億円でございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）観光資源の評価については、どのように分析をされていますか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）観光資源についてでございますが、宿泊施設また自然の資源が多くありますけれども、スポーツ、レクリエーション、それとショッピングや食に関する資源が少ない結果となっております。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）確かに六合地区などは大型バスが来ても飯食う所がないです。トータルに見て、もし今来て飯が食える所は中之条ガーデンズぐらいですか、中之条ガーデンズに何かバスが来て飯食っているらしいのですけれども、出来れば少しはこれは貢献するのではないかと考えております。観光の動向の評価については、どういうふうに考えていますか、どうぞお願いします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）観光消費額についてでありますけれども、先ほど申し上げたとおり57億円となっておりますけれども、宿泊客数に対して消費額が低い状況となっております。また、外国人の宿泊予約実績でございますが、国、地域別来訪者数の上位は、台湾、香港、タイの順となっております。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）観光は、やっぱり消費額を増やさないといけないと思います。何とかして来たお客さんにいっぱい買ってもらおうと、それで宿泊してもらおうということが大事だと思うのです。中之条町は、結構お客さんは来るには来ていると思うのですけれども、いかに消費いただくかということが大事だと思います。

そこで、いろいろ特産品があると思うのですけれども、その販売はどのように行っているのかちょっと具体的に聞きたいのですけれども、まずつむじについてお尋ねをします。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）ふるさと交流センターつむじについてお答えいたします。

販売している商品については、中之条町民や町内業者が作っているものがほとんどでございします。こんこんぞうり、めんぱやこけしなどの伝統工芸品や作家の一点物、またお米、焼き菓子、乾燥芋、そば、うどん等が特に売れ筋の商品となつてございします。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）それでは、道の駅たけやまについてちょっと説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）道の駅霊山たけやままでの販売の状況についてお答えいたします。

道の駅霊山たけやまでは、訪れた方々にできるだけ中之条町の産品を買っていただくため、地元産の物を中心に商品を揃えるように努めております。一部は地元産でない物もありますが、特に農産物と農産加工品は全て町内産の物に限定させていただいております。地元産に限定している部分が多いため、他の道の駅よりも品揃えが少ないと思いますが、もっと多くの生産者に納品していただけるように働きかけを今後行っていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）私も町が関係する施設を全部見て回りました。六合の道の駅とか野反湖にもいろいろあります。暮坂にも峠にもあるのですけれども、今説明していただいた道の駅たけやまとつむじ、商品的には95%以上がやっぱり地元の特産品なのです。それで、ただ残念なのは中之条ガーデンズは50%いかないのです。ちょっと少ないと思います。これがちょっと残念な点なのです。まだまだ売れるものはやっぱり調べたりして仕入れてもらえばいろいろとあると思うのですけれども、私はパンフレットにお金掛けているのですけれども、それに掛けるよりは特産品の開発をしたほうがいいと思っております。

補助金の援助団体も含めて年間のパンフレットに掛けるお金はどのぐらいですか、ちょっとお願いします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）パンフレットの作成についてでございますが、中之条町観光協会、四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合温泉郷組合に確認をしましたところ、合計をしますと平均して年間約280万円を支出をしてございます。作成数でございますが、5万4,000部を作成しているとのことでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）パンフレットに関しては、どの程度宣伝効果があるかというのは非常にわかりづらいのです。前にも何かいろんな人が話ししていましたが、やっぱりパンフレットは見ごたえのあるもので1部500円とか1,000円で売るとというのが一番良

いような話がありましたけれども、この点についてちょっと考えていただきたいと思います。検討をお願いします。

次に、特産品の開発について何か検討していることがあれば説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）町の特産品の開発についてでございますけれども、農産物をそのまま販売や出荷するのではなくて、地域内で加工販売を行う農産物6次化は、現在全国の至る所で行われております。当町でも沢田の味の取り組みなど、これまでに幾つもの成功事例がございます。しかし、このところ農産加工の新しい取り組みはなく、話題性も低くなっているところでございます。交流人口の増加により経済の活性化を目指す当町では、ぜひ特産品を増やして観光による農業振興を図っていくことを考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そこで、今年度一般財団法人地域総合整備財団の事業で外部の専門家を派遣し、その地域の課題解決に向けて指導、助言をしてくれる地域再生マネジャー事業の短期診断事業に美野原農業公園構想で申請したところ採択され、7月に診断が実施されました。その結果、当町にはすばらしい素材がたくさんあるので、これからそれをどのように結びつけていくかが大切であるという話をいただいたところでございます。

今後、さらに具体的に取り組むをする中で、特産品づくり、観光振興、流通及び販売などについて実施体制の構築に向けて引き続き専門家の派遣事業に手を挙げて、観光と農業、商業の振興を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）それは、非常にすばらしいので、ぜひお願いします。いろいろな品物があるにはあるのですね、ほかの町村に比べて。何か盆暮れとかで、あとお土産とかで持っていく時にどうしても単品なのです。やっぱりビエンナーレ作家がいるわけですから、いろいろなきれいな箱とか作ってもらって、1,000円、2,000円、3,000円とかセットの物を作れば結構売れると思います。このへんも検討していただければありがたいと思います。

次に、行政経費の削減の具体的な事例について説明をお願いしたいのですけれども、決算のあらましには努力したと書いてあります。どんなことを努力したのですか、お願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）お答え申し上げます。

役場庁舎内の照明をまずLED化しましたり、冷暖房の効率的な運転に努めたりして、光熱費の削減に努めておるところでございます。以前導入したエネルギーマネジメント

システムにより、電気使用量が数値化されて一目でわかるようになり、また設定数値を超えそうな場合にはエアコンを止めるなどして使用量を抑えております。こういった取り組みによりまして、電気料は5年前に比べまして120万円程度の削減、A重油につきましても70万円程度の削減につながっております。この他行政経費の削減といたしましては、役場庁用車の一括管理や管理委託などの一括契約により大幅な削減に寄与しておりますのでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）わかりました。行政経費の削減はもう当然なのですけれども、私は町全体の各家庭の経費の削減を考えていただきたいと思います。LED化した家庭に補助金を出すとか、いろいろなことを町全体で経費を節減すれば、中之条町から出ていく金が少なくなると思っております。

次に、今使われていない町有財産の有効利用についてちょっと説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）現在使用されていない町有財産が多数あります。荒らしておくわけにはいきませんので、草刈り等の管理をしているところでございます。現状を把握し、活用が見込める物件につきましては、その形態等により、より適した利用方法がないか検討していきたいというふうに思っております。

近年では、プロポーザルによって名久田幼稚園の民間貸し付けを行ったり、新規就農者用の共同作業所として旧日影幼稚園を貸し付けたり、さらに名久田小学校においては、修学支援の場として有効活用をしているところでございます。しかしながら、現在でも使用されていない町有財産は多々あるわけでございます。これらの物件に合った活用ができるよう検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）有笠山荘を壊したのが5,000万円以上ですよ。大変な高額なのです。これから本庁舎も含めて、やっぱり適切な維持管理、これによって補修を行えば長く建物が使えると思っております。鉄筋コンクリートは、50年、60年、100年ともいろいろ言われているのですけれども、寿命を延ばすことができれば大変経費の削減につながると思っております。よろしくお願いします。

最後に、町有地の森林資源の有効利用についてお聞きをいたします。町が持っている山林がたしか690ヘクタール、230万立米の木の量ですか、分収林が105ヘクタール、6万2,000立米という木があるわけですか。これを有効利用することが一番大事なことはないかと思っています。この説明をちょっとお願いします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）町有林の有効利用についてのご質問にお答えいたします。

町有地の森林資源の多くは、各地区の部分林組合の管理するものが多くございます。部分林組合の管理する森林の中には、しっかり整備されているものもありますが、長い期間手が付けられていないものが多く存在しております。今後は、部分林組合とも相談し、今年度より始まった新たな森林管理制度の下、民間所有林と併せて整備できる所から整備を進めていきたいと考えております。そして、間伐により伐採した木材は、バイオマス燃料として活用させていただき、エネルギーの地産地消とCO₂削減に貢献してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）みんなで知恵を出し合ってすばらしいまちづくりができればいいなと考えております。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（山本隆雄）山本日出男さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（休憩 自午前11時46分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

一般質問を続けます。

次に、安原賢一さんの質問を許可します。安原賢一さん、ご登壇願います。9番、安原さん

○9番（安原賢一）議長より指名いただきましたので、今期最後の私が一般質問になるかと思うのですが、9月議会の最終をしっかりとやりたいと思います。仕事柄なかなか言葉が荒くて、ご気分悪くされるようなこともあるかと思いますが、できるだけ丁寧にしゃべろうと思っていますので、町長、よろしくお願いいたします。

6月議会での公職選挙法違反についての質問には町長、「町政にかかる質問ではないと思います」という答えを私のところではいただきました。その後、同僚議員の答えには、「心配するようなことはございません」と割と丁寧な答えだったのですが、ちょっとその時は議会軽視、それとも個人的に軽視されたか、甘く見られたかなという気持ちは正直ありました。私は、今回の町長の対応は、まず町のトップとしての自覚が足りなかった、幾ら頼まれても事務長などという大役を受けるべきではなかったのではないかと思います。町長の政治姿勢、認識の甘さ、町政とは無関係どころか、町政の根幹をも揺るがす大事だと思いますが、今の町長の気持ちをお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）安原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、6月議会で安原議員の一般質問のところで、「町政に関わる問題でない」とい

う回答をさせていただいたことにつきましては、先ほどの議員の回答の中でもお話をさせていただいたわけでございますけれども、安原議員の口から、「うわさによると」というような発言がございました。一般質問は、うわさとか憶測とか、そういったことでされるのはどうかなという感じがございまして、特に安原議員を軽視したとか、そういうことではございませんので、もし気に障るようであれば、真意はそういうことでございますので、ご勘弁をいただきたいと思います。と思っております。

そして、トップとして事務長を受けたことについて、どういうことかということでございますけれども、私も本格的な選挙をしたのは初めてでございます。ですから、あまり組織的な物も理解をしていなかったわけでございますけれども、いろいろお世話になったということもありまして、事務長という大役を受けたわけでございます。また、私にふさわしかったかどうかということもありますけれども、みなさんの総意でご推薦をいただいたということで、お受けをしたということでございます。

○議長（山本隆雄） 9 番、安原さん

○9 番（安原賢一） 町長、議長が謝礼としてようかんを受け取った、そこにお金も入っていたわけですが、お金は返しました、ようかんは食べてしまいました。大切なことは、町民のほとんどの人が確かに町長が言うように憶測で言うてはいけないのですが、お金だって返していないのではないかって、そういうふうに軽く言うてしまう人がいっぱいいるのは現実なのです。だから、やっぱり町のトップである、議会のトップである議長、町長がそういったところに簡単に関わってしまうようなことがあったということが一番問題であって、何人もの同僚議員も言っていましたが、やっぱり町長が事務長、議長が選対責任者というようなことがまず一番間違いだったのではないかと、そういった意見は多く聞かれます。これは、本当に残念なことなのですが、私が昨日この議会で休み時間の時にある町長の支持者の方から、「おめえなんかだって、大なり小なりそんなことはしてるだろう、うるせえことばかり言うな」って実は言われたのです。残念だなと思って、私もつい大きな声を出して、「あんた何言っているんだい、ここをどこだと思っているんだい、やっぱりあなたがそういうことを言うと、町長の町長としての品格も疑われるし、今本気でみなさんに何とか謝って認めてもらおうとしているのを台なしにしたね」ってはっきり言うておきました。町長の取り巻きの人の中にも、そういう人がいるということは非常に町長も大変だとは思いますが、それだけ町のトップである町長の責任というのは重くて、また町民が町長に対して抱いている感情というのはやっぱり町のトップで毅然としていて欲しい、そういう気持ちでいると思います。同僚議員の中からもありましたが、悪いと思っていないなら謝らなければいい、だけれども、町長悪いと思ったのならすばっと謝ればいい、私は最初に、「どうですか、公の場所できちんとし

た形で謝ってしまって早く終わりにするか、早く結論を出したほうがいいのではないですか」と言ったのは、そういった意味があったのですが、そのへんは町長、どういうふうに考えましたか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）幾つかご質問がありましたので、落ちていたらまた言っていただきたいと思います。

ようかんをいただいたということは認めるわけでございますけれども、お金も返していないのではないかとということでございますけれども、これは警察にも検察にもお話をして、そちらでも調べてあるというふうに思っておりますので、そういうことはございません。

そして、選対の中に町長、議長が関わる事は良くなかったのだろうということでございますけれども、結果的にはこういった混乱を招いたということに対しましては、後から考えればそうかもしれませんけれども、その時には先ほど申し上げたように、いろいろお世話になった選対の役員を受けさせていただいて、私も一生懸命支援をしたいということで受けさせていただきました。まさかこういうことになるとは思ってなくて、受けさせていただいたというのが腹でございます。

そして、支援者からのお声でございますけれども、これについてはちょっと私把握をしておりませんけれども、私も一生懸命悪いと思って謝っているわけでございますので、そういったことは水差す部分があるのかなというふうに思っているところでございます。

そして、町としてのトップとしての責任は重いということでございますけれども、今回の報道とかいろいろな物を見ると、まさに安原議員が言ったとおり、町長としての重さというのは非常にあるなというふうに実感はしております。同じ報道でも「町長は」というような報道でありますし、他の人と別の扱いをされた報道もあるということでございますので、その分町のトップの重さ、これは今痛感をしているということでございます。

そして、悪いと思ったら認めてすぐ謝ればよかったということでございますけれども、これも順を追って謝ってきているわけでございます。議員懇談会が一番先でありましたけれども、その中で誠意を感じなかったとかいろいろあると思いますけれども、あの時点でしゃべれるものについてはしゃべらせていただいた、まだ取り締まりといいますか、そういったものの最中でありましたので、詳しいことは申し上げられなかったかもしれませんが、私なりにあの時点の誠心誠意話をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄） 9 番、安原さん

○ 9 番（安原賢一） 今中之条町で人が集まる所では必ず町長、議長の話が出るのです。それは、仕方ないことだとは思いますが、決していい状態ではないし、「中之条町は町長 2 代続けて、政治と金と今度はようかんか」、そういったことを言われているわけです。これは、もう仕方がない、言われても何とかしていかなければいけないというのが町長の気持ちだとは思いますが、我々議員は町民から、「何しているのだ、おまえなんかは」って強く言われているわけですよ、今。「町長、議長にそれなりの責任は取らせろ、それなりのことは」というのがずっと言われているわけです。今回の話を聞いてみると、残念なのですが、ずっと一連今まで議員懇談会からこちらを見ていて、反省していないという言い方はないのですが、町長、議長の心が伝わらないというか、どこかでこれは自分のことではなくて、町長は中之条町のトップなのです。自分のこととして考えているところがあるのではないのでしょうか。私は、中之条町のトップとして、ここはどう判断すべきかということ、また自分達でやったことですし、自分達の責任ですから、人に相談したりとか人にどうのではなくて、自分の言葉と自分の気持ちで誠心誠意町長に訴えていただいて、謝っていただいたほうが我々にも町民にも届くと思うのです。町長、「ちょっと弁護士とも相談して」とかという話も聞きましたが、それはそれでわかりますが、そういったことは一般の前で言わないほうがいいし、また新聞報道によりますとではなくて、やっぱり罪としてはなくても何でも、ようかんもらったことは確かなのだし、それに関わったことは確か、俺がそのトップだったのだ、その候補者は辞めたのだから俺だって十分は責任はあるのだ、そういう気持ちが伝わらないから、みんなが今回も 10 人のうち 7 人も質問するようになったのだと思うのです。6 月の時点で 2 人の質問があったわけですが、そこで町長がもう少し自分の気持ちと正直な気持ちを訴えれば、もっと流れは変わってきたのかと思うのですが、ここまで延ばしてしまったというのは、我々が見ていると決していい結果はないのではないかと、そういうふうに思えてならないのですが、どうでしょうか。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） いろいろご指摘をいただきました。まず、人が集まるとその話が出るということでございまして、大変ご迷惑をかけているなというふうには思っているところでございます。そして、議員懇談会でもこの一連の説明についても誠意が伝わらないということでございますけれども、私とすれば一生懸命その誠意を伝えるべく話をしていてというふうに思っているところでございます。自分のこととしていろいろ弁明をしているというようなことでありますけれども、私は何を、自分の意思を加えて話をしていてということではなくて、事実をお伝えをさせていただいて、みなさんにご理解をい

ただくということに努めてきたわけでございます。誠意につながるかどうかわかりませんけれども、町民の集会とか会議とか、そういった所に機会があれば、そのおわびをさせていただいているということでございまして、これについてもご理解をいただければというふうに思っているところでございます。本当に町長としての罪といいますか、責任は重いということは今痛感しているところでございます。

○議長（山本隆雄） 9 番、安原さん

○9 番（安原賢一） 午前中、同僚議員からもちっと話があったのですが、前回の議員の中で禁煙の場所でたばこを吸っただけで委員長を剥脱、副委員長を剥脱されて、次の議員に出られないところまで追い込まれたという経緯があったのですが、やっぱりそういうことも彼からもすぐ連絡がありまして、「俺はあそこまでやられて、町長、議長は何もなしかい」ということも直接言われました。確かにかわいそうだったし、すごい大変な思いもしたし、精神的にも相当追い込まれたというのを見ていましたから、今回正直なところ、表向きがどうのとか、誠意が伝わらないと言いながらも、町長、議長の精神的な苦痛とか精神的に相当参っているだろうなというのは、私にもわかります。それをやっぱり上手に町民に伝えていくとか、町民と寄り添っていくためには、どこか歯車が違うのではないか、どこかまだ、何と言ったらいいいのだかなかなか難しいのですが、町長の心の叫びが聞こえない、みんな。いつもそうなのですけども、短い挨拶はいいのですけれども、こういう一般質問なんかになると原稿に頼ったり、どうしても言い損なってはいけないという気持ちがあると思うのですが、今回のこういった件は特別、もう検察のとか警察の取り調べ終わっているのですから、多少の言い損ないがあっても何でも町長の気持ち、議長の腹からの気持ち、そういったものを訴えていかないと、我々もそうだし、町民もなかなか納得はしてくれないと思うのです。今の町長の答弁は、ずっと一環して同じことは同じことなのです、確かに。言っていることは確かにそうなのです。だけれども、本来はまず「本当に申し訳ないことをした、中之条町の恥だ、俺は。だけれども、これを何とかして払拭して頑張るから頼みます。」そういうものが伝わらない。普通なら俺は、もう辞職するところだと思うのですよ、本当に。町長も議長もすんなり辞職していれば楽だし、町長も正直言って頭をよぎったことはいっぱいあると思うのですよ、辞職という言葉が。それについては、町長、どうですか。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 私の謝罪が誠意が感じられないということでございますけれども、こういった淡々と話しするたちなものですから、なかなか感情的なものが加わっていないということについては、表現力は非常にまずいかなというふうに思って、大変申し訳なく思っております。辞職等につきましては、これから一生懸命町政を執行していきたい

という、そちらのほうの思いが強いものですから、そういったことは考えておりません。

○議長（山本隆雄） 9 番、安原さん

○9 番（安原賢一）たぶん町長の気持ちとすれば、辞職をしないでこのまま頑張ってやっていく、すばっと辞職してしまう、2 つに 1 つだなという道を考えてと思います、正直なところは。実は我々議員だって、そういった 2 つの道は考えています、みんな。私は、正直言って口にも出しましたが、「町長辞めさせたら町が混乱して困るべえや」というのは本音でした。今そうでなくも、前の町長も途中で辞め、今度の町長がまた悪いことをして途中で辞めたとなんていえば、中之条町は本当に恥ずかしいことになるから、町長にはしっかりここで反省してもらって、何とかしっかりやってもらったほうがいいのではないかという私は意見でいました、ずっと。ただ、その最初に、「町長、早く公の場所でしっかりと謝ってしまって、あっちこっち行った時に、町長、議長が順番に「新聞によりますと」と言うのは止めたほうがいいよっ」て俺言ったのは、あれは一つもよくないから。町民にとっては笑い話になっていますから。そこで笑い話になってもいい、それでも謝って通そうという町長の気持ちもわかりますが、町長はやっぱ町のトップなのです。町のトップが事あるごとに集まりの場所で、「新聞報道に」なんて言い出すのは決していいことではないから、私達は「公の場所で思い切って土下座してでも何でも謝ってしまわないかい」という、そういう提案だったのです。それを飲んでいただけなかったのは非常に残念でした。俺がそういうふうに言うと、町長も信じられなかったかもしれませんが、私は正直にそういう気持ちでした。町長は、その時どういう気持ちで臨時会を開かなかったかを、開く必要ないと思ったのかをお聞かせください。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）公の場で謝罪をするということについては、私の気持ちから、そうさせていただきました。少しでも自分達の気持ちをわかっていただく、理解をしていただく、そういったことで説明をさせていただいたということでございまして、傍から診ると惨めだったというかもしれませんが、私の気持ちとしては、ぜひそれをしたいというふうに思っているところでございます。

臨時会の関係、議員懇談会の中でも話をさせていただきましたし、議員のみなさんからも臨時会を早く開いてという話がございました。その中で議会だよりの中で議員懇談会の記事が出たということでございまして、町民の方にはある程度内容が知れたということもございまして、その議員懇談会の中に私も 9 月議会で弁明をさせていただき、そこで十分協議をしたいというふうに思っていたわけでございます。臨時会でありますと、こういった一般質問形式ではないものですから、こういった大勢のみなさんの議員のみなさんの声を聞くということで、あえて臨時議会は開かなかったということでござい

す。

○議長（山本隆雄） 9 番、安原さん

○9 番（安原賢一） そのへんの考えは、私達とはちょっとすれ違いがあったのだと思うのですが、私達は先ほども言ったように、公の場所でしっかりと謝って、いろんな個々の集会や何かイベント事でそのたび町長が議長が謝るのはおかしいというか、度が過ぎるのではないかという考えでした。そんなに謝るようだったら、自分で悪いと認めているのだから、だったら辞めればというのが一般の町民の声なのです。悪いことはしたけれども、悪いことと云ったってという、そこはやっぱり、悪い言い方をすれば駆け引きですから、そういう駆け引きしてはいけないのでしょうけれども、町長、今回の駆け引きは、俺は失敗したと思います。町民にはすごい不評です。町長が集まる場所、集まる場所で、「新聞報道によると私の名前も出ているようですが」とか、「出ていたようですが」、言葉の一つ一つにやっぱり揚げ足取られますから。町長、いろんな所に相談して、揚げ足取られたり、俺みたいにうるせえ議員もいるから、気を付けてしゃべれということとずっとやってきたのだと思いますけれども、言葉数がどうしても少なくなるのと、それから自分の言葉でないので、なかなか人に伝わらない、それが俺が一番だと思います。だから、もしこれからもそれを続けるのであれば、少し自分の言葉で、そのへんもまた難しいところだとは思うのですが、みなさんにもう少し近づいた、一歩近づいた形で話をしたほうがいいのか。今のは簡単に言うと、町長、いろんなイベントや何かでそういった挨拶をするというのは上から目線なのですよ、簡単に言うと、町民に言わせると。挨拶に出て謝っているわけです。挨拶に出るというのは来賓の挨拶だとか代表の挨拶で出ているのですから、上から目線という取られ方なのですよ、町民にとっては。そこをすごい難しいところだと思うのですけれども、本当に謝りたいのだったら下へ降りてみんなのそばへ行って、「本当に申し訳なかった、頑張るから」とか、そういったパフォーマンスという申し訳ないのですけれども、自分の気持ちがそうさせたというような、そういう動きをしないと。今までやってきたことって結構町民には悪い印象を与えています、すごい。町長は、いろんな所で謝ってきて、いろんな所で挨拶で申し訳なかったと言ってきたから、それで一つずつ済んでいるって思っているのでしょうけれども、知らなくてもいいことを知った人も多いし、別に聞かなくてもよかったという人も多いし、今度は聞いたら聞いたであまり謝っているふうでもなかったなって取られてしまうことが一番怖いことだと思うのです。それは、高い所からの挨拶でとか、みんなの代表で出た挨拶でその話をしても、やっぱりなかなか町民のみなさんも今言いたいことを言いますから。でも、俺間違っていないと思うのですよ、みなさんが言っていることは。俺も確かにうんと反省しているって取れないな、でもそれは俺が最初に言ったよ

うな、仕事柄俺はがさつだからというように、町長今度は長いこと役所勤めをしてきて、きちんときちんとしっかりといろんなことをやってきたということで話し方もそういうふうになっている、なかなかみんなに寄り添った話し合い方でないのかもしれないというところはあるのだと思うのです。だけれども、これは本当に俺は、町長、ここが正念場だと思うのです。ここでどういうふうに町長が反省をしていま一度チャンスをもらうか、潔く辞職して今一度リセットするか、どっちを取ってもつらいと思うのですよ、町長は。今の町長の立場は、どっちを取っても非常につらい立場だとは思いますが、あとは町長の誠心誠意を町民に見せてください。今回の町長に対する質問は、俺はこれで終わりにします。よろしくお願いします。

それと、通告に出しておいたのですが、8月20日の集中豪雨で古町の住宅の土砂が崩れ、結構家まで押し寄せて、ちょうど知り合いだったものですから、「おい、助けてくれ」と夜中に電話が来て、役場をお願いして、「避難するようだったら避難させてやってくれ」ということでお願いしたのですが、いろんなことでいち早く手立てをしてくれて、復旧作業もしてくれるというような方向になったのですが、実はその前に、一言だけ言わせてもらおうと、同僚議員も言ってくれたのですが、「町としては個人の住宅内の土地は一切手はつけられないし、面倒は見られません」と言われて、簡単に言うと追い返されたのではないですが、「できません」という返答をいただいたのです。我々もそういうものであればそれは仕方ないし、確かに行く時も「個人の土地だし、個人の家と家の境界。ただ高いままなので、個人で直せというと不可能だろうね」ということで、役場をお願いして場所を見てもらったり、今後の何か対策があったらということでお願いしたのですが、当初すぐ断られてしまったのですが、やってくれることになったので、よかったのですけれども、そういったところがやっぱり中之条町、町民に寄り添った優しい町って言われるには、「ちょっと待ってください。とりあえずできるだけ勉強してみ、何とかできる手立てがあったら。即答はできないのですが」というのが本来の姿だと思うのです。「ああ、それはだめだから」と言われてしまうと、我々議員も取っ付くところがないのですよね、正直のところ。県のというか、土木事務所のほうに話したら、「何とかなるかもしれないし、しなければ困るね。2軒、3軒どこかに移ってもらうか、住めなくなってしまうという可能性もありますよね」ということで、そういう形で、もちろん町が半分以上出してくれることになったので、もちろん町の力があるのですが、最初の受け答え、そこをやっぱり町長もう少し、我々議員に対してそうなのだから、「一般の町民が「これ何とかしてもらえますか」と言ったら、どういう態度をとるのだい」と言って帰ったのです。だから、そういったところを、今回はやってくれることになったので、答弁はいいのですが、ぜひ職員のみなさんにそういった教育をいま

一度、役場に来るといのは我々みたいに年中来ている人と違って、町民のみなさんはすごい敷居が高いのですよ、役場って、役所って。そこに来てものを頼むなんていうのは、また一段ハードルを越えなくてはならない、そこに来て「それはできない」と言われれば、「俺は助けてもらえるところないのだ」ってなってしまうわけです。だから、「できるだけいろんな形を探ってみますから、ちょっと返事は即答はできないのですけれども、待ってみてください」と言うぐらいのことができるようなことにしておいていただければありがたいと思うのですが、ぜひよろしくお願いいたします。答弁しますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この件につきましては、災害直後私の耳にも入っておりました。最終的には初期対応がうまくなかったということでございます。一般的には民民でありますので、官はその中に介入しないというのが原則でございますけれども、今回の所につきましては、法（のり）の高さがある、そして角度がある、そしてそういった指定をすることによって補助が受けられるというようなことでございますので、しっかり初期対応ができていれば、こういうことはなかったかなというふうに思いますし、また災害ですから、1週間後に返事しますというのも困るわけなので、そこらへんはちゃんと初期対応ができるように、職員の指導もしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導、ご協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（山本隆雄）9番、安原さん

○9番（安原賢一）ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わりにいたします。

○議長（山本隆雄）安原賢一さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

○

◎ 散 会

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

4日目の18日の日は、午前10時から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午後1時38分）

令和元年第2回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第4日

招集年月日 (会議)	令和元年9月18日									
招集の場所	中之条町役場 議事堂									
開 議 日時 散 会	開 議		令和元年9月18日 午前 10 時 00 分							
	散 会		令和元年9月18日 午後 2 時 13 分							
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別		議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	
	1番	山田みどり	応招	出席		9番	安原 賢一	応招	出席	
	2番	佐藤 力也	〃	〃		10番	小栗 芳雄	〃	〃	
	3番	関 美香	〃	〃		11番	福田 弘明	〃	〃	
	4番	大場 壯次	〃	〃		12番	剣持 秀喜	〃	〃	
	5番	篠原 一美	〃	〃		13番	山本日出男	〃	〃	
	6番	富沢 重典	〃	〃		14番	齋藤 祐知	〃	〃	
	7番	関 常明	〃	〃		15番	山本 隆雄	〃	〃	
	8番	唐沢 清治	〃	〃						
会議録署名議員		7番 関 常明		8番 唐沢 清治			9番 安原 賢一			
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠		
		議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介		
		議事書記		鈴木 幸一						

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 4 号

(令和元年 9 月 1 8 日午前 1 0 時 0 0 分開議)

- | | | |
|---------|--------------|--|
| 第 1 | 議案第 1 号 | 令和元年度中之条町一般会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 2 号 | 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 3 号 | 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 4 号 | 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 5 号 | 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 6 号 | 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 7 号 | 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 2 | 議案第 8 号 | 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 9 号 | 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 1 0 号 | 中之条町下水道条例の一部改正について |
| | 議案第 1 1 号 | 中之条町農業集落排水施設の維持管理等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 1 2 号 | 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について |
| | 議案第 1 3 号 | 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について |
| | 議案第 1 4 号 | 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 1 5 号 | 中之条町社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 1 6 号 | 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 第 3 | 議案第 2 0 号 | 平成 3 0 年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について |
| 第 4 | 議案第 2 1 号 | 令和元年度旧通運会館ビル解体工事請負契約の締結について |
| 第 5 | 認定第 1 号 | 平成 3 0 年度中之条町歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 | 平成 3 0 年度中之条町事業会計決算認定について |
| 第 6 | 請願第 1 号 | |
| 追加日程第 1 | 議第 1 号議案 | 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について |
| 第 7 | 特別委員会の設置について | |

第8 議員派遣の件

追加日程第2 議第2号議案 山本隆雄議長の不信任決議について



◎ 開議前の挨拶

○議長（山本隆雄）おはようございます。第2回定例会、9月定例会議も4日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットで配信の予定をしています。

傍聴席につきましては、写り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

10日の福祉パレードメッセージ伝達式には、多くの議員に参加いただきました。メッセージの写しをお手元に配付いたしました。

先に全員協議会で調整されたとおり、追加議案を日程に追加しました。また、各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

台風15号により、姉妹都市、災害時相互応援協定都市であります千葉県大網白里市において大きな被害があり、お見舞いを申し上げるとともに、議員全員で見舞金10万円を送金いたしました。

ここで台風15号による被害を受けた大網白里市への支援対応について発言の申し出がありましたので、発言の許可をいたします。総務課長

○総務課長（黒岩文夫）台風15号により被災した大網白里市への支援につきまして、ご報告させていただきます。

9月9日月曜日、午前5時前に千葉市付近に上陸しました非常に強い台風15号によりまして、千葉県を中心に大きな被害が発生いたしました。本町では、同日9月9日月曜日に姉妹市町であります大網白里市の金坂市長に伊能町長から被害状況の確認と支援の申し出を行いました。停電と断水に苦慮しておられることから、給水車の借用とペットボトルでの飲料水のご希望がございましたので、ペットボトル2リットル6本入り140箱、これで1,680リットル、500ミリリットル24本入りを40箱、これで480リットル、ペットボトルで2,160リットルとなります。給水タンク1台で2,000リットル、合計で4,160リットルを翌日9月10日火曜日、朝午前8時に先方の市役所にお届けいたしました。なお、車両と給水タンクにつきましては、現地でご利用いただくため、現地にとめ置き、貸し出しを行ったところでございます。その後13日金曜日でございますけれども、風台風の影響で屋根瓦が被害を受けた家屋が多く、週末に大雨が予想されることから、ブルーシ

ート、土のう、トラロープの支援要請があり、役場の在庫と近隣商店からの購入で即日の夕刻、ブルーシート214枚、土のう袋1万800枚、トラロープ5,200メートルを先方の市役所にお届けいたしました。金銭的な支援では、中之条町議会から10万円の義援金を、また役場課長会からブルーシートを現物で10万円分の支援をいただきました。現在の状況でございますけれども、大網白里市堀江総務課長からの報告ですと、「3連休前、大雨の前にブルーシートをいただき対応できたことに大変感謝しております。また、山元町さんからもご支援をいただき、何とか乗り切ることができました。自衛隊の要請も行い、福島県の部隊60名体制で倒木伐採の処理にあたっていたという状況でございます。台風15号は、風台風で、当初1万5,000世帯が停電しておりましたけれども、今朝現在700世帯に縮小してございます。東京電力東金営業所250人に自衛隊が加わり、復旧作業が加速されると期待しておるところでございます。自衛隊風呂の設営、サンライズ九十九里の無料開放もいただいておりますし、市民の9割は日常を取り戻しつつある状況です。流通も再開し、コンビニも再開できていますし、圏央道も開通いたしました。追加の支援要望は現在のところございません。」ということでございます。

以上、台風15号による大網白里市への支援についてご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）次に、豚コレラの対応について発言の申し出がありましたので、発言の許可をします。農林課長

○農林課長（安原 明）豚コレラの対策についてご説明を申し上げます。

昨年9月に岐阜県内において豚コレラが26年ぶりに確認され、その感染が拡大中で、長野県、埼玉県と、近隣の県まで感染が確認されております。豚コレラは、豚やイノシシが感染する病気で、強い伝染力と高い致死率が特徴でございます。この豚コレラの感染は、野生のイノシシを介して拡大しているものが大きな要因となっております。そのため、予防策として養豚場の周囲に野生のイノシシが近寄れないように防護柵を設置する方法があります。今月3日に群馬県総務部長が来庁し、防護柵設置に対して国が2分の1、県が4分の1を負担するので、残り4分の1を市町村負担で対応して欲しいとの要望がございました。県内の関係自治体では、ほとんどの市町村が補助を行う方向で現在調整を行っております。当町では、1事業者が2農場で約6,200頭を飼育しており、その影響は大変大きいものがあると思いますので、町ではこの防護柵の補助を行う方向で検討、調整をしております。議員の皆様には近いうちに補正予算をお世話になると思いますので、ご承知おき願いたいと思います。

以上でございます。

◎ 開 議（午前10時08分）

○議長（山本隆雄）それでは、本日も慎重審議よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1 号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 2 号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 3 号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算
（第2号）

◎ 議案第 4 号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計
補正予算（第1号）

◎ 議案第 5 号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 6 号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 議案第 7 号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）
（質疑、採決）

○議長（山本隆雄）日程第1、議案第1号から第7号までを一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。1番、山田さん

○1番（山田みどり）議案第5号に関しまして、質問させていただきます。

スラグ対策として工事をされるということですが、その内容的なものはコンクリートで固めてというふうな説明を受けたのですが、スラグの上にコンクリートを固めてということでしょうか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（篠原良春）そのとおりでございますが、碎石が敷いてある上に雨水が浸透しないようにということで被覆をさせていただくということです。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）しみ込まないということですが、その場所だけがコンクリートであって、周辺はそのまま水が流れるような仕組みになっているわけですね。絶対にそこに水が入らないということはないと思うのです。スラグは、やっぱり水が含まれると膨らむという特性があるので、その部分のところを汚染水が流れないような、しっかりとした工事をしていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）他にご質疑ございませんか。6番、富沢さん

○6番（富沢重典）中学校の運営事業でハンドシェイクブリッジの点検の業務委託料だというふうに思うのですけれども、この中学校ができて、当初はこの橋は総合体育館等に部活で行く子ども達を使うぐらいでありあまり利用がなかったの、そのままだったのかなというふうに思うのですけれども、西中学校と統合して、下の第二駐車場がスクールバス専用の駐車場になったために、送り迎えを総合グラウンドで今行っているようなのです。大勢通っている姿は見るのですけれども、とにかくあそこ両端が暗くて、もう少し学校側の駐車場と総合グラウンド側の駐車場の橋の両端というのですか、明るくしないと、あの状況であの人数が渡っている光景を見るとちょっと異常なので、点検と併せてそういうところもちょっと検討していただきたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）補正予算ということで、今回ハンドシェイクブリッジ点検ということでさせていただきます。その時の様子をまた検討させていただいて、暗いということでございますので、そのへんも併せてまた検討させていただければと思います。お願いします。

○議長（山本隆雄）他にご質疑ございませんか。4番、大場さん

○4番（大場壯次）ちょうど10款の教育費の同じページなのですが、11節の中之条幼稚園施設修繕料ですが、これはどのような修繕になるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）こちらにつきましては、中之条幼稚園になります。下水の管が地盤沈下とともに大分ゆがんでしまったということで、トイレの詰まりが頻繁に発生するというので、そちらのほうの修理ということで予算のほうを上げさせていただいております。

以上です。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本日の採決にあたり、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにいたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決

します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 8 号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◎ 議案第 9 号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎ 議案第10号 中之条町下水道条例の一部改正について

◎ 議案第11号 中之条町農業集落排水施設の維持管理等に関する条例の一部改正について

◎ 議案第12号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について

◎ 議案第13号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について

◎ 議案第14号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎ 議案第15号 中之条町社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎ 議案第16号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について

(質疑、採決)

○議長（山本隆雄）日程第2、議案第8号から16号まで一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。1番、山田さん

○1番（山田みどり）議案12号から13、14というのは、消費税増税に関することでの条文改定ということですが、消費税の増税に関しては、私としてはこれ以上の町民の

負担増になるということで、やはり町としてこの消費税増税分は値上げをすることなく、2%の分は町としての負担をすることはできないのでしょうか。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）消費税、今回来月10月からの増税ということで、国からのお達し来ているわけですが、それにつきましては上下水、それについてはそのままというか、料金は税については多少上がってしまうのですが、その数字での改定、数字的には上げたいということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）消費税の関係でございますけれども、消費税はこの制度が始まって以来、その負担をしていただきまして、今回は10%ということで、その国に沿って課しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。6番、富沢さん

○6番（富沢重典）耐震も終わり、大分文化会館きれいになったというふうに思うのですが、伊能町長就任して直後だったかと思うのですが、私一般質問でさせてもらったことがあったように記憶しております。この施設は、当初広域圏で持っていたわけですが、中之条病院の特別交付税の関係の分配をということで、ツインプラザとこの文化会館を中之条町で引き受けたという経緯があったというふうに思うのですが、その時に町内、町外の料金改定を、見直したほうがいいという質問をさせてもらったら、たしか町長の答弁で、引き受ける時の条件が今までどおりという条件で引き受けたので、改定は郡内はそのままだという話を答弁をいただいたような記憶をしております。私もこの施設をいただく時にはもう既に議員になっていましたけれども、料金体系まで今までどおりというところまでちょっと教えていただかなかったものですから、非常にちょっと残念だったのですが、この施設をいただいて中之条町が何のメリットがあったかと考えると、何のメリットもないですね。料金は郡内一緒で、工事費も広域圏で今まで工事負担してくれましたけれども、今回は中之条単独でと、ツインプラザについては95%中之条運営していましたが、5%は広域圏からもいただいていたわけで、今回これだけの大規模な改修をしたにもかかわらず、中之条の施設を郡内統一というのはいかかなものかなというふうに思います。ちょっと調べてみますと、近隣町村では町外は倍の料金をとっているところもあるようですから、これはもう中之条の施設として、これだけ立派な施設になったのですから、もう一度見直すべきだと思うのですが、そのへんよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫） 富沢議員おっしゃるとおりでございます、吾妻広域圏で建設をし、そして運営をしていたわけですが、中之条町がもらったということでございます。今までも90％は、建設費も運営費も中之条町が払っていたということでございまして、ほかの町村も文化会館的なホールができているというようなことで、利用率が非常に少なくなったということで、手放して中之条町で一括して管理運営をするということになりました。本来直していただいからもらえばよかったのかなというふうに思いますけれども、それはなしでいただいて、その後耐震ということで大金を掛けさせていただいて、今きれいになったのかなというふうに思っております。料金については、郡内、郡外同じ料金ということであります。これについても当初からそういった条件でいただいたということでもありますけれども、これからちょっと見直してもいいかなというふうに思いますし、郡外の利用率がどれくらいあるのか、ちょっと私把握しておりませんので、そこらへんも把握した中で、見直しは検討させていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄） 6 番、富沢さん

○6 番（富沢重典） 何度も言いますが、中之条病院の特別交付税の関係は、たまたま広域圏に当時の規約がなかったということで大分遑って、つい何年か前に分配しろということで分配したわけでありまして、この施設についてももらったのはついこの間ありますけれども、もうちょっとこちらで強気で言っていただきたいなというふうに思います。とりあえず今回についてはこれでいいと思いますけれども、3 月にはぜひ検討していただいて、新たな料金体系をつくっていただきたいなというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（山本隆雄） 他にご質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄） 別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄） 異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第 8 号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 中之条町下水道条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 中之条町農業集落排水施設の維持管理等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 中之条町社会福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第20号 平成30年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について
(質疑、採決)

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第20号 平成30年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分についてを議題とします。

この議案につきましても、去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する者なし)

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第21号 令和元年度旧通運会館ビル解体工事請負契約の締結について

(提案説明、質疑、採決)

- 議長（山本隆雄）日程第４、議案第21号 令和元年度旧通運会館ビル解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

- 町長（伊能正夫）それでは、議案第21号 令和元年度旧通運会館ビル解体工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

中之条駅前の旧通運会館ビルにつきましては、普通財産として管理をしておりますが、平成31年３月31日をもって、ぐんま調剤薬局なかのじょう店が閉局となり、貸付契約解除となりました。かねてより施設の老朽化による危険性などが懸念される中、解体が可能となりました。アスベスト処理費を含む解体工事につきまして、去る９月10日に入札を執行し、株式会社千島工務店が税込み5,280万円で落札をいたしました。工期につきましては、令和２年２月10日までを予定しております。

以上申し上げ、議案第21号の提案説明とさせていただきます。

- 議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明がありましたらお願いします。総務課長

（議案第21号について、総務課長補足説明）

- 議長（山本隆雄）補足の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番、小栗さん

- 10番（小栗芳雄）大変ささいなことなのですが、入札期日が９月10日と説明がありましたけれども、この入札執行結果表には９月11日とありますが、どちらが正しいのでしょうか。

- 議長（山本隆雄）総務課長

- 総務課長（黒岩文夫）大変失礼いたしました。11日が正しい日付でございます。大変申し訳ございません。

- 議長（山本隆雄）13番、山本さん

- 13番（山本日出男）終わった後、解体した後のその敷地はどのような処理をするのか、それをお願いします。

- 議長（山本隆雄）総務課長

- 総務課長（黒岩文夫）整備計画ができた後の計画ができるまでは、とりあえずアスファルト舗装の仕上げで平らにしておくだけということになります。それで、今後の計画を立てたいというふうに考えてございます。

- 議長（山本隆雄）１番、山田さん

- １番（山田みどり）ここの工事が始まってからの駐車場に関しては、高校生の送迎とか

で電車利用の方の駐車場でかなりここは止まると思うのですけれども、駐車場利用の方が不便にならないような形の対策というのはとられているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）まだ工事の詳細の打ち合わせができていませんけれども、足場等の面積に旧薬局の裏の一区画が取られてしまうかなということですので、今検討しているのは料金を1日200円いただいて止めていただいている一時利用の駐車場をとりあえず送迎用に利用して、今までそれにご利用いただいている方は、工事が終わるまでは駅南をご利用いただくことで対応するかなということで今検討しているところでございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この建物は、アスベストが含まれているということなのですが、これに解体工事に伴う飛散防止の処置はどのようなことが予定されているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）これにつきましても設計書の中にちゃんと記載して、しかるべき法的な、適用するような措置を取らせていただくということでございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）まだ具体的には詰めていないようなのですが、アスベストは非常に有害な物質でございますので、くれぐれも飛散のないよう、監督のほうを含めて処置をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。4番、大場さん

○4番（大場壯次）先ほど解体後、黒舗装をかけておくということだったのですが、ただ解体後、その黒舗装をしておくということで、そこはただ何も利用しないでとりあえずおいておくということですか。何か利用するとか、整備が決まるまで、そこはもう囲うということなのですか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）当面の間は、そのような対応になろうかと思えます。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第21号 令和元年度旧通運会館ビル解体工事請負契約の締結について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 認定第 1 号 平成30年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎ 認定第 2 号 平成30年度中之条町事業会計決算認定について

（質疑、討論、採決）

○議長（山本隆雄）日程第5、認定第1号、第2号を一括議題とします。

この議案につきましても去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）財政状況に関してお伺いしたいと思います。決算のあらましの25ページに地方債の残高等が記されております。29年度に比較して30年度は、約6億円ほど増えた状況になっておりますが、これらについては職員の方々をはじめ、地方債、過疎債ですか、大変有利な、そういった制度を活用して努力をされていると、数字だけ見ると、こういった状況にはなっているのですけれども、またふるさと納税も昨今の状況から、29年度は7億4,000万ほど、30年度については2億7,000万ほどというように激減している状態にあります。そしてまた、六合との合併から年数が経過をし、合併特例債で大変優遇されていた、そのような状況もありました。なかった。合併に伴う財政の優遇がされていたというふうに認識しているのですけれども、まずその合併に伴う年数を経過して、これまでのその財政的な支援がどのくらいあったのか、そしてそれが今どうなっていて今後どうなるのかを1点お伺いしたいというふうに思います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）合併後10年間、交付税の合併算定替をしていただけるということで、5年間は六合村として中之条町としてそれぞれ独立した自治体が存続したならばという交付税の算定をいただいて、その差額が丸々いただきました、本来の差額とです。それからは、6年目から10年目にかけて減していきまして、30年度で9年目、令和元年度で最後の年ということになります。ただ、支所を設置しておりますので、支所の設置費につきましては、かなり高額な交付税措置をいただいておりますという状況でございます。

先ほどの合併特例債につきましては、中之条町では起債を起こしてございませんので、利用していない状況でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）合併特例債ではなくて、交付税の算定替、その優遇されてきたと、されている、あと1年というようなことですよね。今後それがなくなるということですね。またふるさと納税もそういう状況にあって、大変職員の方が努力されて、有利な過疎債等を活用していただいておりますけれども、そのような状況の中で高齢化、少子化がますます進行していくのは間違いない、そしてそれに伴って当然社会保障的な経費が嵩んでいくだろうというふうに推測されます。ですから、若干これまで伊能町政になって、大変財政状況が非常に良い状態では、継続されてきましたけれども、今後を考えると少し不安があるなというふうに思っているわけです。財政担当として、今後の町の財政状況の見通しは、どのような考え方でいるのかお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）これまで財政健全化の指標ですとか、起債残高、それから財調の残高等を経年的に10年間見てまいりますと、かなり良い方向にずっと来ています。それは、ふるさと納税もありますし、合併に伴う財政措置もあったかと思います。経常収支比率も大分落ち着いてまいりまして、普通建設事業にかなり多くの予算を割けるような状況になってまいりました。今後は、大きな事業がどうなるかというところにもよりましますけれども、これまでのようなプロジェクトは今のところ大きな事業を計画されていない状況ですとかを見ますと、予算的には切り詰めて節約していけば、将来的にも何とか見通しはあるかなというふうな状況でございますけれども、税以外にも税外収入の確保にも力を入れて、これから財源確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）他にご質疑ございませんか。4番、大場さん

○4番（大場壯次）2款の総務費なのですが、ページ106から108で、町町長選挙費で976万3,677円を掛けて選挙が行われたのですが、この投票管理者とか立会人、この人達はどのようにして選ばれて、人数の配置というのは決まりがあって、この人数が決められているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）各投票所には投票管理者と投票立会人が2人以上いなければなりません。選挙の日につきましては、中之条は安全を期しまして3人の立会人さんを設置してございます。選任の方法ですけれども、選挙管理委員会のほうで会議をして決定いただくという内容になっております、投票管理者です。各投票所の投票管理者は、選挙

管理委員会で決定いただくということになってございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）この募集とか、そういう感じのことをするのでしょうか、それとも選んでお願いするというような形なのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）六合地区と中之条では、ちょっと歴史が違うものがありますけれども、最終的には選管で決まるのですけれども、六合地区では区長さんが立会人と管理者をお務めいただくという風習になっておりますようです。中之条町では、歴代そういったことに携わって協力いただいている方の中から、引き続きお願いしていくという状況になっているようで、選挙管理委員会で公募はされていないようです。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）この町長選におかれて、不在者投票がされたかどうか、指定された病院や老人ホームで行われたかどうか教えていただきたいのですが。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）すみません。細かい状況は、今持ち合わせてございませんし、選挙管理委員会の所管となりますので、たぶん想像するにはされておると思いますけれども、どこの施設で何人とかという情報は持ち合わせてございません。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）ここに不在者投票病院等取り扱いとして9万3,126円あるのです。これは、どのように使われたのかと思って。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）病院と施設で全部で13施設で行っていただいた不在者投票の立会人さんの経費ということになると思います。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）指定された病院や老人ホームでやっぱり不在者投票はされたということですね。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）そのように考えております。

○議長（山本隆雄）他にご質疑ございませんか。6番、富沢さん

○6番（富沢重典）補足で説明していただければ理解した内容も含まれているのですけれども、ちょっと細かいところをいろいろ聞いてみたいと思います。

86ページの文化会館のことだと思うのですけれども、舞台幕購入費、当初の予算でもきていたので、説明はいただいていると思うのですけれども、私てつきり緞帳だと思っ

ていたら、この間慰霊祭の時見させてもらったら変わってなくて、具体的にまずはどこの舞台幕だったのだから説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの舞台幕の場所ですが、ステージを正面に見ますと、右、左に幕があると思います。そこを今回交換させていただきました。

○議長（山本隆雄）6 番、富沢さん

○6 番（富沢重典）94ページのスパトレイルの関係なのですが、ちょっとお伺いしたところ、参加者の代金もこの実行委員会のほうに入って、後で精算するという話だったものですから、具体的にどのぐらいの収支なのか教えていただきたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）スパトレイルの関係については、実行委員会に取りまとめておりまして、収入のほうが入り費と町の補助金、あと協賛金が主な収入源となっております。金額にいたしますと、3,277万円ほどでございます。町の補助金については、956万3,000円ほどになります。それと、入り費については、長いほうが1人1万8,000円、短いほうが1万円ということでございます。町のほうの補助金で956万3,000円でございます。収支については実行委員会ではゼロとなっております。それと、収入のほうなのですが、スポーツ振興くじの助成事業により、560万円の助成金が中之条町のほうに交付をされてございます。

○議長（山本隆雄）6 番、富沢さん

○6 番（富沢重典）そうすると、私が聞いたところによると最終的にその年度その年度ごとに負担というか、全部合算して、最終的に町の一般会計に戻すような話を聞いていたのですけれども、スポーツくじの収入をいただいているだけで、500万円ぐらいは単純に町からは出ていって、決算後戻ってくるようなお金はゼロという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）町の補助金については、2回に分けて補助金の請求をしております。1回目概算で請求をして、足りない部分を2回目として町のほうに請求をいたしますので、スポーツ振興くじの金額については別に収入がございますので、戻す部分ございません。足りない部分を2回目で請求をしているというような状況でございます。

○議長（山本隆雄）6 番、富沢さん

○6 番（富沢重典）どうも収入のほうを見させてもらおうと、その収入がないので、おそらくそんなのかなというふうに思ったのですけれども、後で会計して年度を繰り越さない

という話を聞いたものですからお伺いしました。

町長に聞きたいのですけれども、結構経済効果あるので、良いことだと思うのですけれども、このまま自立できないまま補助金をずっと出し続けて運営していくのか、今後はペイができるぐらいを目指していくのかちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）役場の決算だけ見ますと、400万ぐらい持ち出しということになっているわけでございますけれども、申し上げたように宿泊料、これが8,000万……ちょっと数字持ち合わせておりませんけれども、宿泊が相当あります。その参加者のほとんどの方が四万温泉あるいは草津温泉に泊まるということでございますので、そこらへんの収入があるわけなので、町の決算とすると多少持ち出しでありますけれども、町全体の経済は潤っているという状況でございます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）中之条を出発して草津でゴールという、この企画で大変人気もあり、経済効果もあるというふうに私は思うのですけれども、できたらこの事業単体でできるようなことができればさらにすばらしいかなんていうふうに思います。さらにはたまには隔年ごとぐらいに草津から出発してもらって中之条でゴールして酒まで飲んでもらう、そのぐらいの企画になればさらにすばらしいというふうに思いますので、よろしく願いして次に行きます。

124ページ、ゆうあい荘の関係なのですけれども、また今年も1億2,000万ほど繰入をしておりますけれども、今年だったかな、一般質問で医師会と少し相談をし始めたということなのですけれども、進捗状況何か変化があったらお願いしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）議員の質問にお答えいたします。

自分の得ている情報では、特に新しく大きな動きがあったということは聞いておりません。ただ、少し隣のリハビリ病院のほうでアンケートとかは少し取っている様子だという話はちょっと聞いておりますので、動きは少しずつですけれども、あるようです。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）いずれにしても1億2,000万以上繰入が出ているわけですから、あまり向こうに行かないような感じで何か解決方法、大変難しいと思いますけれども、お願いしておきます。

次に、144ページ、不妊治療の関係なのですけれども、今年も1,000万を超える補助金が出ております。私が総務の副委員長時代だったと思うので、おそらく5、6年この事

業続いていると思うのですけれども、この1,000万円で新たにこの中之条町に誕生した子どもの実績がもし把握できているようであればお願いしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）議員お尋ねの不妊治療の結果といえますか、その効果についてご報告をさせていただきます。

平成30年度につきましては、申請自体が延べで30件あります。そのうち妊娠に至ったケースについては4件、前年度29年度につきましても、25件申請がありまして、その年は9件妊娠をされているような実績で、なかなか二桁まではいかないのですが、毎年妊娠につながっているような状況にはなっております。過去全体のデータでしたら、また後で必要があればお示しできるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）行政が子どもを生むことできませんけれども、こういう協力ができて新たな子どもが誕生するという、大変すばらしい事業だというふうに思います。今後も継続して続けてもらえることを期待しております。

次に、148ページ、がん検診事業なのですけれども、これも私が総務の副委員長時代なので、やっぱり5、6年経つかないというふうに思います。がん検診率向上委員会というところでいろいろ議論してこういう結果になったというふうに思いますけれども、5年ほど経って、国民健康保険の関係が若干数字的に出てきているようでしたらお願いしたいのですけれども。5年ぐらいではなかなか実績は出ないと思いますけれども、もし出ているようでしたらお願いしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）すみません。まず、がん検診の実施をしている保健環境課サイドで申し訳ないのですが、医療費がどの程度がん検診をすることによって変化が出たかというのはちょっとデータを持ち合わせておりませんので、この場では申し上げることができないのですが、ただ今確定しているがん検診を受けて患者さんが見つかった数としましては、平成29年度が数として確定はされたのですが、トータルで12名の方が早期がんが発見をされたということです。それによって治療の、要するに内容が、早期で見つかるか、ある程度進んで見つかるかによっては、その後の医療費、治療費等の差が出てくるかと思いますので、やはりやることによって早期のがんが見つかったところでは、治療費等の効果が出ているのかなというふうには思っているところではあります。数字としてちょっと持っていないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）検診を行っての結果に基づいて、病気が見つかった場合なのですけれども、重症化にならないような予防をしていきたいというふうに考えております。それで、国のほうでもここ１、２年でそういった事業を始めたところでございますので、そちらのほうを見ながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）６番、富沢さん

○６番（富沢重典）186ページ、チャレンジショップの関係なのですけれども、当初と違って大分金額等も変わったようであります。私以前から言っているのですけれども、このチャレンジショップができる前につむじという施設ができました。これがチャレンジショップの前身かなというふうに思います。これの店舗の家賃等、チャレンジショップの今現状の負担をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）チャレンジショップの関係でございますが、この決算額、515万3,760円ということでありますけれども、件数で13店舗でございます。そのうち家賃補助については、そのうちの455万3,760円ということございまして、残りの金額については平成30年度に新たに申し込みのあった３件分についての店舗の改修費60万円でございます。

チャレンジショップ、つむじのほうですか。

○議長（山本隆雄）６番、富沢さん

○６番（富沢重典）家賃補助をチャレンジショップでしていると思うのです。つむじがそのチャレンジショップの前身だと思うのです。つむじは家賃をいただいている、チャレンジショップの関係は、以前は満額家賃補助をしていたような記憶があるのですけれども、大分そのへんも改定されたのかなというふうに思ったので、聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）つむじのテナント、7店舗今入ってございますけれども、その家賃については2万5,000円というふうになっています。

○議長（山本隆雄）６番、富沢さん

○６番（富沢重典）変わっていただけすみません。つむじがたぶん家賃を2万5,000円いただいている、チャレンジショップの関係は、以前の記憶ですと5万円までの家賃補助全額出していたと思うのです。私は、これが絶対おかしいと思うのです。つむじがチャレンジショップの前身で2万5,000円いただいている、ほかの空き店舗を利用した方々は、全額家賃を補助していましたので、そのへんの矛盾を解決してくださいと、もう、歴代2

代目前ぐらいの課長からお願いしているのですけれども、このへんの矛盾をそろそろ解決したほうがいいかなと思って質問させてもらっています。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）お答えいたします。

当初ですけれども、チャレンジショップについては満額補助をしていたようなことでありますけれども、平成29年より2分の1の補助というようなことで変更になっております。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）そういうことですね。解決できたのですけれども、それが改定されたのは我々には報告がないので、一応聞いてみました。

200ページをお願いします。長英の隠れ湯の保健センターの用地借り上げ料で120万ほど出ております。どのぐらいの面積で、ずっと借りていくのでしょうかけれども、買ってしまっただけのほうがいいのかと思ってちょっと質問なのですけれども、お願いします。

○議長（山本隆雄）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）議員お尋ねの長英の隠れ湯、保健センターの用地の借り上げなのですが、当時設置してからずっと借地でご利用させていただいております。今後の検討材料かと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）ちょっと聞き取れなかったのだけれども、すみません。検討をお願いします。

次行きます。202ページのイルミネーション、つむじの関係だと思うのですけれども、年によって町民が褒める年と褒めない年があるのですけれども、この差は何なのか、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）イルミネーションの関係については、毎年12月中旬から1月いっぱいを目途に行っております。特に私もそこらへんの関係については感じていなかったところなのですけれども、同じ業者さんをお願いをしているようなことであります。当初については職員でやったような経緯もあるようですけれども、そこらへんが影響しているのかなというふうに思われます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）予算的にやる気がある年とない年があるような気がするのですけれども、そのへんはよろしくお願いします。

210ページ、橋梁の長寿命化なのですけれども、あと何年ぐらい、どのぐらいの金額

掛かるのだから、目途があるようでしたらお願いしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）橋梁の長寿命化につきましては、スパンとしまして点検を5年サイクルというような形の中で、それを繰り返していきながら、修繕が必要な場所を点検して、緊急修繕が必要な時には工事をしてくるようなサイクルがありますので、その修繕が必要な年に応じれば予算も必要になってくるかと思います。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）ずっとエンドレスで回っていくということであります。

218ページをお願いします。空家対策事業で、970万、約1,000万ぐらいあるのですけれども、ちょっと私には目に見えてこの1,000万が見えないというか、どの辺で具体的に、これ解体の話ですよ。ちょっと進んでいるなという記憶がない割には意外に金額がついているので、どの辺か事例があったらお願いしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）空家等対策事業ですけれども、3分の2の補助になっていて、昨年度の決算の件数で言いますと、リフォーム補助金が3件、空家の解体費補助金が11件ということで、昔ながら住んでいまして、10年以上空家になった場合に、その解体費用ということで補助していますので、たぶん身近な所、目につかない所で空家になっている所が割かし多い所がありますので、そういったことで今年もさらに年々解体費用のほうは件数ともに増えている状況でございます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）国のほうも早く空家等の固定資産税を更地と同じぐらい増税してくれれば、こういう事業も進むかなと思いますけれども、なかなかああいう人達にはわからないので、こういう事業を町で支えていくしかないのかなというふうに思います。

226ページをお願いします。委員会報告にも出ていましたけれども、テーブルマナー教室、今年で2年目だということですが、これは予算的には1年目の予算かなというふうに思うのですけれども、ヘリコプターの事故以来、ふるさと体験をこれに変えた事業だというふうに思います。本当であればヘリコプターで中学生に中之条の上空を飛んでいただくすばらしい事業を継続していただきたかったのですけれども、状況が状況でしようがないかなというふうに思います。このテーブルマナー教室で、子ども達からの反応、ヘリコプターに乗ったときの子ども達の反応と、テーブルマナーに変えた時の子ども達の反応、両方違う意見当然出ると思うのですけれども、がっかりしたなということが聞こえなければいいのかなというふうな質問なのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員がおっしゃいましたようで、防災ヘリ「はるな」の事故に伴いまして、急遽検討させていただいて、中学校３年生の一つは思い出づくり、ふるさとを体験するというところもあるのですが、そういう中でテーブルマナーということにさせていただきました。実際にはやはり空からふるさと中之条町、我が町を眺めるというのは、子ども達にとってはかなりやはりインパクトのある事業であったというふうに思っております。しかしながら、そういう状況が許されないということで、何とかやっぱり六合中、中中の３年生の子ども達が町から巣立っていく時期に中之条町を感じて欲しいと、そしてこんなこともあったなという思い出づくりの一つにもなるといいかなということでテーブルマナーをやらせていただきました。昨年度も町報に出させていただいたのですが、子ども達の感想とすれば、緊張をしたというのが正直な一番大きな多くの感想だったかなというふうに思いますが、やっぱりふるさとの食材、お米と、それからケーキの中に入れていただいたリンゴ、そのへんのところは中之条町の食材を使っていたわけなのですけれども、ふるさとを後になっても思い出せる事業であるかなと、巣立っていった中で大人になっていけば、やっぱりテーブルマナーが必要な時期もあるのかな、そういう時に中之条の町の中で中学３年生のときにテーブルマナーやったなというように、ふるさとを思い出してもらおう一つのきっかけになればいいなというふうに思っています。子ども達全体からの感想は、否定的な意見はないかなというふうに思っております。したがって、しばらくの間は続けさせていただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄）６番、富沢さん

○６番（富沢重典）子ども達随分我々が育った頃と違って、臨海学校がなくなったり、変わりに水泳教室今やってもらっているようですけれども、このテーブルマナー、中学３年生ですね。家庭で口うるさく食い方汚いとかいろいろ注意はするのだけれども、やっぱり親の言うことって聞かなくて、中学３年生でそろそろ高校に向けたり社会に出ていったりする子ども達に第三者がマナーを教えてあげるといのは非常に大事なかなんというふうに私は思います。うちは、残念ながら箸で食べるような食事しかできないものですから、こういう所に連れていってもらえるのが初めてになるかなというふうに期待しております。

次に行きます。272ページ、３月で生涯学習課長のほうから、神保家の関係なのですが、着工して年度内に完成する予定だという話とで、私とかみ合っていないようなちょっとやりとりさせてもらったのですけれども、これの報告を、私は町が悪いのではなくて業者が悪いのだと思っているのですけれども、きっちり着工日と完成日と、

契約の時点で行程表を出していると思うのですけれども、そのへんの遅れとかちゃんと報告があったのかどうかだけお尋ねしておきます。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの神保家の石積みの関係でございますが、工期が遅れるという報告は業者のほうからございました。

以上です。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）いいです。年度内に着工もできていなかった状況だったので、ちょっとそのへんはどうなのかなと思いました。

274ページをお願いします。ちょっと一問一答なのですけれども、2つまとめてお願いしたいのですけれども、重伝建の関係でお蚕さんの整備事業結構あるので、内容をお願いします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの伝統的建造物群修理修景事業補助金と「お蚕さんの里」整備補助金についてでございますが、30年度におきましては修理3件、修景1件、計4件を実施しております。

以上です。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）後で細かく聞きます。内容が知りたかったのですけれども、1人でやっていると怒られてしまうので、最後にします。

ツインプラザの運営事業で収支で利用料金とか上がっていると思うのですけれども、お伺いいたします。以前この建物を政治家が講演会目的で借りようと思ったら断られた経緯があるのですけれども、ついこの間、これ如水会って読むのですか、一人会派の関係だと思うのですけれども、ツインプラザで講演したと、オクレンジャーで議会にも報告が上がってきました。明らかに政治活動、政治活動自体は選挙に関係なければどうのこの規約書いてありますけれども、今まで使わせていなかった施設をどうして今回貸し出したのか、ちょっと経緯をお願いしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）まず、ツインプラザは学習施設でございます。この法的根拠は、社会教育法第23条第1項に基づいて貸し出しについては決まっております。法第23条第1項第1号が営業について、法第23条第1項第2号が政治的、政党、政治に関する貸し出しということで定められております。まず、自らに投票を依頼するような選挙活動については、先ほど申し上げました法23条第1項第2号に規定する禁止に値しますが、

今回本人とも面談をして、地域の過疎についてのシンポジウムということで、広く町民に呼びかける会合、会ということで、この政治活動には値しないと考え、許可をいたした次第でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）明らかに会派で借りていますよね。ちょっと聞くとところによると、会で予約はしてあると、政治団体で、今までは全ての政治活動も断ってきた経緯があると思います。なぜここで貸したのかちょっとお伺いしたいのですけれども。今後も貸し出す予定があるのか借りてもいいのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）先ほど申し上げた中で、自らに投票するような政治活動、選挙活動等には貸し出しはできない状況になっておりますが……自らの投票を促すようなものについては貸し出しはご遠慮いただくとありますが、今回のような広く町民に呼びかけ、政治また選挙活動とは違うところで町民のための事業に関しては、聞き取りをした後に貸し出しできるかできないかの判断をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）最後にしておきますけれども、県議会の会派が地域にとって政治活動でなければ貸すということであれば、県議会の例えば自民党会派がこのような講演をやりたいといった場合は、貸し出しをするということによろしいでしょうか。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）今回の内容につきましては、後援とか自らをアピールするものでなく、地域の過疎についてみんなで考えましょうというようなシンポジウムだったものですから、今回のケースについては許可した次第でございます。今後につきましては、個々に応じて聞き取りをした後に判断させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）最後にしようと思ったのですけれども、町長にお伺いします。

内容はともかく政治団体とか会派とかで予約の場合は、私は一線越えないほうがいいと思うのですけれども、町長、何か意見ありましたらお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、文化会館とツインプラザと政治的については今まで分けてきたわけでございます。その経緯は、富沢議員がおっしゃったとおりでございます。

す。今課長のほうからもそういった相談があって、今までのいきさつがあるからという話はしたのですけれども、社会教育法にのっとって解釈をすると、貸し出しても大丈夫だというようなことでございましたし、ほかの町村も実際問題そういう施設で使っているというような話でありましたので、今回は許可させていただいたということでございますので、非常に微妙なところはあるかなというふうに思いますけれども、その一つ一つの中身を精査した中で貸し出しを決定するということになろうかと思います。

○議長（山本隆雄）質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。

（休憩 自午前11時23分 至午前11時40分）

○議長（山本隆雄）再開します。

質疑を続けます。他にご質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

ここで反対討論の発言を許可します。1番、山田みどりさん

○1番（山田みどり）認定第1号 平成30年度中之条町歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

一般会計の決算は、町民の暮らしや福祉、さらに自然や文化を守るためにどのように使われてきたのかが問われています。私は、決算書を通じてこの町に対する愛情のようなものを感じられることが大切だと思います。町民の暮らしを最優先に、この町に住む人が長く住み続けたいと思うまちづくりは町長も同じ考えだと思います。しかし、町民の生活のために全て使われているかという、そうではない使われ方があります。その代表が中之条町ガーデンズです。30年度の決算では2億7,000万を超え、総額で5億を超える巨額な税金を投入した町営施設になろうとしています。私が指摘したいのは、この施設が外部から委託された専門家の思い描くままの内容だということです。しかも、町が拠出する金額としてはあまりにも大きく、不安や心配の声が上がっています。これだけの税金を投入するのですから、安定的な経営でなければなりません。にもかかわらず完成する前から経営が不安視されています。今後の経営内容については、町の財政を圧迫する恐れがあります。そして、財源としてふるさと納税を多く充当しています。ふるさと納税は、流動的な税金のため、いつまでもあてにすることはできません。今後運営には多くの課題がある事業は町民の声をよく聞き、見直しをしていく必要があります。10月には消費増税が実施される見込みです。町民の家計負担はますます大きくなり、高い国民健康保険税や介護保険税を払うことも困難だと不安に感じている町民が多数います。今後町民の暮らしを守る住民サービスは、さらに重要性が増してきます。大型な施

設や東京の資本の民間業者への委託は、町民の税金が東京資本へと流れることになるのではないのでしょうか。私は、こうしたことはやめて、直営でできる業務は町ですべきです。町では現在工事が始まっている木質バイオマス、これは新エネルギーの転換として新たな事業と期待があります。国連サミットで採択されたSDGsの持続可能な開発目標にもあるように、再生可能エネルギーへの転換は政府も推奨し取り組まれていることです。しかし、気をつけなければならないのは、ビジネスチャンスと多くの企業が参入してきているということ、大規模な開発を伴うメガソーラーは景観を壊し、災害の危険もあり、その乱立は大きな問題です。民間業者は営利主義であり、自治体とは理念が違います。一般質問で申し上げたように、大規模開発には適切な規制をかける条例をつくり、自然環境を守ることが町の重要な財産を守ることになると思います。そういった点からも慎重に活用していく必要があります。今決算で指摘しなければならないのは、伊能町長の政治姿勢にあります。今回公職選挙法違反に関しても7人もの議員が町長に対して質問しました。町長は、この件で事情聴取を受け不起訴となりました。これほど町と町民に多大な迷惑をかけておきながら何の処分も受けず責任を取ろうともしない、町政は町民のためにあります。まず、町民へと謝罪をして説明をするべきでした。しかし、最初に行われたのは非公開の全員協議会での場でした。後に内容が議会だよりに掲載されましたが、最初は町民に向けての趣旨ではありませんでした。町民あつての町政ですし、主役は町民です。そうした意識が町長にはおありなののでしょうか。今回の一件では、町の職員もかなり対応に追われたと思います。職員は、伊能町長と共に町の事業を執行する側として、こうした町長の下で職務を果たさなければならない、これは大変不幸なことだと思います。こうしたことから、伊能町政は町民からの信頼を失っているということをご指摘したいと思います。町民に背を向けるような姿勢でなく、しっかりと町民一人一人が安心して生活できるまちづくりを求めたいと思います。そして、議員のみなさんにご賛同いただき、今決算の反対を呼びかけまして、討論を終わりにいたします。

○議長（山本隆雄）次に、賛成討論の発言を許可します。2番、佐藤力也さん

01：29：49～

○2番（佐藤力也）議長のお許しをいただきましたので、今議会定例会に上程されております認定第1号 平成30年度中之条町歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成30年度予算は、国の経済状況は緩やかな回復基調が続いているとされながらも、先行きの不透明な中で中之条町の各会計予算については地域の活性化や住民福祉の向上等の喫緊の課題への対応策として掲げられた6つの柱、「教育環境の充実」、「産業の振興」、「交流人口の増加」、「健康の増進」、「福祉の充実」、「財政の健全化」を基

本として編成され、執行されました。その後、年度途中で対処しなければならない緊急かつ重要な事業経費を補正予算として加え、決算を迎えました。決算内容について触れますと、まず一般会計の歳入合計では、前年度より5,589万円増の112億2,641万円となりました。町税や使用料及び手数料、幾つかの交付金で減少が見られ、また依然として地方交付税は合併算定替えの縮減もあり減少、事業量により増減のある国庫支出金や県支出金も減となり、さらにはふるさと思いやり寄附金にあつては、御礼品の返礼率3割が示されて以来、減少傾向になっております。算出決算額では、前年度に比べ5,783万円増の103億5,091万円となっています。平成30年度は、ふるさと納税関連やチャッポミゴケ公園整備事業、小水力発電事業等の普通建設事業費が大幅に減額となりました。30年度から始まった防災行政無線デジタル化事業、四万へき地診療所建設に伴う繰出金、また元金償還開始に伴う公債費の増額はあるものの生活基盤、社会福祉、産業、教育振興面でそれぞれ町民の要望に応えた事業が執行され、特に少子高齢化の進展や人口減少への対応とする中之条町人口ビジョン総合戦略やまちづくりビジョンに掲げられている子育て支援、移住、定住促進施策等が積極的に実施されております。また、町の特性を生かしながら、交流人口を増やし活性化を進めていくため、スパトレイル、伊参スタジオ映画祭、まちなか5時間リレーマラソン等、町民を上げての各種事業が展開されており、繰越明許費を除くと執行率は96.4%となり、予定された事業は円滑に執行されております。実質公債費比率や財政健全化判断比率等の各種財政指標においても、財政運営の健全化が保たれていることが示されていますし、後年度の財政負担という観点で見ますと、財政調整基金の積み立てを行い将来の財源不足等への対応や、町債については後年度交付税措置のある有利な過疎債等を活用され、地方債残高の将来負担軽減にも取り組まれています。堅実な財政運営によって、中之条町の財政状況は健全な状態を維持していることが明確に出ておりますし、これはここ数年の全庁を挙げた行政の改善の成果と考えられます。また、一般会計と併せて9つの特別会計についても、住民の多様化するニーズに沿い、健全な事業運営が図られたものと思います。

以上申し上げましたが、監査委員の意見書にもありますとおり、計数的には何ら問題ない決算となっておりますし、町の行政財政改革は着実に推進されています。加えて町の活性化に向け、各事業に積極的に取り組まれており、評価をするところでもあります。子育て支援、人口減少対策、移住定住促進施策への取り組み等、さらなる充実を切望し、本決算の認定に賛成するものであります。

同僚議員の皆様におかれましても、慎重審議のもとご理解を賜り、賛成されますことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）他に討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、認定第1号 平成30年度中之条町歳入歳出決算認定について採決します
本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数でございます。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成30年度中之条町事業会計決算認定について採決します。
本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

(休憩 自午前11時55分 至午後1時00分)

○議長（山本隆雄）再開します。

引き続き審議を続けます。

○

◎ 請願第1号

(委員長報告、質疑、採決)

○議長（山本隆雄）日程第6、請願第1号を議題とします。

お手元に請願審査報告書を配付しましたが、この際、委員長から審査経過の内容について報告を求めます。

総務企画常任委員長、富沢重典さん、ご登壇願います。6番、富沢さん

○総務企画常任委員会委員長（富沢重典）議長の命によりまして、令和元年9月定例会議において総務企画常任委員会に付託された請願第1号の審査報告を申し上げます。

当委員会は、9月9日13時から第1委員会室において、委員、町長、議長、副町長、関係課長、職員出席のもと開催し、請願第1号について審査いたしました。

請願第1号は、「地方財政の充実・強化を求める請願」で、内閣総理大臣、衆議院議

長、参議院議長ほか、関係大臣に対する意見書の提出を求めるものです。

まず、係長から説明を受け、質疑の後、各委員から意見を聞きました。主な意見ですが、「10項目の内容についておおむね妥当であると思う」、「以前にも同様の請願が提出され、採択となった経緯もある」、以上のような意見が出されました。

採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、賛成全員であったため、当委員会では採択と決定いたしました。あわせて意見書の提出について決定し、意見書案を審査いたしました。特に意見がなく、請願の意見書を出すことに決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会に付託された請願の審査報告とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

請願第1号 「地方財政の充実・強化を求める請願」についてを委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

○

◎ 日程の追加

○議長（山本隆雄）お諮りします。請願第1号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題にすることと決定しました。

議案を配付します。

（事務局により議案の配付）

○議長（山本隆雄）ただいま配付しました議第1号議案を追加日程第1として議事日程に加えていただきたいと思います。

◎ 議第1号議案 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について
(採決)

○議長（山本隆雄）追加日程第1、議題1号議案を議題とします。

議案を朗読させます。局長

(議第1号議案について、事務局長朗読)

○議長（山本隆雄）お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほど委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決します。

議第1号議案 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

◎ 特別委員会の設置について

(提案、採決)

○議長（山本隆雄）日程第7、特別委員会の設置についてを議題とします。

都市等交流対策特別委員会の設置については、全員協議会の場で設置目的等を説明し、質疑等がなかったため、本日の設置提案といたしました。

都市等交流対策特別委員会の設置についてお諮りします。

町では、交流人口の増加による経済の活性化や都市部との防災協定などを積極的に取り組んでいる状況です。

議会においてもこうした取り組みについて調査、研究のため、議長を除く14人の委員をもって構成する都市等交流対策特別委員会を設置し、問題の調査、研究が終了するまで、閉会中の継続審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、よって14人の委員をもって構成する都市等交流対策特別委員会を設置し、これに付託の上、調査、審査の終了するまで、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

ただいま設置しました都市等交流対策特別委員の中から委員長、副委員長を互選していただきたいと思います。

なお、委員会条例第8条第2項において、互選に関する職務は年長の委員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

場所は第1委員会室でお願いします。

この際、暫時休憩とします。

（休憩 自午後1時16分 至午後1時25分）

○議長（山本隆雄）再開します。

先ほど休憩中に都市等交流対策特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告を申し上げます。

都市等交流対策特別委員長に篠原一美さん、副委員長に富沢重典さんが選任されましたので、よろしくお願いします。

○

◎ 議員派遣の件

○議長（山本隆雄）日程第8、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付した一覧表のとおり、議員派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

○

◎ 動議の提出

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました……

（「議長、動議の発言を求めます」の声）

○議長（山本隆雄）12番、劔持秀喜さん

○12番（劔持秀喜）今動議の発言の許可をいただきましたので、山本隆雄議長の不信任案を小栗芳雄議員、安原賢一議員の賛成のもと提出いたします。

○議長（山本隆雄）議長の不信任動議に賛成者がございます。

ただいま劔持秀喜さんから、議長不信任案の動議が提出されました。この動議は1名

以上の賛成者がありますので……この件について、ただいまの賛成者、小栗議員と安原議員、賛成の挙手を。

（「２人いればいい」等の声）

○議長（山本隆雄）１名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩とします。

（休憩 自午後１時２８分 至午後１時５１分）

○

◎ 日程の追加

○議長（山本隆雄）再開します。お諮りします。

お手元に配付したとおり、議長不信任決議案を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○

◎ 議第２号議案 山本隆雄議長の不信任決議について

（提案説明、質疑、討論、採決）

○議長（山本隆雄）追加日程第２、中之条町議会議長不信任決議案を議題とします。

本件は、私の一身上に関する事件であります。退場します。

暫時休憩とします。

（山本隆雄議長退場）

（休憩 自午後１時５２分 至午後１時５３分）

○副議長（齋藤祐知）再開します。

地方自治法第106条の規定により、議長の職を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は14名です。

提出者の劔持さんから、提案理由の説明を求めます。劔持さんご登壇願います。劔持さん。

○12番（劔持秀喜）それでは、山本隆雄議長の不信任案について提案説明をいたします。

南波前群馬県議会議員陣営の公職選挙法違反事件で南波久美子氏に有罪判決が出されました。その選挙の選対委員長を務めたのが山本隆雄中之条町議会議長であり、５回にわたり警察の取り調べを受け、結果、書類送検をされました。

町長は、定例会議の一般質問を受けて、説明責任の一端を果たそうとしていたのでしょう。しかし、議長には地方自治法でその機会を与えていません。議長も当然承知

のことと思います。だから、7人の議員によって私達は早期に臨時会議を開くことで、公式の場によってその機会ができ、そこで町民への説明責任を果たしてもらいたいと思い提案をいたしました。議長は臨時会議を開催せず、説明責任を果たそうとしませんでした。議長自身からそういう機会を作りにくいのでは、そんな投げかけをしたにもかかわらず、疑問で残念で仕方ありません。

議員は、住民から直接選ばれ、住民の声を、住民の心を代表し、その議員が構成する議会は、具体的政策の最終決定、そして行財政運営の批判と監視という大きな2つの使命を果たしていかなければなりません。その代表者である議長は、議会を代表する権限を有し、その地位は議会自体の権威と結びつくものであり、同時にその中立性、尊厳性を保たなければなりません。今回の事件によって、中之条町議会への中之条町民からの信頼と期待を大きく失望させ、大きな社会問題にもなっている政治離れをはじめ、政治への希望を大きく喪失させ、中之条町に対して、中之条町民に対して、はかり知れないダメージを与えたこと、大変残念に思うと同時に、その責任は極めて大きいと思います。

同様に書類送検された町長の責任を問いたすべき議会は、その代表である議長がこれでは、議会として議会の役割を果たすことができない状況にあります。

私は、一般質問の中でも政治に携わるものの出处進退は、自ら判断するべきと申し上げました。そして、9月定例会議、本日最終日の最後の最後の今まで、議長が自らの意思で議会の代表者として、中之条町議会としての良識を示すべくしかるべき決断をするものと思っていましたが、何ら責任を果たす言動、行動がありませんでした。議員や町長を選ぶのは有権者です。しかし、議長を選んだのは議員です。私は、中之条町民の思いを受けとめ、中之条町議会議員としての使命を果たすため、中之条町議会の役割を果たすため、そして中之条町議会の良識を守るため、断腸の思いで議長不信任案を提出いたしました。

多くの町民がもう一度この町のためにとってもらえるように、議長は議長としての責任を果たし、議会は議会としての責任を果たし、その上で前に進んでいかなければならない、そう思っています。

終わりに、私は議会を構成する一人一人の議員が自己のことでなく、町民の声を、町民の心をしっかりと受け止めて、これからのこの町の誇り、町民の誇りを決して裏切ってはいけない、その選択を間違えないで欲しいと願ってやみません。

議長に、そして町長にも、この断腸の思いで提出した本案を町民の声、町民の心として受け止めていただきたい、そのことを伝え、提案説明といたします。

○副議長（齋藤祐知）提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する者なし)

○副議長（齋藤祐知）別段ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論があればお願いします。

最初に、反対の討論を許可します。

(発言する者なし)

○副議長（齋藤祐知）続いて、賛成の討論を許可いたします。10番、小栗さん

○10番（小栗芳雄）先ほど同僚議員から上程されました議長に対する不信任決議案の動議に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

山本議長は、中之条町議会を代表する議長として、また吾妻郡町村議会議長会や群馬県町村議長会においても重責を担っており、大変立派な方であると認識をしております。しかし、本年4月に行われた群馬県議会議員選挙で当選し、5月に辞職した県会議員の陣営から、当選後に選挙運動の謝礼として現金とようかんが配られ、ようかんを受け取ったとして、議長は公職選挙法違反の疑いで警察の取り調べを受け、書類送検されました。不起訴とはなりましたが、町民の間には大きな不信感が広がっております。7月26日に開かれた議員懇談会において経緯の説明があり、その内容が8月15日に発行された議会だよりに掲載され、全戸配布されました。町長、議長お二人からの経緯説明の中には、「不起訴になり法的には無罪となったわけですが」とありましたが、果たして町民は納得したのでしょうか。謝礼として現金とようかんを配った本人は事実を認め、議長もようかんを受け取ったことを認めているわけですから、不起訴になったから無罪という説明には無理があるのではないのでしょうか。「花と湯の町がようかんの町だね」、「6,000円のようかんはどんな味かね」、「6,000円までならもらっても大丈夫」などの声が町民の間から冗談半分に聞こえてきます。平成30年3月には山本議長が主導し、中之条町議会基本条例がつくられ、同年4月1日から施行されました。議員の政治倫理として第16条で、「議会は町民の全体の代表者として、その倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」とし、倫理性を自覚するよう規定しました。

平成29年11月、議員の視察研修先である議員が禁煙の部屋で喫煙し、やめるよう注意した従業員に強く反発したということが大問題になり、特別委員会の委員長、常任委員会の副委員長を辞任し、その後町議選の立候補も断念せざるを得なくなりました。警察の取り調べを受けたわけでもなく、書類送検されたわけでもないのに、たくさんの人たちに迷惑をかけたという理由で辞任したわけです。

今回の事件は、このたばこ問題に比べて新聞などの報道も数多く、町民の関心は高く、まだまだ疑念が払拭されたとは言えません。町民に疑念を抱かせたままの状態をいつま

でも続けていくわけにはまいりません。議会が早く正常化し、町民の負託に応えられる議会運営をしていただきたい、以上の理由から、議長の不信任決議案に対し、賛成の立場から討論をさせていただきました。

○副議長（齋藤祐知）次に、反対討論を許します。どなたかおられましたら、挙手をお願いします。5番、篠原一美さん。

○5番（篠原一美）ただいま出されました山本隆雄議長不信任案決議に対し、反対する立場から一言お話をさせていただきますと思います。

先ほど同僚議員からもお話がありました吾妻郡町村議長会会長、吾妻郡広域町村圏振興整備組合議長、非常に重要な役職を引き受けており、なおかつ郡都中之条にふさわしい活躍をいただいております。

我々議員は、町民福祉の向上と町の発展、これのために寄与する、これが我々議員の使命というふうに私自身考えております。今人口減少の中、この問題に対応する、これは郡都中之条町議長並びに町長が中心となって、将来人口減少に対し、吾妻広域圏での輪を広げ、各町村の負担を減らし、福祉にその資金を、財政を振り向けていかななくてはならない時期に来ておるというふうに考えております。そういう面からいきますと、今まで町民福祉の向上並びに吾妻郡町村振興整備組合等の議長を兼任し、その率先して吾妻のため、中之条町のために頑張っている議長、今後とも継続して町政のかじ取りをし、郡都中之条の代表としてさまざまな人口減少対策をはじめとする対応をしていただきたく、反対の討論とさせていただきます。

同僚議員におかれましては、このへんをよくご理解をいただき、不信任案に反対をしていただくということで、私の討論とさせていただきます。同僚議員のみなさん、よろしくをお願いします。

○副議長（齋藤祐知）他に討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（齋藤祐知）お諮りします。

以上で討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○副議長（齋藤祐知）異議なしと認め、これより採決に入ります。

中之条町議会議長不信任決議案を採決します。

この議長不信任決議案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○副議長（齋藤祐知）起立少数であります。

よって、中之条町議会議長不信任決議案は否決されました。

山本議長の入場を認めます。

(山本隆雄議長入場)

○副議長(齋藤祐知) 中之条町議会議長不信任決議案は否決されました。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 自午後2時11分 至午後2時12分)

○議長(山本隆雄) 再開します。

◎ 散会

○議長(山本隆雄) 以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

これにて散会します。

(散会 午後2時13分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 関 常明

中之条町議会議員 唐沢 清治

中之条町議会議員 安原 賢一